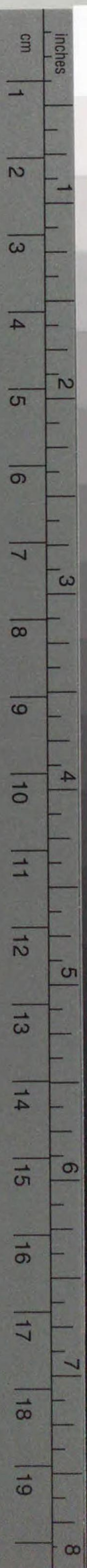


Kodak Gray Scale



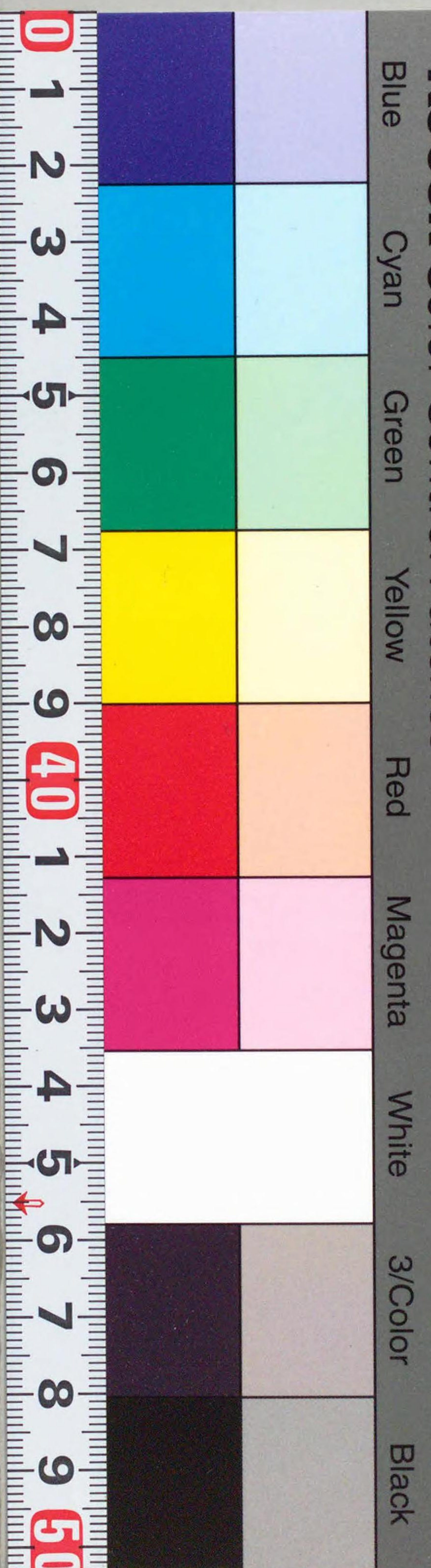
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

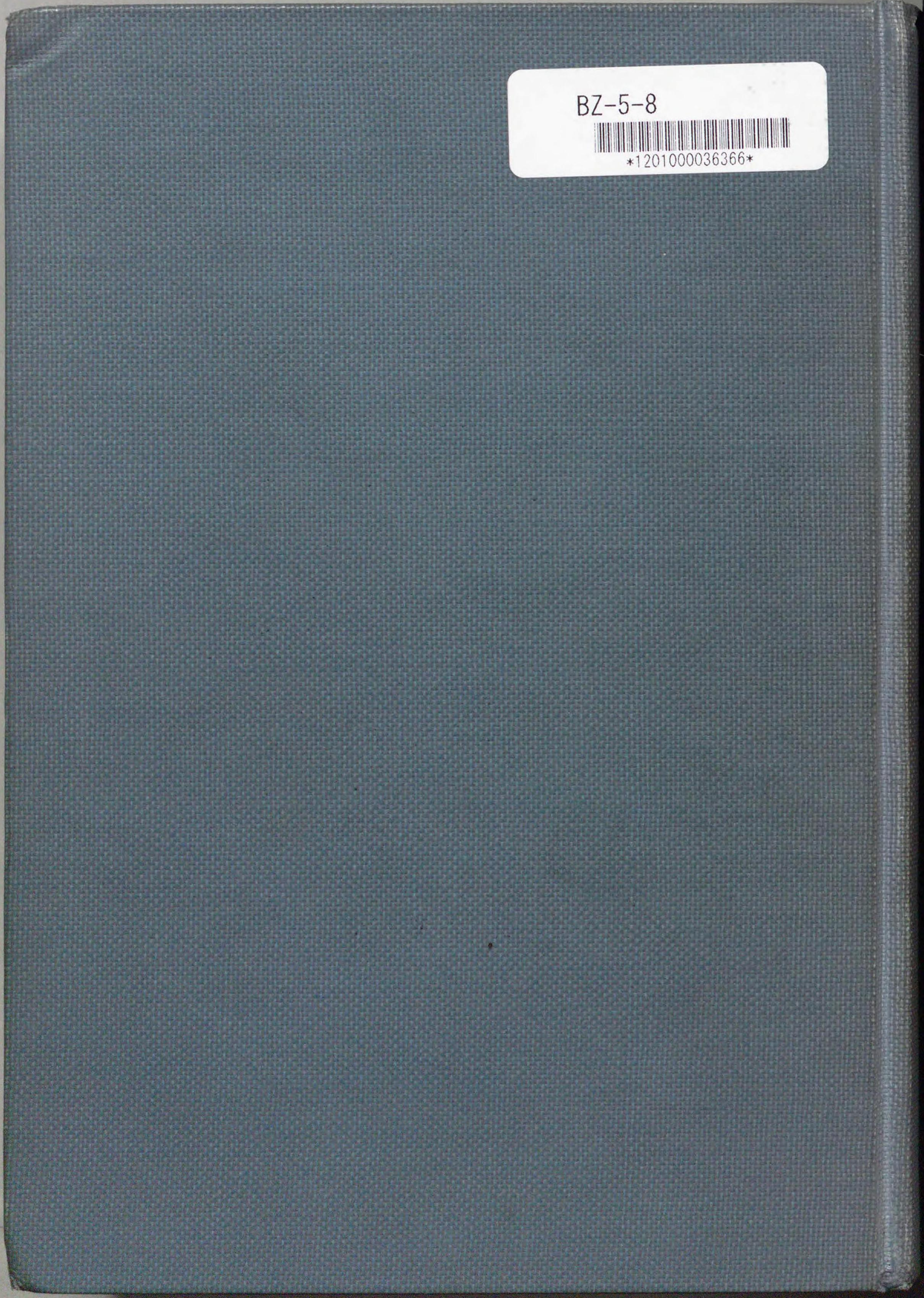


Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak



BZ-5-8
1201000036366







25 千七+N-5

BZ-5-8

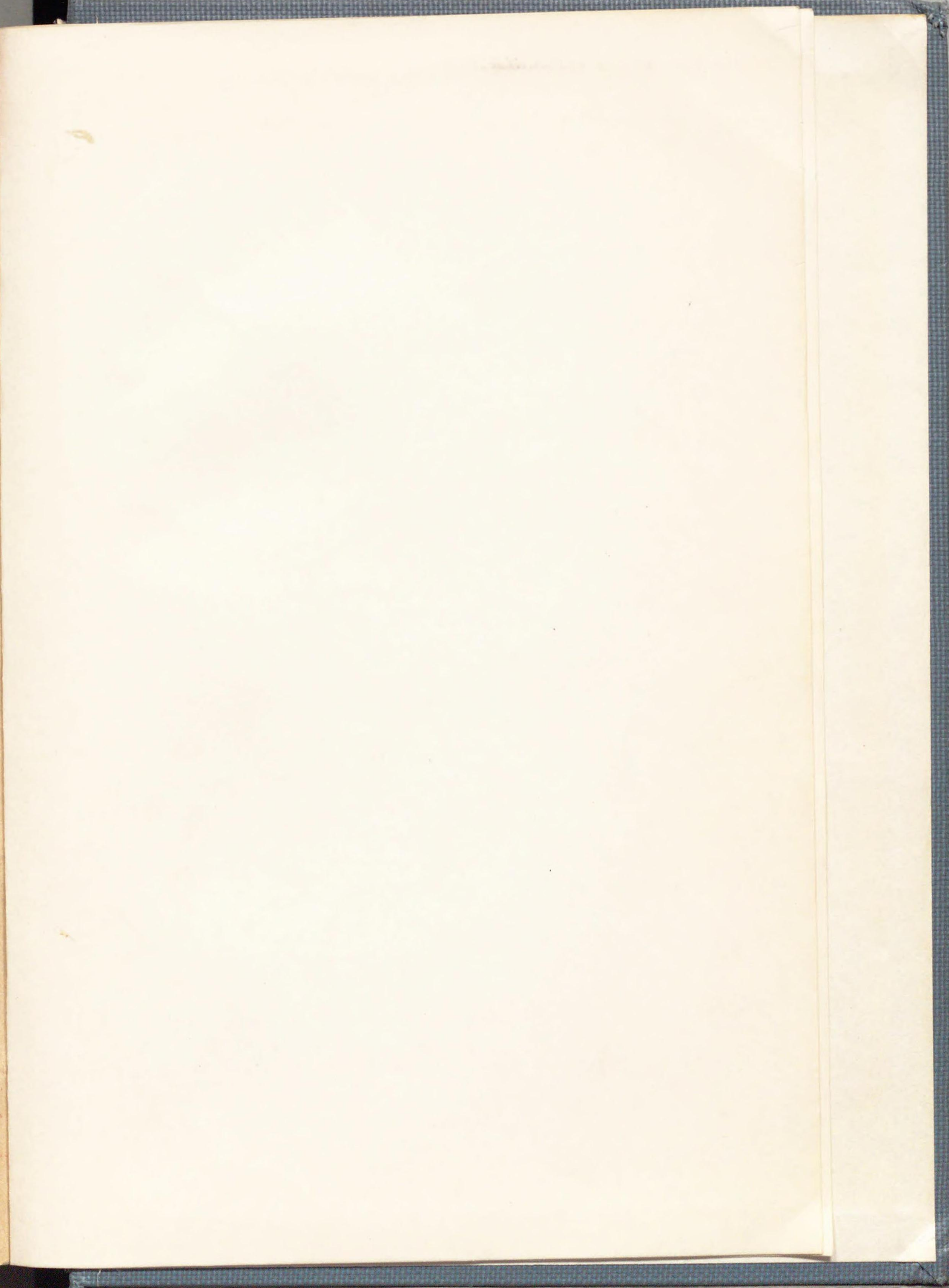


1201000036366



第八回国会制定法審議要録

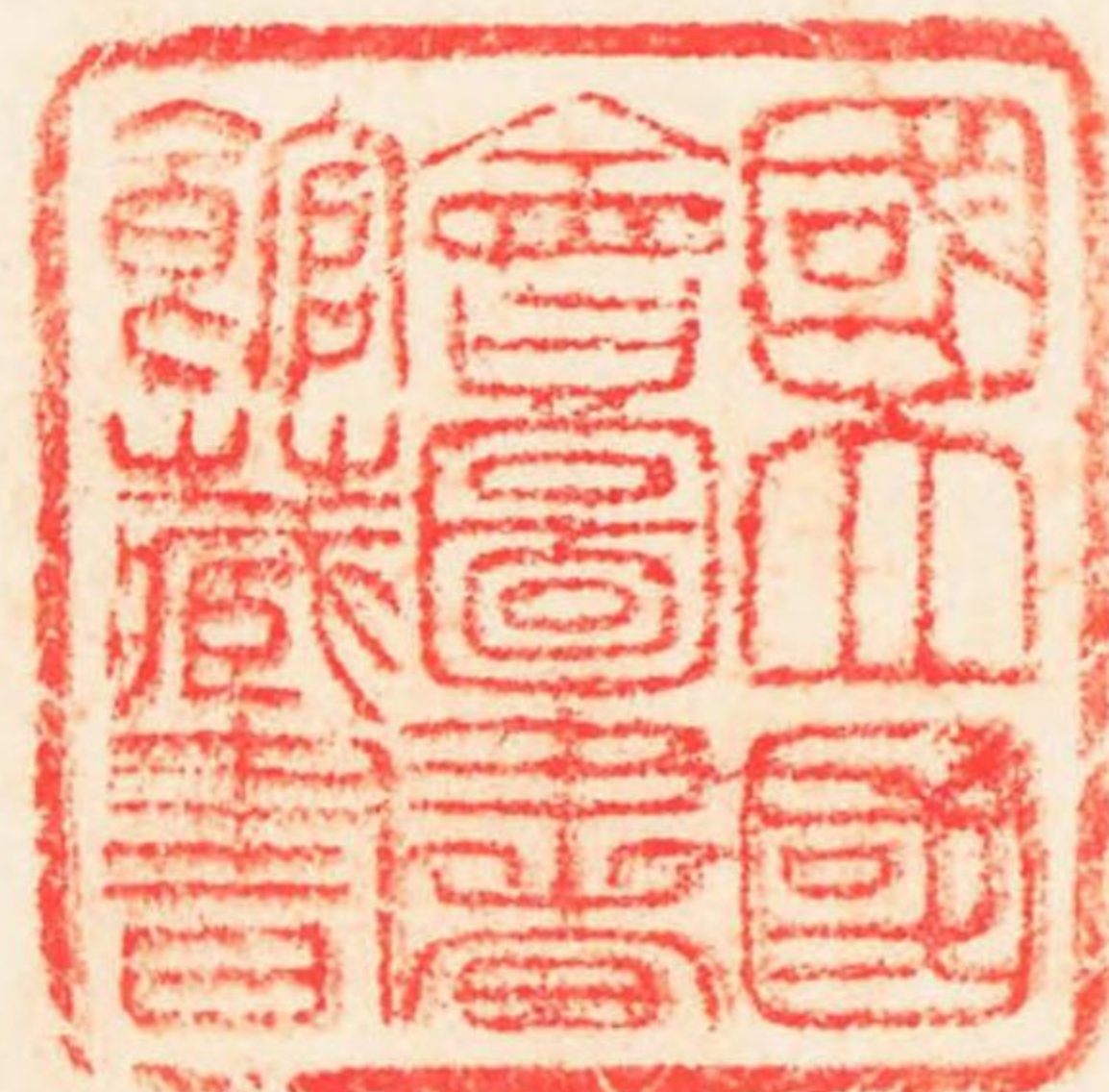
参議院法制局
衆議院法制局



~~314.451579964~~



BZ
5
8



K 865

凡 例

一、本書は、第八回国会（臨時会）において成立した法律の立法趣旨ないし提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律の審議経過を収録することを目的とし、併せて、第八回国会の会期調、委員会及び委員長一覽表並びに不成立の法律案の審議経過をも掲げたものである。

提案理由は両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由説明及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日番号の下に（衆）と註記してあるのは、衆議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。

四、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

目次

註 件名の下に(衆)とあるのは、衆議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

- 法律第二百二十三号 阿波丸事件の見舞金に関する法律(昭二五・七・三一公布).....一
- 法律第二百二十四号 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二五・七・三一公布).....二
- 法律第二百二十五号 漁業法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一公布)(衆).....四
- 法律第二百二十六号 地方税法(昭二五・七・三一公布).....六
- 法律第二百二十七号 土地台帳法等の一部を改正する法律(昭二五・七・三一公布).....五
- 法律第二百二十八号 土地家屋調査士法(昭二五・七・三一公布)(衆).....六
- 法律第二百二十九号 災害救助法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一公布).....三
- 法律第二百三十号 失業保険法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一公布).....四
- 法律第二百三十一号 関税法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一公布).....七
- 法律第二百三十二号 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(昭二五・八・一公布).....七
- 法律第二百三十四号 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二五・八・四公布).....四〇
- 法律第二百三十五号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・八・四公布).....四
- 法律第二百三十六号 証券取引法の一部を改正する法律(昭二五・八・四公布).....四
- 法律第二百三十七号 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭二五・八・四公布).....四
- 法律第二百三十八号 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律(昭二五・八・五公布).....五
- 法律第二百三十九号 商品取引所法(昭二五・八・五公布).....五

○法律第二百四十号	日本製鉄株式会社法廃止法(昭二五・八・五公布).....	六〇
○法律第二百四十一号	鉄道公安職員の職務に関する法律(昭二五・八・一〇公布)(衆).....	六三
○法律第二百四十二号	低性能船舶買入法(昭二五・八・一〇公布).....	六三
○法律第二百四十三号	主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律(昭二五・八・二一公布).....	六六
○法律第二百四十四号	飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二五・八・二三公布)(衆).....	六九
○法律第二百四十五号	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五・八・二四公布)(衆).....	七一
○法律第二百四十六号	歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五・八・二四公布)(衆).....	七一
○法律第二百四十七号	狂犬病予防法(昭二五・八・二六公布)(衆).....	七三
○法律第二百四十八号	横浜国際港都建設法(昭二五・一〇・二二公布)(衆).....	七六
○法律第二百四十九号	神戸国際港都建設法(昭二五・一〇・二二公布)(衆).....	七八
○法律第二百五十号	奈良国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二公布)(衆).....	八三
○法律第二百五十一号	京都国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二公布)(衆).....	八四

件名索引

(五十音順)

(あ)	○阿波丸事件の見舞金に関する法律(昭二五・七・三一・法二二・一三三).....	一
(い)	○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五・八・二四・法二四五).....	七一
	○飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二五・八・二三・法二四四).....	六九
(か)	○関税法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一・法二三・一).....	七三
(き)	○狂犬病予防法(昭二五・八・二六・法二四七).....	七三
	○京都国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二・法二五一).....	七八
	○教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二五・八・四・法二三四).....	八四
(け)	○漁業法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一・法二二・五).....	四
(こ)	○神戸国際港都建設法(昭二五・一〇・二二・法二四九).....	七八
(か)	○災害救助法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一・法二二・九).....	三
(け)	○歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二五・八・二四・法二四六).....	七一
	○失業保険法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一・法二二・三〇).....	三三
	○主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律(昭二五・八・二二・法二四三).....	六六
	○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・八・四・法二三五).....	四
	○昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律(昭二五・八・五・法二三八).....	五
	○証券取引法の一部を改正する法律(昭二五・八・四・法二二六).....	八四

件名索引

○商品取引所法(昭二五・八・五・法二三九)……………五

(せ)

○船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭二五・八・四・法二二七)……………四

(ち)

○地方税法(昭二五・七・三二・法二二六)……………六

(て)

○低性能船舶買入法(昭二五・八・一〇・法二四二)……………三

○鉄道公安職員の職務に関する法律(昭二五・八・二〇・法二四一)……………三

(と)

○土地家屋調査士法(昭二五・七・三二・法二二八)……………三

○土地台帳法等の一部を改正する法律(昭二五・七・三二・法二二七)……………三

(な)

○奈良国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二・法二五〇)……………四

(に)

部門別索引

第一 国家行政組織関係

○日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(昭二五・八・一法二二二)……………三

第二 地方行政関係

○地方税法(昭二五・七・三二法二二六)……………六

第三 裁判所・法務関係

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二五・七・三二法二二四)……………三

○土地台帳法等の一部を改正する法律(昭二五・七・三二法二二七)……………三

○土地家屋調査士法(昭二五・七・三二法二二八)……………三

○鉄道公安職員の職務に関する法律(昭二五・八・一〇法二四一)……………三

第四 財政・金融関係

○関税法の一部を改正する法律(昭二五・七・三二法二三一)……………三

部門別索引

○日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(昭二五・八・一・法二二二)……………三

○日本製鉄株式会社法廃止法(昭二五・八・五・法二四〇)……………三

(よ)

○横浜国際港都建設法(昭二五・一〇・二二・法二四八)……………三

(り)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二五・七・三一・法二二四)……………三

第五 産業・経済関係

- 主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律(昭二五・八・二二法二四三)……………六
- 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二五・八・二三法二四四)……………六
- 漁業法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一法二二五)……………四
- 商品取引所法(昭二五・八・五法二二九)……………四
- 証券取引法の一部を改正する法律(昭二五・八・四法二二六)……………四
- 日本製鉄株式会社廃止法(昭二五・八・五法二四〇)……………六
- 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭二五・八・四法二二七)……………六

第六 交通・建設関係

- 低性能船舶買入法(昭二五・八・二〇法二四二)……………三
- 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・八・四法二三五)……………三
- 京都国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二法二五一)……………三
- 奈良国際文化観光都市建設法(昭二五・一〇・二二法二五〇)……………三
- 横浜国際港都建設法(昭二五・一〇・二二法二四八)……………六
- 神戸国際港都建設法(昭二五・一〇・二二法二四九)……………六

第七 教育関係

- 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律

- (昭二五・八・五法二三八)……………五
- 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二五・八・四法二三四)……………四

第八 厚生関係

- 阿波丸事件の見舞金に関する法律(昭二五・七・三一法二二三)……………一
- 災害救助法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一法二二九)……………三
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・八・二四法二四六)……………七
- 狂犬病予防法(昭二五・八・二六法二四七)……………七

第九 労働関係

- 失業保険法の一部を改正する法律(昭二五・七・三一法二三〇)……………三

阿波丸事件の見舞金に関する法律

(昭和二五、七、三一、法二二三)

一、提案理由(七月十八日)

○政府委員(草葉隆圓君) 阿波丸事件の見舞金に関する法律案につきまして提案の理由を説明させて頂きます。

昭和二十四年四月六日の衆議院並びに参議院におきまして御議決を願いました「阿波丸事件に基く日本国の請求権放棄に関する決議」、これによりまして政府は国内措置といたしまして、本事件の犠牲者を慰藉するために適当な方法を講ずることが要望されたのであります。で政府はこの決議に基きまして、本事件の犠牲者に慰藉を表明する手段といたしまして、同船に乗つておりましたために死亡いたしました者の遺族並びに同船の所有者に対して見舞金を支給することが適当であると考へまして、所要の経費を昭和二十五年度の予算に計上したのであります。これが実施に当りまして、死者の遺族の範囲なり、その順位なり、或いは見舞金の額、見舞金の支給を受けます手續、船主に対する見舞金の支給、こういうことを規定いたしますために本法律案を提出いたしました次第でございます。以上が提案理由の概要でございます。どうぞ慎重御審議を賜わりまして、速かに御採択を頂きますようお願い申上げる次第でございます。

阿波丸事件の見舞金に関する法律

二、参議院外務委員長報告(七月二十六日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました阿波丸事件の見舞金に関する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。昭和二十四年四月六日参議院及び衆議院において、阿波丸事件に基く日本国の請求権放棄に関する決議が採択せられ、政府に対して、国内措置として、本事件の犠牲者を慰藉するため適当の手段を講ずることを要望いたしましたことは御承知の通りであります。政府はこの決議に基き、同船に乗つていて死亡した者の遺族及び同船の所有者たる日本郵船会社に対し見舞金を支給することとし、その所要経費を二十五年度予算に計上してあるのであります。この見舞金を受くべき遺族の範囲、順位、見舞金の額、支給手續、船主に対する見舞金の支給等を規定したものがこの法律案の内容であります。尚、御参考までに見舞金額の大体を申し上げますと、死亡者一人につき七万円、日本郵船会社に対しては千七百八十四万三千円と定めてありまして、遺族に対する分配の具体的方法については法案第四條につき御承知を願いたいと存じます。

本委員会は七月十八日同じく二十四日の両日に亘り慎重審議をいたし、先ず各委員と政府側との間に熱心なる質疑応答が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。討論に入りまして、社会党の曾根委員より、阿波丸事件に関して日米間に

取決められた協定に関連し、この種国際協定と国会との関係につき言及された後に、本案に賛成の発言があり、討論を終局し、採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

三、衆議院外務委員長報告(七月二十九日)

○北澤直吉君 たいま議題となりました法案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、七月十二日内閣から国会に提出され、本委員会に付託されました。よつて七月二十六日及び二十九日の二回にわたりました委員会を開き、審議をいたしました。政府側の説明によりますれば、昭和二十四年四月六日衆議院及び参議院において可決されました阿波丸事件に基く日本国の請求権放棄に関する決議に基きまして、国内措置として本事件の犠牲者を慰藉するため、同船に乗つておつたため死亡した者の遺族及び同船の所有者に対し見舞金を支給することが適當であると考え、所要の経費を昭和二十五年年度予算に計上したのであります。これが実施にあたり遺族の範囲及び順位、見舞金の額、見舞金の支給を受ける手続、船主に対する見舞金の支給を規定するため本案を提出いたしましたことでありました。

また政府側から法案の逐條の説明がありました。そのおもなる諸点をあげますれば、一、見舞金の支給を受ける遺族の範囲及び順位については、災害補償に関する諸立法において一般的に採用され

定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、或いは罹災建築物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、或いは罹災地の借地権を今後存続させる意思がないと認められるものを消滅させる等の途を開き、借地借家關係を調整して戦争による罹災都市の急速な復興を図ることを目的として制定されたのであります。その後同法の改正により第二十五條の二の規定が追加せられた結果、戦争の場合のみならず別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとなつたのであります。そして、同法第二十七條第二項によりますと、その適用地区もまた災害ごとに別に法律で定めることとなつているのであります。

よつて去る五月十三日長野県西筑摩郡上松町に発生いたしました火災及び去る六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町に発生いたしました火災につきまして、それら地元の県及び町の意向も参酌しましてその被害状況等を調査検討いたしましたところ、右災害につき同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することといたしましたのが、同町の借地借家關係を調整し、以て速かに同町を復興させるゆえんと考えられますので、ここに本法律案を提出した次第でございます。

何卒慎重御審議の上速かに可決せられんことを御願いたします。

二
ている支給順序によつた。すなわち見舞金は、事件の発生した当日における死亡者の配偶者その他の遺族に支給される。二、見舞金の額は、死亡者が一人の場合には七万円、二人の場合には十二万円、三人以上の場合には十五万円とする。三、阿波丸の所有者、日本郵船会社に対して千七百八十四万三千円の見舞金を支給すること等でありました。

次いで質疑、討論を行いました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

次いで採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決せられました。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

(昭和二五、七、三一、法二二四)

一、提案理由(七月十七日)

○国務大臣(大橋武夫君) 只今議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(七月二十四日)

○宮城タマヨ君 只今上程されました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、元來罹災都市の急速な復興を図ることを目的といたしまして、戦争都市における借地権等に関して特例を認めた法律でございます。その後これを改正いたし、第二十五條の二の規定を加えて、戦争のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害等の災害の場合にも同法を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとしたものでございます。去る五月十三日、長野県筑摩郡上松町に発生いたしました火災及び去る六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町に発生いたしました火災につきましては、罹災地域も相当広く、その区域内の借地面積、借家世帯数も相当多いので、それら地元の府県及び町の要望にも応えて、右の災害につき両町に罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用しようとするのが本法案の趣旨でございます。

委員会におきまして慎重審議いたしました。その詳細は速記録によつて御了承願うことにいたします。委員会におきましての討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院法務委員長報告(七月二十七日)

○安部俊吾君 ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、本年五月十三日長野県西筑摩郡上松町に起つた火災によりまして、同町中枢部の九割の区域にわたり約六百戸を焼失いたしました。うち約半数が借家世帯であり、罹災面積の六割が借地関係でありました。また六月一日の秋田県鷹巣町の火災により、その半数に当る六百六十一戸を焼失いたしました。その四割が借家関係にあり、罹災区域の四割が借地関係でありました。

そこで本法案は、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の規定を発動し、罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させることにいたしました。これによつて両町の借地借家関係を調整し、その復興促進に資せんとするものであります。

委員会においては、罹災地の事情を調査し、先例にかんがみ、急速にこの法案を成立させる必要を認めました。よつて質疑、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。

◎漁業法の一部を改正する法律

(昭和二五、七、三二、法二二五(衆))

一、提案理由(七月二十四日)

○川村委員 ただいま議題になりました漁業法の一部を改正する法律案は、「漁業法第八十五條第三項第一号中「七人」の下に「北海道の海区漁業調整委員会にあつては十一人」を加える。附則、この法律は、公布の日から施行する。」かように改正するものであります。

その提案の理由といたしまして、北海道は御承知の通り日本の生産の三八%を持つておるところの、非常に生産の高いところであり、第二点は、漁業の種類、たとへて言いますれば、内地方面にないところのしん、さけ、ます、その他各種の漁業種類があるのであります。従つてこれに対して専用漁業権その他定置漁業権等の種類並びに数が非常に多いこと、第三点は、漁業資源は他府県よりも非常に豊富でありますので、今後の新魚田の開発等においても、漁業の発展性が非常に大きいこと、第四点には、終戦後引揚漁民が北海道に非常に多くおること、さらに内地方面の資源の枯渇によつて、北海道の魚田開発のために、相当数の内地方面からの移住漁民があるのであります。かような漁民も日本の漁業振興のために、北海道において十分に取入れて行くことがよからうということが第四点、次

に交通並びに通信等の機関が、内地府県よりも非常に不便なので、せつかく新漁業法によつて漁業の民主化をはかろうとしましても、普及が非常に困難なのであります。かような理由から、北海道に限つては内地七人の委員の数を十一人置いて、これらの問題を解決して行く、すなわち調整して行くことが最も妥当である、かような意味合いで提案したのであります。もちろん第五回国会におきまして、北海道は市町村ごとに海区調整委員会を置くということであつたのであります。客観情勢から四十九海区にされたという状態も、その理由の一つになりますけれども、これらはもとより私たちは市町村単位に、すなわち総合的に海区調整委員会を設置することが、今後の漁業調整に最も公平を期するという意味合でありましたので、現在の四十九海区を、さらにある時期においてこれを縮めなければならぬということを考えておりますけれども、先ほど申しました五人の理由から、どうしても現在の七人の委員では十分なる調整をほかり得ないということで、漁民の選挙による委員を十一人にしたいというのがある理由であることをここに付け加えて、提案の説

二、衆議院水産委員長報告(七月二十五日)

○川村善八郎君 ただいま議題となりました漁業法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。北海道にお

漁業法の一部を改正する法律

ける漁業の実態は、内地と異なり、漁業資源が豊富であり、かつその生産性が非常に高く、重要であるばかりでなく、将来の発展性が期待される最も重要なところでもあります。その上に、漁業の種類及びその数、あるいは共同漁業並びに定置漁業、その他漁業権の数においても非常に多く、複雑多岐でありますので、特に北海道の海区におきましては、当初は市町村単位ということであつたのが、海区が広くなり、また将来支庁単位に漁業調整を維持するには海区漁業調整委員の定数を増加する必要があると認められるのであります。すなわち、漁業法第八十五條第三項第一号の委員の定数七人を、北海道の海区漁業調整委員会におきましては、前に述べました特殊性にかんがみまして十一人に増加しようとするのであります。

本法案は、七月二十四日水産委員会に付託され、審査の結果、原案通り可決されたのであります。不備の点が見出されたので、本日、本委員会において本案を再議に付し、慎重審議の上、討論を省略して採決したところ、全会一致で修正議決した次第であります。

三、参議院水産委員長報告(七月三十日)

○木下辰雄君 只今上程いたされました漁業法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案は衆議院議員の提出でありまして、極めて簡単な法案であります。去る第六国会において成立いたしました新漁業法、この漁業法のうちに海区漁業調整委員会というのがあります。これは民主的に漁業の調整をやる、あるいは許可、免許というものを強い意味において行政官庁の諮問機関として置かれたのであります。その海区漁業調整委員会は、漁民から選挙された者が七名と、それから公益代表が一名、学識経験者が二名、合計十名の者によつてこの委員会ができております。そうして内地の海区漁業調整委員会は、大体都府県において二海区或いは三海区以上に分れております。然るに北海道においては、全道四十九の海区に分れておりますけれども、非常に内地と比較しまして広い範囲が一海区になつております。それで漁民の代表として七名の委員では非常に少いからして、これを十一名に殖やす、そうして公益代表、学識経験者、併せて十四名の委員にいたしたいというのがこの法案の内容であります。衆議院において可決されました、本月二十五日に参議院に廻つて来ました。委員会におきましては、二十八日に慎重審議いたしました、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

◎地方税法 (昭和二五、七、三一、法二二六)

一、提案理由(七月十二日)

○岡野国務大臣 たいま提出いたしました地方税法を制定する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

前国会においても、政府は新地方税法案を提出いたしましたのでありますが、提案時期の遅延等の関係から、その審議は新年度にまたがることとなりましたので、旧税法から新税法へ移行を円滑にするため、新税法において廃止または税率の改正を予定する税目については、新しい地方税法の成立するまでの間、その徴収を停止しておくことを適當と考え、別途その旨の法律案を提出することとしたのであります。しかるところ、徴収停止の法律案は成立いたしましたのであります。その後この法律を存置したまま、言いかえれば、現行地方税制の主要部分の効力を停止したまま、新しい地方税法案は幾多の論議の後、遂に不幸にして成立を見ることができなくなつたのであります。徴収を停止せられた税目は、現行地方税法の主要税目のほとんど全部でありますので、地方団体は、その活動の原動力とも称すべき税収入の大部分について徴収の道が絶たれたことになつたわけでありまして、従つて、地方団体はその歳入について年間の確たる見通しを得ることができなくなつたのであります。自然年間を通ずる地方財政の計画的執行も困難となり、多くの事業が

あります。

しこうして、地方自治の確立を意図して、すでに地方自治法が制定せられ、地方公共団体の骨格は整つたのであります。が、それよりもむしろ住民につながるその事務をゆたかにし、活発な自治活動を可能にするその財政を強化して、地方自治の内容を充実させることが、先決の問題であります。しかるに地方公共団体の現状は、相次いで負荷せられる任務の重いのに比べて、財政力は微弱であり、ために地方自治は財政的に破綻に瀕しているとまで極言せられているのであります。

これを税制の面について申し上げますならば、すでに地方団体のうち七割を越えるものが、標準税率を越えて課税しております。法定税目のほかに、地方団体が新税の設定を余儀なくされておりますものが、課税団体で二千、税目で百数十種類に及んでいるのであります。たいていの団体が、その税率で課税するものとして定められてはいるはずの標準税率で課税している団体が、むしろ例外でありました。法定税目そのものが、かなりむりなものを拾い上げて、国民に圧迫感を與えていることを恐れているのに、その上さらに多くの団体が幾多のむりな税目を設けざるを得ない状況に置かれていふというところは、地方税収入のはなはだしい不足を示すものであります。そもそも地方税制そのものが、破綻していると申さねばならぬのであります。

現行地方税制は、すでに国税附加税の制度を捨てて、独立税中心主義をとつておりますが、中枢をなす事業税、地租及び家屋

停止せられたまま今日に至つているのであります。これが地方行政の運営に少からぬ障害をなしていることを恐れているものであります。政府といたしましては、このような情勢にかんがみ、今までに地方財政平衡交付金約六百二十億円を概算交付するとともに、爾余の不足資金については、大蔵省預金部より短期融通することとし、もつて最低限度の財政需要をまかなうに足る財源は確保することとしたのであります。しかしながら、右はあくまでも暫定措置でありまして、事態の根本的解決はもとより、新地方税法案の一日もすみやかな成立実施をおいて、他にこれを求めることができなないのであります。ここに置きまして、政府は前国会における論議にかんがみ、かつは法案成立の遅延に伴い、原案に若干の修正を施して、再びここにこれを提案することとした次第であります。

最初に新地方税法案制定の目標と方針を申述べたいと存じます。言うまでもなく、わが国は、敗戦による苦しい体験から、終戦後いち早く新しい憲法のもとに、民主主義に基いて国政を運営する旨を確定したのであります。もとより民主政治の確立は、單に政治運営の形式を民主化するにとどめてはなりません。政治運営に関する判断が、広く国民の中から生れて来るようにし向けて参らなければなりません。

これがためには、すべて公事に関する問題は、可及的にその問題の周辺にあつて、その問題から直接の影響を受ける人たちの手によつて、責任ある処理を行わせるようにして参らなければなりません。民主政治の確立と地方自治の強化とは表裏一体をなす問題で

税の三收益税は、あるいは国の所得税や法人税と課税標準を同じくし、あるいは国の決定した賃貸価格を課税標準とする等なお著しく国に依存する態勢を改めないのであります。そも／＼地方自治の伸長を期せうといたしますならば、活動の源泉となるべき財源を豊富にするともに、これを地方団体みずからの責任において確保させ、もつて自治運営に対する住民の鋭い監視と批判とを求めようにして行かねばならないのであります。よつて地方税収入を拡充し、地方税制の自主性を強化して、地方自治の根基をつちかうことを、今次地方税制改正の第一の目標といたして行っているのであります。

次に現行地方税の主要な税目の個々について申し述べたいと存じます。その一は事業に対する課税であります。戦前地方税総額の二〇％を占める程度であつたものが、現行税制そのままで参りますと、昭和二十五年には三五％内外を占めることとなつておるのであります。しかも事業税のうち個人の事業主の負担いたしますものが、戦前の五〇％内外から九〇％内外に増加して参つておるのであります。このことは、現行事業税が二重の意味において不合理になつてゐるのであります。すなわち第一には、他の課税客体に比べて、事業の負担が重過ぎるということがあり、第二には本来公益的に負担すべき事業税が、大企業に不当に輕課されているということであり、

その二は土地及び家屋に対する課税であります。地代家賃統制令との関係があるからとはいえ、戦前地方税総額の三〇％を占めて

に分離し、もつて税務行政の責任の帰属を明確にすることであり、また、これによつて道府県税としたものは、普通税で附加価値税、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉦区税、漁業権税及び狩猟者税の七税目、目的税で水利地益税であり、市町村税としたものは、普通税で市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉦産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税の十税目であり、目的税で水利地益税及び共同施設税であります。

第三は、有力な直接税を市町村税として、市町村における税収入の強化をはかるとともに、住民の市町村行政に対する関心の増大を求め、もつて地方自治の基盤をつちかうとともに、民主政治の推進を期することであり、

第四は特別徴収に関する規定を整備すること、納税秩序を強化すること等により、税収入確保の方途を講ずることであり、

第五は、税率を全税目にわたつて明確に規定することにより、地域間における地方税負担の衡平化を期することであり、

かくして地方税法を全文にわたつて改正したのでありますが、これによつて、昭和二十五年において、地方団体が収入することのできる税額は千九百八億円となる見込みであります。昭和二十四年度千五百二十四億円と比較すると、三百八十四億円の増収といふことになり、この地方税の増収のほかに、地方財政平衡交付金制度を創設したり、災害復旧費の全額を国庫において負担することにいたしましたので、相当の財源が増加になります。もちろんこれにより、地方財源は特に潤沢になつたということも言えないの

いたものが、現行税制で参りますと、昭和二十五年ではよろやく一〇％を占めるにすぎなくなるのであります。しかも他の税目と比べましても、かなり負担の均衡を欠いていることが感ぜられるのであります。営業用乗用車ですら、その一台の負担は畑地三十七町歩、家屋八百数十坪の負担に匹敵してゐるのであります。

その三は、住民税であります。元来戸数割を廃止して住民税が設けられた当時は、収入を上げることが主たる目的にはしないで、単に負担分任の精神を地方税制の上に存置しておくための、ごく少額のものであつたのであります。ところが地方財政の窮乏は、この税に相当多くの収入と弾力性を求めざるを得なくなり、自然、団体間においても、課税額にかなり大きな幅ができ、標準税額の十数倍に達している町村も珍しくなくなつて来たのであります。こうなつて来ると、応能原則を重視すべき租税として、もはや放任しがたくなつてしまつたといわねばならないのであります。

このような現状にかんがみ、地方税制を根本的に改革して、国民の地方税負担の合理化及び均等化を確保することを、今次地方税制改正の第二の目標といたしております。しかしてこのような目標のもとにのつた具体的な地方税制改革の方針は、第一は財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雑税の整理等を行い、地方税全般にわたつて、その負担の合理化と均衡化を徹底することであり、

第二は課税標準、税率等に関する地方団体の権限を拡充して、地方税制の自主性を強化するとともに、道府県税と市町村税とを完全

であります。現下の国民租税負担の現状にかんがみ、現時下、地方税としてはこの程度の増収にとどめることをもつて、適当とすると考へた次第であります。

以下新税の創設、既存税目の変更、徴税手続の合理化、改正原案に対する修正点の順に従つて、新地方税法案の内容を御説明申し上げます。

まず新設された税目についての説明であります。その第一は、附加価値税であります。附加価値税は、事業税及び特別所得税を廃止するとともに、これらの課税客体であつた事業の附加価値に対し、附加価値額を課税標準として、事業所または事務所所在地の道府県において課税するものであります。

ここに附加価値と申すのは、当該事業がその段階において、国民総所得に附加した価値を指すものであり、生産国民所得の観念で申しますならば、一定期間における当該事業の総売上金額より他の事業から購入した土地、建物、機械設備、原材料、商品、動力等の代価を控除したものをいい、逆にこれを分配国民所得の観念で申しますならば、賃銀、地代、利子及び企業者利潤を合算したものといたしましょう。このような附加価値額を課税標準とするところの附加価値税を従来の事業税にかえて創設するゆゑは、第一に、従来の事業税でありますと、まず収益課税たる本質上、非稼働的なものであります。ゆゑに今日のごとく所得税、法人税、道府県民税、市町村民税、さらにこの事業税と所得の上に累積的に課税されてゐるときにおいては、事業に対する負担がたえがたいまでに重

くなること。第二に、事業税の課税標準は所得であるがゆえに、必然的に国税たる所得税及び法人税の課税標準の算定の結果に追従せざるを得ないこととなり、事業税課税についての責任の帰属を不明確にすること。第三に、およそ事業を継続している以上は、常に地方団体の施設の恩恵に浴しているから、事業はすべて応分の地方税負担とすべきであるにかかわらず、事業税によるときは、所得のないものは常に課税を免かれるという欠陥を有するのに対して、附加価値税においては、これらのいずれの欠陥をも一応克服できる上に、取引高税のごとく重複課税とならないこと。企業の垂直的結合を促進するがごとく重複課税としないことなどの長所があり、さらに進んで固定設備の購入代金が課税標準から控除されるがゆえに、現下のわが国経済にとつて、最も必要であるところの産業の有機的構成の高度化の促進するという効果もまた期待できるのであります。しかし、附加価値税は、農業、林業並びに鉱物の採掘及び採取の事業に対しては、非課税の取扱いをいたしたいと考えております。その理由は前二者につきましては、主として固定資産税の負担が、相当重くなつていゝることによるものであり、後者につきましては、別途鉱産税が存置されているからであります。

次に附加価値税の税率は、標準税率を四%とし、最高税率を八%としておりますが、原始産業、自由業等につきましては、標準税率を三%、最高税率を六%とし、免税点はいずれも附加価値額の総額が十二箇月分として、九万円を原則といたしております。さらに附加価値税の徴収手続は、申告納付の方法によるものとして

人口五万以上五十万未満の市において、個人は六百円を標準とし、最高七百五十円、法人は千八百円を標準とし、最高三千円、これら以外の市町村において、個人は四百円を標準とし、最高五百円、法人は千二百円を標準とし、最高二千円としております。

他方、所得割につきましては、前年の所得税額を課税標準とし、その百分の十八を標準とし、百分の二十を最高とする方式及び前年の課税総所得金額を課税標準とし、百分の十を最高とする方式、並びに前年の課税総所得金額から所得税額を控除した後の金額を課税標準とし、百分の二十を最高とする方式の三方式のいずれかを選択し得るものとしておりますが、昭和二十五年におきましては、第一の方式のみを採用することとしております。

なお、市町村民税は、前年において所得がなかつた者及び生活保護法の適用を受ける者並びに不具者及び未成年者に対しては、その全部を、同居の妻に対しては、均等割を課さないものとしております。ただ未成年者及び不具者であつても、一定額以上の資産所得または事業所得を有し、かつ独立の生計を営む場合、または同居の妻があつても、その夫が市町村民税の納税義務者でない場合においては、妻なるがゆえの非課税の取扱いは受けないのであります。

課税団体は、六月一日現在において住所または事務所、事業所もしくは家屋敷が所在した市町村で、その課税方法は賦課処分によるものとし、納期は原則として、均等割のみを納付するものは七月、その他のものは、七月、九月、十二月及び二月の四回としております。ただ本年度及び明年度におきましては、若干の特例を定めてお

おります。また、これと関連しまして附加価値税につきましても、青色の申告の制度を採用することとしたのであります。また、昭和二十六年限りの課税標準算定の特例として、金融業、運送業及び倉庫業につきましては、その選択によつて、総売上金額の一定額をもつて、附加価値額とすることが出来るものとしておりますが、その理由はあるいは事業の特別な性格に基くものであり、あるいは事業の公共性にかんがみ、さしあたり負担の急変を避けようとする趣旨に出たものであります。この附加価値税の収入見込み額は、昭和二十六年度四百九億九千九百九十九億九千九百九十九円とあります。

新税のその二は、市町村民税であります。同じ税目は従前にも存していたわけがありますが、その性格を一変して行つております。市町村内に住所を有する個人に対しては、均等割及び所得割により、事務所、事業所または家屋敷を有する個人及び事業所または事業所を有する法人に対しては、均等割によつて課するところの税であります。従来の市町村民税と異りますのは、第一には、世帯主を納税義務者とする家族主義的な構成をとつていたものを、所得のある限りは、成年者をすべて納税義務者とする個人主義的な構成をとつていゝことであり、第二には、均等割、資産割及び所得割の三者によつて課税していたのを、資産割を廃止して、均等割と所得割の二者によつて課税することとしたことであり、第三には、法人に対しては均等割しか課税しないこととしたこととあります。しかし、均等割の額は、人口五十万以上の市において、個人は八百円を標準とし最高千円、法人は、二千四百円を標準とし、最高四千円、

ります。また収入見込額は、昭和二十五年において五百七十五億円、平年度において四百七十億円であります。

新税のその三は、固定資産税であります。固定資産税は、土地、家屋及び減価償却の可能な有形固定資産に対し、その価格を標準として、原則として、所有者に課するところの税であります。これは、従来の地租、家屋税を拡充したものでありまして、そのおもな相違点は、課税客体が土地、家屋のほか、償却資産の加えられていゝこと、課税標準が、賃貸価格と異なり、価格であることとあります。

しかし、その価格は、毎年一月一日の適正な時価によつて、おおむね各市町村に設置される固定資産評価員の行う評価に基づき、市町村長が決定いたします。この市町村長が決定した価格は、固定資産税の課税の必要上、市町村に作成を義務づけられた固定資産課税台帳に登録し、一定期間関係者の縦覧に供して、確定することとしております。但し、昭和二十五年分の固定資産税の課税標準に限り、農地以外の土地及び家屋については、賃貸価格の九百倍の額、農地については、農地調整法による農地の公定価格に二・五を乗じて得た額とするものとしております。

また、償却資産の価格については、資産評価法の規定によつて再評価を行った場合における再評価額の限度額、同法の規定によつて償却資産の所有者が現実に行つた再評価額または再評価を行わない場合にあつては、その資産の帳簿価格等をしんじやくして、適正な時価を市町村長が決定するものであります。

固定資産税の税率は、百分の一・七を標準としておりますが、当分

の間百分の三を最高とし、かつ昭和二十五年分限り、百分の一・七に一定したのであります。一定した趣旨は、課税の条件を同一にすることによつて、課税標準額について存する不均衡の所在を明確にし、次の機会における固定資産の公正な評価を容易ならしめようとする趣旨であります。なお、大規模の工場や発電施設が、近隣の市町村の公共費の支出に直接かつ重要な影響を與えたり、これらの地方における経済と直接かつ重要な関連を有する場合においては、地方財政委員会がこれらの固定資産を指定し、これを評価してその価格を決定し、固定資産の所在する市町村のいかにかわらず、その価格を関係市町村に配分することができるといたしてありますのは、税源の極端な偏在を防止しようとする趣旨にはかならないものであります。

また、船舶、車両その他二以上の市町村にわたつて使用される移動性もしくは可動性償却資産及び鉄軌道、発電配電施設その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産のうち、地方財政委員会が指定するものについては、地方財政委員会が価格を決定し、その価額を関係市町村に配分するものとしておりますが、その趣旨は主として、広い見地からする評価によつて、関係市町村間における固定資産の価額配分の適正を期せうとするところにあるわけでありませう。固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とし、納期は原則として、四月、六月、八月、及び十一月の四回としておりますが、本年度及び明年度におきましては、若干の特例を定めております。また、収入見込額は、昭和二十五年分において約

としたこととあります。

第三は賦課徴収について、改正を加えました諸点に関する説明であります。

その一は、過納にかかわる地方団体の徴収金を納税者に還付し、または未納の徴収金に充当する場合において加算金の制度を創設し、もつて納税者の権利の保護に欠けるところのないようにしたこととあります。

その二は納税者または特別徴収義務者について滞納処分、強制執行、破産宣告等があつたときは、地方団体は、その徴収金について交付要求をなし得るものとし、もつて、税収入の確保に遺憾なきを期したこととあります。

その三は、納税者に交付すべき徴税令書には、課税の基礎及び税額算定の根拠を明確に示さなければならぬものとし、もつて納税者の保護と、その納税への協力を期したこととあります。

その四は、入場税、遊興飲食税、電気ガス税、木材引取税等を特別徴収によつて徴収させるときは、特別徴収義務者にその徴収にかかわる税金を申告納入させることとするとともに、入場税と遊興飲食税の特別徴収義務者が特別徴収する場合においては、そのことを明示する証票の交付方を、地方団体の長に申請するものとし、その交付を受けた証票を店頭その他公衆の見やすい箇所に貼付しなければならぬものとし、もつて、この種租税徴収の強化をはかつたこととあります。

その五は納税義務者が申告納付し、または特別徴収義務者が申告

五百二十億円であり、平年度において五百九十八億円であります。第二は、既存種目に対して加えられた変更に関する説明であります。その一は、入場税に関するものであります。第一点はすでに切り離して去る三月より実施せられていたところでありましたが、税率を従来の十五割の部分に十割に、また、従来の六割の部分に四割に、それ／＼三分の一づつ引き下げたこととあり、第二点は、新たに課税除外の規定を設けたこととあり、第三点は、催しものの主催者等に所定の入場券または利用券の発行義務を課するとともに、入場者が入場し、または利用者が利用する際に、その入場券または利用券の一半を切り取つて、他の一半を入場者または利用者に交付する義務を課したこと、及び全員を無料で入場させた場合であつても、その状況により経費を課税標準として課することができるものとしたこと等、徴収の強化をはかつた点であります。

その二は、遊興飲食税に関するものであります。第一点は、現行の税率十五割、八割、五割及び二割を十割、四割及び二割に引き下げ、もつて負担の軽減と、徴収の適正化をはからんとしたこととあります。第二点は條例で領收証発行及び証紙使用の義務を課し得るものとし、乱れがちな遊興飲食税の徴収を確保する道を規定したこととあります。

その三は、自動車税、漁業権税、自転車税、荷車税、広告税、入湯税、及び接客人税についても、新たに標準税率を定め、もつて地域間の負担の均衡化をはかるとともに、その課税手続、救済、罰則等に関する所要の規定を整備して、納税者の理解に便ならしめよう

納入する場合においては、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の制度を、また、督促状を交付した場合においては、延滞加算金の制度をそれ／＼新たに設け、もつて納税意識の高揚と滞納の絶滅を期したこととあります。

その六は、所要の罰則規定を整備して、徴収の強化をはかつたこととあります。

なお、今次の改正案において、本年度または来年度から廃止を予定している税は、先に成立いたしました地方税法の一部を改正する法律と合せ、道府県民税、地租、家屋税、事業税、特別所得税、不動産取得税、酒消費税、電話税、軌道税、電柱税、船舶税、舟税、金庫税、と畜税、使用人税、漁業権の取得に対する漁業権税、自動車の取得に対する自動車税、自転車取得に対する自動車税、荷車の取得に対する荷車税、都市計画税等の多数に上るのであります。

以上を要するに、今次改正案は、実にわが国の地方税制の創始以来の劃期的なものであり、特に附加価値税、固定資産税及び市町村民税の三大新税の創設、道府県税体系と市町村税体系との明確な分離及び賦課徴収手続の明確化等の諸点において、きわめてすぐれた特色を有し、地方財政の確立ないし地方自治強化のために、偉大な貢献をなすべきことが期待されるのであります。

しこうして政府は、概略右の如き趣旨と内容に基きまして、地方税法案を前国会に提出いたしましたのであります。不幸にして不成立に終りましたため、ここに若干の修正を加えて再び提案する次第で

ありまして、以下修正を加えました諸点について御説明申し上げます。

まず第一は、附加価値税の実施を一年間延期して、明年一月一日からとし、それまではおおむね現行の事業税及び特別所得税を課するものとしたこととあります。これは元来その負担の転嫁することを予想する税種について、半年以上も過去にさかのぼつて、実施するということには不慮でありますのと、新税の実施には何分法案の成立後も、準備に万全を期する必要があると考えたからであります。

しこうして、附加価値税にかえ、存置される事業税及び特別所得税につきましては、法案中に第六章として特に一章を設け、詳細に規定することとしたのであります。すなわちその課税客体については、おおむね現行の事業税及び特別所得税のそれと同一にしているのではありませんが、ただ、農業、林業については、固定資産税との関連上、これを非課税とし、また原始産業中主として自家労力によつて行ふものについても、附加価値税の場合と全く同様に課税しないこととしたのであります。税率についても附加価値税について予定した四百二十億円の収入を得ることを目途として、現行事業税の法人及び個人の第一種事業に対するもの、本税、附加税及び都市計画税制を合せて一八％を一・二％に、特別法人及び個人の第二種事業に対するもの、同じく一・二％を八％に、特別所得税中第一種業務に対するもの、一・二％を八％に、それ／＼三割三分余りずつ引き下げるとともに、免税点を現行の四千八百円から二万五千円に引き上げ、もつて事業税負担

の合理化をはかつた次第であります。

しこうして、この事業税及び特別所得税は、全額を道府県税とするものにも、納付の方法は現行通り徴税令書を交付して徴収するところの、いわゆる普通徴収の方法によるものとして行っているのであります。

第二に、市町村民税については、法案成立の遅延に伴い、昭和二十五年分限り、その賦課期日を八月一日とし、かつ固定資産税の修正との関連から、その納期を昭和二十五年分においては九月、十一月及び一月の三期とし、また昭和二十六年分においては七月、九月、十一月及び一月の四期としたのであります。

第三に、固定資産税については、前国会においても、この税の負担の急激なる増加については、とかくの論議のあつたところにかんがみ、標準税率を原案の百分の一・七五から一・七に引き下げるとともに、昭和二十五年分においては、百分の一・七の一定税率を用いるが、同年度分の固定資産税の収入見込額が五百二十億円を相当に上まわり、または下まわると認めるときは、おおむね五百二十億円となるように、昭和二十六年一月中において、地方財政委員会がその税率を変更するものとするとし、その負担の合理化をはかることとしたのであります。また、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の納付については、特に次のような特例を設けることとしたのであります。すなわち

(一) 昭和二十五年分分の固定資産税を課すべき償却資産に限り、その価格をおおむね、(1)帳簿価額、(2)資産再評価法の規定による

ます。

以上の諸点が前国会提案の法案について修正を加えた主要な点であります。新税法制定の趣旨にも照らし、地方財政法に次のことき改正を加えることといたしております。すなわち

その一は、地方団体は、寄附金を割当て、強制的に徴収するようなことをしてはならないこと。

その二は、公共事業費の財源を起債に求める場合は、従来少くとも二割の増税をしていなければならなかつたのであります。少くとも標準税率で課税している場合であれば、よいものとしたこととあります。

最後に、私といたしましては、この法律が一日もすみやかに成立して施行せられ、朝野の絶大なる理解と協力のもとに、よくその所期の目的を達成し、もつて地方自治の確立を通じて、国政民主化の上に、大きな貢献をすることを望んでやまないものがあります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決あらんことを希望いたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十二日)

○前尾繁三郎君 たいま議題となりました地方税法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

今回政府から提案されました地方税法案は、さきに第七国会において政府から提出せられました地方税法案と、その趣旨においても

現実の再評価額、(3)再評価を行わないものにあつてはその見積額、(4)再評価額の限度の七〇％の額のいずれをも下らない範囲で、仮決定し、これを基礎としてかりに算定した税額を徴収し、昭和二十六年分において固定資産評価員の評価の実績に基づいて本税額を決定し、同年十二月中に、かりに算定した税額との差額を追徴または環付するものとしたのであります。

(二) 次に、昭和二十六年分分の固定資産税は、最終納期前の各納期においては、農地以外の土地、家屋及び償却資産については、昭和二十五年分の固定資産税のかりの課税標準の算出方式によつて算出したかりの課税標準額、並びに農地については、農地の公定価格を基礎とした昭和二十六年分の課税標準額の合計額を基礎として、かりに算定した税額を納期数で除して得た額を徴収し、最終納期において、現実の評価の結果による課税標準額を基礎として税額を決定し、すでに徴収せられた仮算定税額との差額を追徴または環付することとしたのであります。

(三) なお、固定資産税の納期は、法案成立の遅延及び右の仮算定税額徴収の制度の採用に伴い、昭和二十五年分は土地、家屋にかかる固定資産税の納期を八月、十二月及び二月、償却資産にかかる固定資産税の納期を十二月及び二月とし、昭和二十六年分の納期は、四月、六月、八月及び十二月としております。

(四) 免税点についても、課税標準額の仮決定制度の採用に伴い、徴収の便宜上、本年度分及び明年度分限り土地、家屋及び償却資産の各別に計算し、その額を一万円とすることとしたのであります。

内容においてもこれを同じくするものでありまして、その異なるところは、政府当局の説明がごとく、前法案に対する国会における審議の状況並びに同法案の不成立による新税法施行期の遅延に伴う諸般の事情にかんがみ所要の修正を施している点であります。さきに政府においては、本年度を期し、シャウブ勸告書の趣旨に基く国税、地方税を通ずる租税制度の根本的改革を企図し、すでに国税に關しては新制度の実施を見たのであります。が、本法案はこれと相応しまして現行地方税に全面的かつ根本的改革を加え、新憲法に基く民主政治確立のため、地方自治の基盤たる地方財政強化の理想を達成するとともに、兼ねて国民負担の軽減並びに均衡化をはからんとするものであります。

次に本法案の内容の概略を申し上げます。まず第一に、本法案は地方財政の窮乏を救い、国家財政依存の弊を除くために地方税収入を拡充し、地方税制の自主性を強化すること、及び国民の地方税負担の不合理、不均衡を是正するために地方税を根本的に改革し、合理的な税制を確立すること、この二つを立案の目標とし、この目標のもとに次のごとき五つの方針をとつておるのであります。

すなわち第一には、財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雑税の整理等を行い、地方税全般にわたつてその負担の合理化と均衡化を徹底することとあります。

第二には、課税標準、税率等に関する地方団体の権限を拡充して地方税制の自主性を強化するとともに、道府県税と市町村税とを完

全に分離し、もつて税務行政の責任の帰属を明確にすることとあります。

第三には、有力な直接税を市町村税としてその収入の強化をはかるとともに、住民の市町村行政に対する関心を深からしめ、もつて地方自治の基盤をつちかうとともに民主政治の推進を期することとあります。

第四には、特別徴収に關する規定を整備すること、納税秩序を強化すること等により税収入確保の方途を講ずることとあります。

第五には、税率を全税目にわたつて明確に規定することにより地域間における地方税負担の公平化を期することとあります。

以上五つの方針にのっとり、本法案は、附加価値税、市町村民税及び固定資産税の三大新税を創設するほか、入場税、遊興飲食税その他の既存税目に変更を加え、徴税手続を合理化する等のため現行地方税法の全部改正を行い、全文六章、八百六條となつておるのであります。政府はこれによつて昭和二十五年年度において地方団体が収入することのできる税額は千九百八億円と見込んでおるのであります。これを前年度に比べますと三百八十四億円の増収となり、さきに創設されました地方財政平衡交付金制度の運用と災害復旧費全額国庫負担の実施により、地方財政の財源は相当地に増加するものと予想しておるのであります。

本法案による新税制の詳細についてはこの際説明を省略いたしますが、以下新税の創設、既存税目の変更、徴税手続の合理化、改正原案に対する修正点の順に従つてその概要を申し上げます。

及び採取の事業に対してはこれを課さないことになつておるのであります。その理由は、前二者は主として固定資産税の負担が相当重くなつてゐること、後者については別途釐産税が存置されておるからであります。次に税率は、標準税率を四%とし、最高税率を八%としてゐるのであります。が、原始産業、自由業等については、標準税率を三%、最高税率を六%とし、免税点はいずれも附加価値額の総額が十二箇月分として九万円を原則としておるのであります。政府は、本税の収入見込額として、昭和二十六年年度四百十九億円、平年度四百四十一億円を見ておるのであります。

新税の第二は市町村民税であります。同じ税目は従前にも存していたわけでありませんが、その性格を一変してゐるのであります。市町村内に住所を有する個人に対しては均等割及び所得割により、事務所、家屋敷等を有する個人及び事務所等を有する法人に對しましては均等割によつて課する税であります。従来の市町村民税と異なるところは、單に世帯主のみならず、所得のある限りは成年者すべて納税義務者としたこと、資産割を廃止したこと、法人に對しては均等割のみを課することとしたことの三点であります。均等割については、市町村の人口に応じて三段階を設け、個人及び法人別にそれ／＼標準額及び最高額を定めており、所得税については、前年度の所得税額または課税総所得金額もしくは課税総所得金額から所得税額を控除した金額のうちいずれかを標準として、これに一定率を乗じたものを課税額とする方式であります。但し、昭和二十五年年度に限り第一の方式によることとあります。なお前年にお

新税の第一は附加価値税であります。この税は、従来の事業税及び特別所得税を廃止するとともに、これらの課税客体であつた事業の附加価値に對して課税するものであります。ここに附加価値といふのは、当該事業がその段階において国民総所得に附加した価値をさすものであります。生産国民所得の觀念で申しますと、一定期間における当該事業の総売上金額より、他の事業から購入した土地、建物、機械設備、原材料、商品、動力等の代価を控除したものを言い、逆にこれを分配国民所得の觀念で申しますれば、賃金、地代、利子及び企業者利潤を合算したものと云ひ得るのであります。法案は前者の觀念による方式をとつてゐるのであります。が、このような附加価値を課税標準とする附加価値税を従来の事業税にかえて創設するゆへんは、事業税が収益課税たる本質上、もつぱら所得を課税標準とすることに基く各種の支障、すなわち所得の上に所得税、住民税等が累積的に課せられること、国税たる所得税及び法人税の課税標準の査定に從うため責任の帰属を不明確にすること、ある事業がいかに多くの恩恵を地方団体の施設から受けましても、所得のない限り納税を免れるなど、これら事業税の持つ欠陥を附加価値税においては一応克服できる上に、取引高税のごとく重複課税とならないこと、一貫作業に有利になる欠陥を有しないことなどの長所があり、さらに進んで固定設備の購入代金が課税標準から控除されるがゆへに、現下のわが国経済にとつて最も必要であるところの資本の蓄積を容易ならしめる等の効果も期待し得るからであります。しかして附加価値税は、農業、林業並びに鉱物の採掘

いて所得のなかつた者及び生活保護法の適用を受けている者並びに不具者及び未成年者に対してはその全部を、同居の妻に対しては均等割を原則として課さないものとしておるのであります。収入見込額は、昭和二十五年において五百七十五億円、平年度において四百七十億円であります。

新税の第三は固定資産税であります。この税は、土地、家屋及び減価償却可能な固定資産に対して、その価格を標準とし、所有者に課するところの税であります。これは従来の地租、家屋税を拡充したものであつて、その主たる相違点は、課税客体が土地、家屋のほか償却資産が加えられていること、課税標準が賃貸価格と異なる価格であることであります。しかしその価格は、毎年一月一日の適正なる時価によつて、おおむね各市町村に設置される固定資産評価員の行う評価に基づき市町村長が決定するのであります。但し、昭和二十五年年度の固定資産税の課税標準に限り、農地以外の土地及び家屋については賃貸価格の九百倍の額、農地については農地調査法による農地の公定価格に二・五を乗じて得た額としておるのであります。また償却資産の価格については、資産再評価法によつて再評価を行った場合における再評価額の限度額、同法によつて償却資産の所有者が現実に行つた再評価額、または再評価を行わない場合にあつては、その資産の帳簿価格などを参酌して適正な時価を市町村長が決定するのであります。税率は百分の一・七を標準としておりましたが、当分の間百分の三を最高とし、かつ昭和二十五年年度分に限り百分の一・七に一定しておるのであります。なお大規

ともに、別に全税目にわたり所要の罰則規定を整備したことと相まつて納税意識の高揚と滞納の絶滅を期し、もつて徴税の強化をはかつておるのであります。

なお多数の雑税を廃して税制を整理するなど幾多の改革を行つておるのであります。すべてその説明は省略いたし、最後に、前国会に提案された地方税法案について今回の法案が加えておられますところの修正点について申し上げます。

まず第一は、附加価値税の実施を一年間延期して明年一月一日からとし、それまでは、おおむね現行の事業税及び特別所得税を課するものとしたこととあります。その理由とするところは、元来その負担の転嫁することを予想する税種について半年以上も過去にさかのぼつて実施するということは不穩当であり、かつ、新税の実施には法案の成立後も準備に万全を期する必要があるというのであります。しかし、附加価値税にかえ存置される事業税及び特別所得税につきましては、その課税客体については、おおむね現行の事業税及び特別所得税のそれと同一にしておるのであります。ただ農業、林業については、固定資産税との関連上これを非課税とし、また原始産業中主として自家労力によつて行うものについても、附加価値税の場合とまったく同様に課税をしないこととなつておるのであります。税率については、附加価値税について予定した四百二十億円の収入を得ることを目途として、現行税率を本税及び附加税を合せて全体にわたり二割ずつ引下げるとともに、免税点は現行の四千八百円から二万五千円に引上げられておるのであります。しかし

模の工場や発電施設、船舶、車両、鉄軌道、発送配電施設等特殊の固定資産については、その指定及び価格の決定並びに関係市町村への配分等について適切な規定を設けておるのであります。しかし収入見込額は、昭和二十五年において約五百二十億円であり、平年度においては約五百九十八億円であります。

次に既存税目に対して加えられた変更について大略申し上げます。その一は入場税に関するものであります。これにつきましては、一部すでに切り離して去る三月から実施せられておるところの税率を、従来の十五割の部分に十割に、従来の六割を四割にそれぞれ引下げたことのほか、新たに課税除外の規定を設け、または入場券、利用券の発行並びに使用について規定を設け、さらに全員無料入場の場合にあつても状況によつては入場税を課することを得るなど、徴税の強化をはかつておるのであります。

その二は遊興飲食税に関するものであります。これについては、現行税率の十五割、八割、五割及び二割を、それ〴〵十割、四割及び二割に引下げるとともに、條例で領收書の発行及び証紙使用の義務を課し得ることとし、徴税の確保をはかつておるのであります。

その三は自動車税、漁業権税、自転車税、荷車税、広告税、入湯税及び接客人税についても新たに標準税率を定め、もつて地域間の負担の均衡化をはかつておるのであります。

次に賦課徴収についての改正に關しましては、あるいは納税者の権利の保護のため、あるいは税収入の確保のため各種の新制度を創設し、従来の規定の整備改善を行い、徴税手続の合理化をはかるとして、この事業税及び特別所得税は全額を道府県税とするともに、納付の方法は現行通りの普通徴収の方法によるものとし、やがて実施せらるることになつてゐる附加価値税との調整をはかつておるのであります。

第二に市町村民税については、法案成立の遅延に伴い、昭和二十五年年度分に限りその賦課期日を八月一日とし、かつ固定資産税の修正との関連から、その納期を昭和二十五年年度においては九月、十一月及び一月の三期とし、また昭和二十六年年度においては七月、九月、十一月及び一月の四期としたのであります。

第三には、固定資産税について標準税率を前の百分の一・七五から一・七に引下げるとともに、昭和二十五年年度においては百分の一・七の一定税率を用いるが、同年度分の固定資産税の収入見込額が五百二十億円を相当に上まわり、または下まわると認めるときは、おおむね五百二十億円となるよう、昭和二十六年一月中において、地方財政委員会がその税率を変更することとなつておるのであります。このほかなお固定資産税については、昭和二十五年年度の課税対象たる償却資産に限り、その価格の仮決定の方法並びに税額の翌年度における清算方法、昭和二十六年年度の固定資産税の各納期における納付額の算定並びに最終納期における清算方法、昭和二十五年、六両年度における納期の変更調整、さらに免税点について本年度分及び明年度分限り土地、家屋及び償却資産の各別に計算し、その額を一万円とするなど、昭和二十五年及び二十六年年度の納付について特例を設けておるのであります。

以上の諸点が改正原案に加えられた修正点の主要なものであります。今回の法案は、さらに新税法制度の趣旨に照し、同法案の附則をもつて地方財政法に次のごとき改正を加えることとしておるのであります。その一つは、地方団体は寄附金を割当て、強制的に徴収するようなことをしてはならないこと、その二は、公共事業費の財源を起債に求める場合は、従来少くとも二割の増税をしていなければならなかつたのであります。少くとも標準税率で課税している場合であればよいものとしたことでもあります。

以上、本法案の内容の概要を申し上げたのであります。本法案はわが国租税制度上面期的な重要法案であり、その内容は複雑多岐にわたり、意図する改革は根本的であるので、わが国現下の経済事情のもとにあつては、新税制が産業経済並びに国民生活の全般に及ぼす影響は相当大きいものがあることが予想されますので、地方行政委員会におきましては、前国会においてもすでに相当に研究、論議が行われたのであります。さらに本法案が、七月十二日、本委員会に付託されて以来、翌十三日、地方自治庁長官、岡野国務大臣の提案理由の説明を聞き、連日長時間にわたり会議を開いて慎重審議を重ねたのであります。その間、本月十七日には大蔵、農林、通商産業、水産等各委員会とも連合審査会を開いたほか、同十九日、二十日の両日にわたり、関係各方面から九人の代表を参考人として招致いたしました。その意見を聴取し、前国会において三日間にわたつて公聴会を開き、徴税者、納税者、学識経験者等国民各層各界の代表の意見を聞いたのとあわせて審議の完璧を期したのであ

ります。以下、本委員会並びに連合審査会における質疑応答について御報告をいたしたいと存じますが、論議はきわめて広汎多岐にわたりますので、ここには概括的に主要な論点の二、三を御紹介するにとどめ、詳細は会議録についてごらんを願うことといたします。

本法案の審議にあたりましては、もとより新税制全般にわたる論議、及び各個の税目についてしさいに検討が行われたのであります。が、さきに前国会において同じ構想になる地方税法案が審議せられておりますので、これらの研究に加えてその欠を補い、その後における時の経過に伴う諸事情にかんがみ各般の論議が展開せられ、特に前回の法案に対する今回の修正点を中心とし、内外の客観情勢の変化に應じ、さらに広く新税制の実施に関連を有する諸問題、及び前法案の不成立に伴う地方財政に対する政府の臨時処置に関する問題、たとえば地方財政平衡交付金制度の運営、特に交付金額の増額及び標準税率との関連、災害復旧費の全額負担、地方債の増額及び起債の許可並びに利子及び償還期限、地方における寄附金等地方財政に関するもののほか、国及び地方公共団体相互間における事務の再配分、市町村の廢置分合等地方自治に関するもの、さらに物価、金融、産業、国民生活に及ぼす影響等について、委員と政府当局との間に質疑応答がかわされたのであります。

まず總括的な論点となりましたものは、改正原案に対する今回の修正に單に法の施行期の遅延によるものであるか、あるいは前国会における論議の状況にかんがみたるものか、もししからば、修正は捕捉並びにその範囲に関して疑問が展開せられ、住民税については、その所得割が前年度の所得税額を課税標準とすること、特に本年度にあつては、いまだ所得税が減税されなかつた昭和二十四年度の所得税額を基準とすることの不当が論ぜられたのであります。政府は、前者については、一定率は本年度の特例的便法であつて、来年度において現実の資産再評価により不均衡は是正せられ、償却資産の認定については別に基準が示されることになつており、後者については、減税された所得税のある部分が地方税として地方収入に委譲せられたものと解すべきであると答弁したのであります。

なおそのほか遊興飲食税の名称、税率、免税点、電気ガス税の非課税範囲、荷車税、自転車税の税額ないし免税等について質疑が行われたのであります。電気ガス税の課税の範囲については、地方財政委員会においてさらに研究を進め、調査の結果を次の国会に報告することになつている旨の答弁があつたのであります。

最後に滞納者の延滞処分及び罰則規定の適用について、徴税当局が運用を誤り、いやしくも地方自治の本旨を害し、その運営に支障を来すことのないよう要望があり、政府は、これについては地方に對して適切な指導をなすことを約したのであります。

かくて七月二十二日、十日間にわたる質疑を終え、討論、採決に入つたのであります。まず門司亮委員から各税目について社会党の修正希望意見の開陳があり、次いで藤田義光委員ほか三名提出の修正案が上程され、これについて床次徳二委員から趣旨の弁明がありました。修正案の内容は次の二点であります。その第一は、附加

なお不十分であつて、新税制のねらいである国民負担の軽減も不均衡の是正もなお不十分であるが、政府は地方税総額においても減税の意思はないかとの問いに対し、政府としては前国会における論議にかんがみ、わが国現下内外の情勢上、この際としてはなし得る最大限の修正をなしたものであつて、地方財政強化のためには、この程度の税負担はやむを得ず、国税と総合的に考察すれば国民の税負担は相当軽減せられる旨の答弁があり、なお本年度においては、新税法施行期の遅延により納税期が下半期に集中するため納税の困難が予想せられること、画期的税制改革についてはその運営の適正を期し、国民の迷惑を除くためには新税制の普及徹底に遺憾なきを期すること、税務機構の整備と吏員の教養指導の完璧を期することの必要が論ぜられました。政府は、前者に対しては平衡交付金の増額にわかに望みがたく、各税目により納期の調整によつてこれを緩和すべく、後者については政府において適切な指導助言を與え、吏道の刷新高揚をはかる旨の答弁があつたのであります。

各税目に関するものとしては、まず附加価値税は流通税の性格を持ち、転嫁が予想せられるから物価に影響する、しかしながら、今日の経済事情では転嫁が十分になし得ないから事業の受ける打撃は大きいゆえ、新聞事業、農業協同組合、そのほか公益事業、基幹産業等はさらに非課税となすべく、本税の実施は一年延期にとどまらず、相当長期間延期してはいかんと論があつたのであります。固定資産税については、百分の一・七の一定率はなお高きに失し、かつ地域差による不均衡を避けがたい欠点があり、また償却資産の

価値税の実施を、原案よりもさらに一年延期して昭和二十七年一月一日より実施すること。その二は、固定資産税の税率は、原案における百分の一・七を百分の一・六に引下げること。修正の理由は、要するに新税たる附加価値税は、現下の経済事情において完全に実施するためには、国民に周知せしめるとともに相当の準備期間を置く必要がある、また固定資産税については、でき得る限り国民負担の軽減をはかり、その激変の回避をはかるというにありませぬ。

修正案に対する質疑終了後、修正案と本法案とを一括して討論に付し、国民民主党を代表し床次徳二委員、自由党を代表し河原伊三郎委員からそれぞれ賛成意見の開陳があり、日本社会党大矢省三委員、日本共産党米原昶委員及び農民協同党松本六太郎委員からそれぞれ党を代表して反対の演説がありました。その内容はすべて会議録に譲ります。

討論を終結、採決の結果、修正案は多数をもつて可決せられ、続いて修正部分を除く原案もまた多数をもつて可決されました。よつて本法案は修正可決と議決された次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(七月三十一日)

岡本愛祐君 只今上程されました地方税法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今次政府提出の地方税法案の趣旨及び内容は、先に第七国会に提出された地方税法案のそれとほぼ同様でありまして、政府はシャウ

税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税の十種目であり、目的税で水利地益税及び共同施設税であります。

第三には、有力なる直接税を市町村税として、住民の市町村行政に対する関心の増大を求め、且つ税収入を約四百億円増加し、以て先に創設された地方財政平衡交付金制度、災害復旧費全額国庫負担制度と相待つて、地方財源を豊かにし、地方自治の基盤を培うと共に、民主政治の推進を期するものであります。

第四は、特別徴収に関する規定を整備すること、納税秩序を強化すること等により、税収入確保の方途を講ぜんとするものであります。

第五は、税率を各税目に亘つて明確に規定することにより、地域間における地方税負担の衡平化を期するものであります。

更に政府は前法案に次のごとき修正を加えております。
先ず第一点は附加価値税の施行延期であります。その理由とするところは、転嫁性の税種たる本税について、半年以上も遡つて実施することは不穩当であるのと、本税実施の準備に万全を期する必要があるというのであります。そこで本税を昭和二十六年一月一日より施行することとし、それまでの間は、現行事業税及び特別所得税に対し、標準税率、免税事業及び免税点に多少の修正を加えて存置することとするのであります。即ち附加価値税の場合と同様、農業、林業、鉱業の採掘及び砂鉄の採取等の事業、水産、畜産等の原始産業中、主として自家労力によつて行うものについては、事業税及び特別所得税を非課税とし、税率を本税及び附加税の合計額の二

博士の勸告書に基き、国税及び地方税を通ずる我が国租税制度の画期的な改革の半面としてこれを提出し、附加価値税、市町村民税及び固定資産税の三大新税を創設し、且つ道府県税体系と市町村税体系とを分離する等により、地方税制の自主性を強化し、且つ地方税収入を拡充し、以て民主政治の基盤たる地方自治の根基を培い、併せて地方税負担の合理化及び均衡を確保せんとするものであります。先に第七国会に提出された地方税法案は当参議院において否決となり、両院協議会の議もまとまらず、遂に不成立となつたのであります。併し地方税制を今のままに長く放置して置くことができませんので、政府は前国会における論議に鑑み、且つ法案成立の遅延に伴う若干の修正を施して再び提案したのであります。

以下その趣旨及び内容を要約して申述べますと、
第一には、財産税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雑税の整理等を行い、地方税全般に亘つてその負担の合理化と均等化を徹底せんとするものであります。

第二に、課税標準、税率等に関する地方団体の権限を拡充して、地方税制の自立性を強化すると共に、道府県税と市町村税とを完全に分離し、以て税務行政の責任の帰属を明確にせんとするものであります。これによつて道府県税としたものは、普通税で附加価値税、入湯税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業権税及び狩猟者税の七種目、目的税で水利地益税であり、市町村税としたものは、普通税で市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス

割減とし、免税点は現行の四千八百円から二万五千円に引上げるのであります。

第二点は、市町村民税について、本法案の成立が遅延したことに伴い、その賦課期日及び納期を修正し、

第三点は、固定資産税について税率を百分の一・七五から一・七〇に引下げ、又納期、免税点等に修正を加ふるの外、昭和二十五年度分に限り、その収入見込額が大体予定するところの五百二十億円となるよう、昭和二十六年の一月中に百分の一・七の税率を変更する権限を地方財政委員会に認めたこと、及び昭和二十五年度分償却資産に対する固定資産税は、仮決定の課税標準によつて一応納付せしめ置き、正式決定の課税標準により税額を再計算し、その差額を昭和二十六年十二月中に追徴還付又は充当せしめるといふ点であります。

外に、今回の提案は、地方税法の改正に即応するため、地方財政法の一部に改正を加えんとするものであります。即ち地方公共団体は寄附金を住民に割当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないこととし、及び地方団体が公共事業費の財源を地方債に求めることができる場合の条件を緩和して、従来地方公共団体が標準税率で十二割以上の課税をしておる場合に限り、これを、標準税率で課税しておれば地方債を起すことができるものとした点であります。

以上の措置によりまして昭和二十五年年度において地方団体が収入することのできる税額は千九百八億円となる見込でありまして、昭

和二十四年度千五百二十四億円と比較しますと三百八十四億円の増税になります。この政府提出法案は更に衆議院において修正せられ、七月二十二日、本院に送付せられました。衆議院における主要なる修正点は、附加価値税の施行を更に一年延期して昭和二十七年一月一日と改めること及び固定資産税の税率百分の一・七を更に百分の一・六に引下げることであります。

本法案は七月十二日国会に提出せられ、同日予備審査のため地方行政委員会に付託となり、同二十二日、本審査となりましたが、委員会といたしましては、本法案が国民経済の隆替、地方住民の生活に重大なる影響を及ぼすのに鑑み、慎重に審議に当り、七月二十二日公聴会を開いて国民の輿論に聞き、又各方面から議長又は委員長に提出された請願陳情を審査し、又運輸、水産、農林の各委員会から提出された要望書を検討し、更に政府当局に多くの資料の提出を求めてこれを検討し、委員会を開催すること十三回、大蔵、予算、通商産業、農林、水産、運輸の各委員会との連合委員会を開催すること四回、最善の審議を盡したのであります。この間、各委員から重要な多くの質疑がありました。吉田内閣総理大臣、岡野國務大臣、池田大蔵大臣、天野文部大臣その他政府委員から応答があつたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願うこととし、ここには質疑の主なるもの数項を御報告申し上げます。

先ず一般的質問として、地方財政の歳出面に再検討を加え、これに基いて国庫負担額、地方費補助率等の適正を期し、地方自治体の自主的活動を促進する措置を講ずる意思はないか、又中央集権的の

政運営のため、何事も中央と交渉するのだから、その解決がでない状態であり、又国と各地方自治体との間に事務の分配が明瞭でないため、自治体の困難堪え難きものがあるから、速かに改善を図る意思がないかとの質問に対し、吉田総理大臣は、教育、厚生等の面においては特に一定の原則を確立し、国の財政事情とも勘案し、国庫負担、地方補助の適正を期したく、又積年の弊とも言ふべき中央集権の諸制度は、昨年以來漸次緩和しつつあるが、ただ中央地方の行政機構の改廃は軽々しく行ふべきでないから、地方行政調査委員会において案を練り、又政党的助力によつて成案を得、国会の協力を得たいと考えているとの答弁がありました。

固定資産税について、政府の当初の提出法案によれば、固定資産税の税率は一・七五%であつたが、今回政府案では一・七%となり、更に衆議院の修正により一・六%となり、結局当初案に対し〇・一五%の減率となつたのに拘わらず、税收総額は当初の五百二十億に異動なしとせば、政府の見積りは確信なきものではないかとの質問に対し、日本の統計資料は不十分の点もあり、多少上廻ることも予想されたところであつた。衆議院においては上廻るということも十分に認めた次第であるとの答弁がありました。更に二十五年度分固定資産税の収入見込額が五百二十億を相当に上廻り又は下廻ると認める場合においては、地方財政委員会規則でその収入見込額が概ね五百二十億円となるよう一・六%の税率を変更する旨の規定が追加せられたのであるが、この五百二十億円を相当上廻り又下廻るとは如何な

る程度を指すかとの質問に対し、額において十五億円程度と考えているとの答弁がありました。

又市町村民税は法人に対し均等割のみを課するため、それだけ個人の負担を重くする結果となり、改悪ではないかとの質問に対し、今回の法人に対する市町村民税の課税方法は、いわゆる英米系統の考え方に従つたものであつて、法人は個人を離れては考えられないから、市町村民税については、個人本位の方法をとつたものであるという意味の答弁がありました。

附加価値税の免税点の九万円は低いではないかとの質問に対し、総売上金額に対する附加価値の割合は業種によつて異なるも、販売業のごときはその一〇%、製造業のごときは三〇%程度のもと思ふ、従つて九万円の附加価値は、これを総売上金額に直して見れば、販売業では九十万円、製造業では三百万円となる、いろ／＼考へ合せてこの程度を以て免税点としたとの答弁がありました。

又本法案において地方財政法の規定を改正して、地方公共団体は、寄附金を住民に割当て強制的に徴収するようなことをしてはならないことになつてゐるが、地方団体だけでなく国に対しても同様の拘束を加ふべきではないかとの質問に対しては、御尤もであるから、その趣旨に副うように考えたい旨の答弁がありました。

又二十六年予算編成方針決定の閣議において、災害復旧費の全額国庫負担は二十五年を以て打切るべき旨が議せられたとのことであるが真偽如何、本件はシャウプ勧告に基いて行われたものであつて、その期限を限定しない点から推測すれば、ただ二十五年に

限るべきでないように推察せられるのであるが、大蔵大臣としてのこれに関する所見如何との質問に対し、池田大蔵大臣は、災害復旧費全額国庫負担の問題はシャウプ勧告に基いて行われたものであるが、勧告後の検討によれば必ずしも実情に副わない点も考慮せられるので、一応二十五年に限り行ふこととしたのである、従つて二十六年以降は別途の方法を講ずべく考慮中である、近くシャウプ博士も来朝せらるるにつき、篤と協議して最後の決定をなさんとするもので、未だ決定の段階には至つていない、尙一部地方負担とする場合におけるその財源は租債によらしめる考えであるとの答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、緑風会の西郷吉之助君、国民民主党の岩木哲夫君、自由党の堀末治君より原案賛成の意見の開陳があり、社会党の相馬助治君、第一クラブの石川清一君より反対の意見の開陳があり、討論終結し、採決の結果、賛成九人、反対五人でありまして、原案は可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎土地台帳法等の一部を改正する法律

(昭和二五、七、三二、法二二七)

一、提案理由(七月十八日)

○高木政府委員 土地台帳法等の一部を改正する法律案につきまし

て、提案の理由を御説明申し上げます。

現在の土地台帳及び家屋台帳は、土地家屋の状況を明らかにし、地租及び家屋税を徴収するために必要な事項を登録する課税台帳でありますと同時に、地籍、家屋籍に関する台帳といたしまして、不動産登記制度の基礎ともなつております。しかるにこの土地台帳及び家屋台帳に登録する賃貸価格の調査決定は、税務署においてこれを行うこととなつております関係上、その台帳の事務は税務署の所管とされておりましたが、他方不動産登記の事務が登記所の所管でありますために、不動産制度の見地から考えますならば、いたずらに手続を煩雑にし、事務処理の円滑を欠くうらみがあつたのであります。今回地方税法の改正が行われようとしておりますが、これによりますと、地租及び家屋税は市町村がこれを徴収することといたしますとともに、その課税は、右の賃貸価格を基準とせず、毎年市町村において認定する土地家屋の価格を基準として行われることとなりますが、その結果といたしまして、賃貸価格の登録をする必要がなくなり、従つてまた税務署において台帳事務をつかさどる理由も消滅することとなるのであります。ここにおいて、土地台帳及び家屋台帳の事務は、これと最も関係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し、あわせて土地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登記の事務との間に、ある程度の手続上の簡易化をはかりますとともに、従来通り市町村に土地台帳、家屋台帳の副本を備え、市町村の課税上支障を生じないように相互の連絡をはかることといたしましたのであります。以上申し述べました趣旨によ

りまして、土地台帳法、家屋台帳法、不動産登記法その他関係法律の規定に所要の改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の重点を申し上げますと、まず、土地台帳法の改正におきましては、第一に、土地台帳の事務を登記所に移管いたします結果、登記所に土地台帳を備え、その登録の事務は、当該土地につき、登記の事務をつかさどる登記所がつかさどるものとしたしました。

第二に今後は土地台帳に賃貸価格を登録する必要がなくなりますので、土地の賃貸価格に関する規定は、全部廃止することといたしました。なお市町村におきましては、土地台帳の副本に課税の基準となる土地の価格を記載することとなりますので、今後は土地台帳にも市町村長の通知により土地の価格を記載するものとしたしました。

第三に土地の異動に関する所有者の申告は、現在ではすべて市町村を経由してすることとなつておりますが、今後は、直接登記所に對してすることもできるものとしたしました。

第四に法令により登記名義人またはその相続人に代位して、不動産の表示の変更その他の前提登記を申請し、または囑託することができる場合でも、従来は、土地台帳法による申告を代位してすることができませんでしたが、種々手続上の不便を生じたので、今後は、これらの登記を申請し、または囑託し得るものは、土地台帳法による申告者に代位してその申告をすることができるようものといた

しました。

第五に現在土地台帳の閲覧は許されないこととなつておりますが、今後土地台帳が登記所に移管されますと、登記との関係が現在以上密接となり、その閲覧の必要を生じて参りますので、従来の原本の交付の制度のほかに、新たに土地台帳の閲覧を認めることといたしました。

第六に現行の土地台帳法は、申告、土地台帳の副本等に関する重要な事項をも、その施行規則においてこれを規定いたしておりますが、これらの規定を整理いたしまして、土地台帳法中に取入れることといたしました。

第七に罰則につきまして、他の法律における罰則との均衡をはかるため必要な整備を行うことといたしました。

次に家屋台帳法の改正につきましては、土地台帳法の改正と同様の趣旨によりまして、第一に、登記所に家屋台帳を備え、その登録の事務は、当該家屋につき登記の事務をつかさどる登記所がつかさどるものとし、第二に、家屋の賃貸価格に関する規定を廃止するとともに、家屋台帳には市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとし、第三に家屋台帳法施行規則中重要な規定を家屋台帳法中に取入れることといたしましたほか、家屋に関する申告、家屋台帳の閲覧、罰則の整備につきましても、土地台帳法とは同様の改正を加えることといたしました。

さらに不動産登記法の改正につきましては、第一に現在登記所が土地の所有権、質権もしくは地上権または家屋の所有権の得喪変更

等に関する事項の登記をいたしました場合には、これを税務署に通知して、税務署はこれに基いて土地台帳または家屋台帳の登録を修正することとなつておりますが、今後はその必要がなくなりますので、その通知を廃することといたしました。

第二に現在不動産の所有権の保存の登記及び不動産の分割、合併その他表示変更の登記を申請する場合には、土地台帳または家屋台帳の謄本を添付することとなつておりますが、今後はその必要がなくなりまして、これらの謄本の添付を要しないものとしたしました。

第三に不動産または、登記名義人の表示が、登記簿と土地台帳または家屋台帳と符合しない場合には、その一致をはかるための措置としまして、当該不動産または登記名義人の表示の変更の登記により、まずこれを符合させた後、他の登記をすべきものとしたしました。

第四に登記申請の手続の簡易化をはかる意味におきまして、土地台帳法または家屋台帳法による申告をする場合に別に登記の登録税の納付があれば、その申告のほかに、不動産の表示もしくは登記名義人の表示の変更の登記または所有権保存の登記の申請があるものとみなして、その登記をすることといたしました。

なお第七国会におきまして、本法律案と同様の法律案を提案いたしました御審議を願ひました結果、衆議院本会議において可決されましたが、参議院におきましても、法務委員会においては可決すべきものと議決されたのであります。地方税法案との関係がありますので、結局成立を見るに至らなかつたのであります。今回の法律案は、地方税法案に形式的に規定を合せるために、土地台帳法第三條その他

二、三の規定を修正いたしておりますほかは、すべて前回の法律案と同様であります。

以上申し上げましたが、この法律案についての概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(七月二十五日)

○安部俊吾君 たいま議題と相なりました土地台帳法等の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、今回税制改革の一環といたしまして地方税法の改正が行われようとしておりますが、これによりますと、地租及び家屋税は市町村がこれを徴収することとなるのであります。その結果、土地、家屋の賃貸価格の登録を必要がなくなり、従つて税務署において台帳事務をつかさどる理由も消滅することとなりましたので、土地台帳及び家屋台帳の事務は、これと最も関係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し、あわせて台帳事務と登記事務との間に、あの程度の手続上の簡素化をはかろうとするのが、本案の提出理由及びその内容の要旨であります。

さて当法務委員会におきましては、本案を審議するにあたりまして、土地、家屋の台帳制度と登記制度の総合調整について質問いたしましたところ、政府としては、これが実現のため目下研究中であるとの答弁がありました。また本法施行に関する予算的措置について

一部を改正する法律案が政府より提出され、目下当法務委員会において審議いたしております。それによりますと、従来税務署で取扱つておりました土地、家屋の台帳事務を登記所に移管し、台帳事務と登記事務との間に手続上の簡素化をはかろうとしておるのであります。従つて、土地台帳及び家屋台帳の記載は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎となる事実関係を示すものとして、その正確性が特に要請されることとなりました。よつて土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地または家屋に対する調査、測量並びに申告手続が的確に行われるかいは、国民の権益並びに国家経済にもきわめて重大な関係を有するのであります。従いまして、これらの調査、測量及び申告手続を業務とする土地家屋調査士法、懲戒、罰則等を定める必要があるものであります。以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。

さて法務委員会におきましては、小委員会を設けてこれが立案に当り、七月二十一日、小委員会の成案を得、当法務委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案と決定いたしました次第であります。

次に鉄道公安職員の職務に関する法律案について御説明申し上げます。

御承知の通り、犯罪の激増は最近における顕著な一般的傾向であります。日本経済の動脈ともいふべき鉄道に関する犯罪も近來急激に増大し、昨年度についてこれを見ましても、一年間実に四十二万

て政府の意向をただしましたところ、本年度においては法務府の登記諸費をもつてまかない、不足額については別途考慮する旨の答弁を得ましたので、これを了承いたしました。

かくて慎重審議の結果、土地台帳法、家屋台帳法及び不動産登記法に対する今回の一部改正は、地方税法の改正に伴う適当な措置と認め、討論を省略し、七月二十四日、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(七月三十一日)

(土地家屋調査士法の委員長報告を一括して掲載)

◎土地家屋調査士法

(昭和二五、七、三一、法二二八)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○安部俊吾君 たいま議題となりました土地家屋調査士法案及び鉄道公安職員の職務に関する法律案について、一括して提案理由を簡単に御説明申し上げます。

まず土地家屋調査士法案につき御説明いたします。

御承知のように、今回税制改革の一環として地方税法の改正が行われるようになっておりますが、それに伴いまして土地台帳法等の件の多きに達し、しかも府県にまたがる集团的凶悪犯罪、あるいは鉄道に関する知識を利用した大規模な知能犯なども、その数必ずしも少ししないのであります。実に憂慮すべき現状にあるのであります。鉄道公安職員は、特にこの数年来十分な訓練を受け、旅客公衆の秩序維持、迷子、家出人の保護を初め、荷物事故の防止や鉄道施設の警備、犯罪防止に至るまで、多大の危険を冒しながら、日夜鉄道における治安の維持に當つて参つたのであります。その犯罪捜査の権限は、従来単に列車及び停車場における現行犯の逮捕だけに限られていた関係上、十分にその職務を果すことができない状態であつたのであります。従つて、今日鉄道治安の維持に欠けるところ、すこぶる大なるものがあるのであります。そこで本法案は、鉄道犯罪の特殊な性格に應じ、日本国有鉄道公安職員の捜査上の権限を合理的に調整して捜査の能率化をはかり、警察機関との協力のもとに鉄道治安の万全を確保し、輸送の機能を十分發揮せしめて国家再建の一助たらしめようとするものであります。

以下、本法案の要点を簡単に申し上げますと、第一に、鉄道公安職員は、列車、停車場その他日本国有鉄道の施設内に発生した犯罪及び運輸業務に関する犯罪について、非現行犯であつても捜査ができることとしたし、またその捜査は、刑事訴訟法に規定する捜査の規定に準じてこれを行うこととしたしました。第二に、鉄道公安職員の捜査は鉄道の施設内においてのみ行われるものとし、鉄道公安職員と警察職員とは、その職務遂行にあつては互いに連絡、協力すべきものとしたしました。第三に、鉄道公安職員は、幾多の凶悪犯と取

組み、また重要な隧道、橋梁、発電所等を警備するにも、ほとんど空手でこれに当る等、その職務の性質上常に危険にさらされている現状でありますから、その職務を行うに当たり小型武器を携帯使用することができるよういたしました。以上が提案理由及び法案の要旨であります。

さて本法案は、去る第七国会以来、法務委員会において小委員会を設け、引続き審査検討を続けて参つたものでありまして、その間関係機関の意見も十分聴取し、昨二十一日、運輸委員会との連合審査をも終えまして、法務委員会提出法案と決定いたしました次第であります。両案につき何とぞ諸君の御賛成をお願いいたす次第であります。

(拍手)

二、参議院法務委員長報告(七月三十一日)

○宮城タマヨ君 只今上程されました土地家屋調査士法案につきまして、委員会におきます審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法案は、土地台帳法等の一部を改正する法律案によりまして、土地台帳、家屋台帳が税務署から法務局又は地方法務局に移管されることとなりますので、従来、申請者の依頼を受けて税務署に提出する書類の作成に必要な土地、家屋の調査、測量を行い、申告手続を代行していた者を、この際、法的に認めて、その資格を明確にすると共に、これに対して一定の範囲において官庁の監督権を認めようとするものでございまして、その趣旨において衆議院が立案した

ものでございます。

(議長退席、副議長着席)

本法案は先に第七国会におきまして衆議院より提出せられ、委員会は通過したのでございますが、本法案と密接な関係にございます地方税法案及び土地台帳法等の一部を改正する法律案が成立するに至らなかつたために、本会議の議決を見るに至らなかつたのでございまして、委員会におきましては、今回も前回同様慎重審議の結果、討論を省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に只今上程されました土地台帳法等の一部を改正する法律案につきまして法務委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本改正の要旨は、地方税法の改正により、賃貸価格の登録をいたします必要がなくなり、従つて税務署が土地、家屋の台帳事務を掌る理由が消滅しましたので、この事務を登記所に移管し、併せて台帳事務と不動産登記の事務との間に手続上の簡易化を図ると共に、これに関連して必要な改正をなすものでございます。

法務委員会におきましては、四回に亘り慎重審議いたし、採決いたしましたところ、全会一致可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

(註) 土地家屋調査士法案については衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎災害救助法の一部を改正する法律

(昭和二五、七、三一、法二二九)

一、提案理由(七月二十日)

○黒川国務大臣 ただいま議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

災害救助法第三十六條は、国庫負担に関する規定であります。これによりますと、都道府県が災害救助のために支弁した費用の合計額が、前年度の標準賦課率で算定した地租、家屋税、事業税、いわゆる三収益税の合計額の百分の五を超過したとき、その超過額に對して一定の率で国庫が負担することになっております。ところが三収益税は、数次にわたる標準賦課率の引上げ等のため、非常に増加を示しており、昭和二十一年度と昭和二十四年度とを比較しますと、五十八倍の増となつております。これに對して災害救助に要する費用は、物価騰貴を勘案して若干の改訂を行つたにもかかわらず、法制定当初に比較して、三倍の値上りになつてゐるにすぎません。つまり法制定以後、都道府県の三収益税の増加率と応急救助の費用の増加率との間には、今日においては著しい不均衡を生じて來ておるのでございます。その結果よほどの大災害が発生しない限り、国庫の負担がないというきわめて不合理な事態を生ずるに至り、第三十六條の規定は、實質上制定当初の意味をまつたく喪失していると申しても過言ではないのでございます。災害は予見し得ない、しか

災害救助法の一部を改正する法律

も多額の財政支出を伴うので、都道府県の財政負担は、ただでさえ

容易ならぬものがあり、また災害救助法では、非常災害時の罹災者の救助は、国の責任で行う建前になつてゐることからしても、事実上国庫負担が停止されている現状を早急に改める必要があると、かねがね痛感されていたのであります。たゞ、今国会に提出されております地方税法案によりますと、従来の都道府県の税制が根本的に改変され、地租家屋税、事業税は、その課税主体その他すべてにわたり改正を加えられることになり、従つてこの三収益税を国庫負担算定の基礎にすることが不可能となりましたので、これにかわるものを新たに採用せざるを得なくなつたわけでございます。そこでこの機会に懸案の第三十六條の改正を行うこととし、第一には、国庫負担の基礎として、従来の三収益税合計額にかわるものとして、地方税法案に定める標準税率で算定した当該年度の都道府県の普通税収見込額を求め、第二には、都道府県の支弁した救助費が、その額の百分の一を超過するとき国庫負担をなし得るように改め、昭和二十五年より適用することとしたのであります。すなわちこの改正案は、地方税法案により都道府県の税制が改まる機会に、国庫負担の基礎を新税制に合せるとともに、国庫負担についての前述の不合理を是正し、真に地方財政の実情に即した国庫負担をなし得るようになつたものでございます。この改正により都道府県の財政負担が著しく軽減される結果、都道府県の災害救助活動が、一層積極的に実施されるようになり、罹災者の救助の万全を期し得られることと確信いたす次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上すみやかに可決せられるよう希望いたします。

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十五日)

○寺島隆太郎君 たいま議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案に対して、厚生委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

すなわち現行災害救助法第三十六條の規定によりますれば、各都道府県が前年度の標準賦課率で算定いたしました三収益税、すなわち地租、家屋税並びに事業税の総額の五分の一以上の金額が災害救助のために支弁せられたる場合に初めて国庫負担が行われる建前になつておるのでございます。しかしながら、本法制定以後の急激なる社会経済情勢の変遷は、標準賦課率に向つて数回の引上げを行わざるを得ない結果、各都道府県におきまする三収益税は、実に立法当初の五十八倍という膨脹をいたしておるのであります。その反面、災害救助費の増加率はわずかに三倍にすぎないという跛行状態を呈しました結果、本法運用の上に重大なる支障として今日指摘せられるに至つておるのであります。かかる本法が持つ不合理を克服いたすために、本制度の急速なる改正はつとに要望せられておつたのでございますが、あたかも本国会におきまして地方税法案が提案せられました結果、従来の三収益税そのものをもちまして国庫負担算出の基礎となすこと自体不可能に陥りました。よつてこの際本法第三十六條に対して所要の改正を行わんとすることが政府提

案の趣旨とするところであります。すなわち、従来の算出方法にかわりまして、新たに地方税法案が標準税率として定めておりましたところのものを基礎といたしまして、各都道府県の普通税収入見込額を基礎とする方法を採用いたしました。しかもその金額の百分の一を越える金額が災害救助に向つて投下せられまする場合にすなわち国庫の助成がなされるというふうに改正をいたしておる次第でございます。

本改正案が厚生委員会に上程いたしましたのは去る十九日でありますが、黒川厚生大臣より提案の理由説明を聴取いたしました。引続き二十二日の委員会におきまして、本案並びに本案運用上関連いたします数個の重大なる点につきまして、政府との間に熱心なる質疑が展開せられました。この質疑を打ち切りまして、さらに本日開会いたされました厚生委員会におきまして、その討論を省略し、ただちに採決に入りましたが、満場一致をもつて原案を可決いたすべきものと決定いたしました次第であります。

本案の詳細につきましては速記録にこれを譲ることとしたし、簡単ながら以上をもつて御報告にかえる次第であります。(拍手)

三、参議院厚生委員長報告(七月三十一日)

○山下義信君 只今議題となりました災害救助法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

災害救助法は、第一国会において、災害救助並びに物資の調達に關

する規定を設け、災害救助に万全を期するため制定せられまして、今日に至つたのであります。今回地方税法の改正に伴い、その一部、即ち第三十六條を改正せんとするものでございます。

現行第三十六條は、都道府県が災害救助のため要した費用等の合計額が、旧地方税法におきまして、その都道府県の地租、家屋税、事業税の三収益税の合計額の百分の五を超えましてときに、初めて国庫から補助が出るということになつておりました。その超えまして額が百分の五十以下につきましては百分の五十、百分の百以下につきましては百分の八十、百分の百以上につきましては百分の九十という補助が国庫から出ることになつておつたのでございます。このたび地方税法が改正せられましたので、従来の三収益税に代りまして、新地方税法によりまして、今度は標準税率による当該年度のその府県の普通税収入見込額の百分の一を超えいたしました額に対し国庫の補助を出すことにいたしました。而かもその比率はずつと下げまして、百分の一以上百分の十までの超過額には百分の五十補助いたします。百分の十以上百分の二十までの超過額には百分の八十、百分の二十以上の超過額に対しましてはすべて百分の九十を国庫で補助しようということにいたしました。こういうのでございます。

この改正の結果といたしましてどうなるかと申しますと、三収益税の合計と今回の新しい地方税法によりまする新標準税率の収入見込額とを、昭和二十五年分、今年度分に直して比較いたしまするといふと、御承知のごとく新標準税率によりまする当該府県の収入見込額といふものは、三収益税の合計よりもずつと増加いたしました。

一、六倍になるのでございますけれども、国庫の補助を出します基準を旧法におきまして、現行法で百分の五以上を超過したとき、こういうのを百分の一ということに引下げましたために、国庫の補助が却つてでき易くなつて来ると、こういうわけになるのでございます。例えて申しますと、キティ台風のときは、東京都で災害救助費を一億五千四百余万円使つておりますが、現行法では国庫の補助が出ないことになつておるのであります。それがこの改正法によりまして、今のパーセンテージに割当てますと、七百五十九万五千余円の国庫からの補助が出るということになる次第であります。尙この改正法は二十五年分から、即ち本年の四月一日に遡りまして適用するということに相成つておりますので、御承知の熱海大火の救助費に対しまして、又秋田県鷹巣町の災害に対しまして、この改正案が成立いたしますれば国庫の補助が出るということになつております。但しこの改正に伴いまする経費であります。すでに昭和二十五年度の予算で承認を受けておりまする範囲内で十分賄えるといふことでございます。別に新たな要求は伴つていないわけでございます。

以上が改正案提出理由の概要であります。委員会におきましては、目下の諸般の情勢から災害救助法が緊要且つ重大なるに鑑みまして、七月二十一日以来終始厚生委員会は熱心且つ慎重に審議を重ねて参りました。詳細は速記録により御承知願いたいと思ひますが、主なる質疑応答の二三を申し上げます。一委員からは、政府の備蓄状況を探ねましたところが、厚生省の手持の備蓄といたしまし

ては、産業復興公団に作業衣、肌衣五万人分がランニング・ストックしてある。それ以外は状況に依り他省と連絡し、急速に物資を調達して行く手筈が整つておるといふ答弁でございました。又或る委員からは、福井震災に鑑みまして、仮橋や道路の補修等に対しても場合によつては補助を出してやつてはどうかといふ質問に對しまして、罹災者の医療のためとか或いは救助に必要な食糧を運搬する等のために仮橋を作りましたり、或いはどうしてもそこを通らなければ救助ができないというような場合に、倒壊した家屋を切り開いて道路を作つたというような費用に對しても、応急救助の範囲内にこれを入れるということにいたしたいといふ答弁でございました。又或る委員が救助費の見積りの基準を引上げる考へはないかといふ質問に對しまして、当局もその必要を認めておるのでございまして、今後其の引上げに努力するといふ答弁でございました。又或る委員から、この救助法は不測の非常事態にも適用するの如何という質問に對しまして、適用することとてございました。

かくて質疑終了の後、討論に入りましたところ、中山委員から、委員会におきます各委員の注意事項を体しまして、政府は運営に万全を期すべしとの希望意見を附されまして賛成の意見を述べられ、井上委員から、救助資材物資の備蓄に一段の努力をし、日赤の体制を強化し、中央災害救助対策協議会の運営を活発化すること等の希望が附せられました。これ又賛成意見の開陳がございました。かくて討論終結後直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決確定すべきものと決定いたしました次第でございます。

す。しかし最近の日雇労働者の就労状況にかんがみまして、今回の受給資格要件を緩和いたしました。失業前二月において二十八日以上就労した場合に、失業保険金の支給を受け得る資格を得ることができるよう、改めることといたしましたのであります。

次に改正の第二のおもな点は、日雇失業保険の待機日数を緩和し、かつ保険経済の状況に依りましてこれを合理的に調整するよういたさうとすることとあります。これは現在の日雇失業保険において、日雇労働被保険者が受給資格要件を具備しておりまして、失業した日数が通算して七日、または継続して五日の待機日数を経過しない間は、失業保険金の支給を受けることができないこととなつておりますが、この待機につきましては現行法第三十八條の九、第六項の規定によりまして去る六月一日から、通算して六日、または継続して四日に短縮してあります。改正法案におきましてはこの短縮された待機日数を原則といたすことに改め、かつ保険経済の状況に即応しまして、これに一定の余裕があるときは、その日数を一日ずつ引き下げ、保険経済が一定限度以上きゆうくつになりまして場合は、一日ずつ引き上げることのできるような、自動的規定を設けることといたしましたのでございます。

以上が今回の改正案のおもな点でございますが、なおこのほか若干の事務的規定の整備を行うことといたした次第でございます。本法律案の提案の理由は、右御説明いたしました通りの次第でございますが、何とぞ慎重御審議の上に、可決せられますよう願ひ申し上げる次第でございます。

ます。以上御報告申し上げます。

◎失業保険法の一部を改正する法律

(昭和二五、七、三一、法二三〇)

一、提案理由(七月十九日)

○保利国務大臣 失業保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を、御説明申し上げます。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において制定されまして、昨年の五月その一部を改正し、適用範囲の拡張、失業保険金の實質的増加、及び日雇失業保険金制度の創設など、失業保険制度の整備拡充をはかつたのであります。しこうして特に日雇失業保険制度につきましては、昨年十一月より失業保険料の徴收事務を開始いたし、保険給付につきましては、本年一月より実施して参つたのであります。その実施の状況を見ますと、現下の日雇労働被保険者の保護に必ずしも十分でない点がございまして、今回これが改善をはかりたいと存する次第でございます。本法律案を提出いたしました理由は、右の点にございます。

次にその概要を御説明申し上げますと、まず第一点は、日雇失業保険の受給資格要件を緩和することとありますが、これは現行の日雇失業保険の受給資格要件が、失業前二月において三十二日以上、失業保険の適用事業主に雇用されることを必要とするのであります。

二、衆議院労働委員長報告(七月二十七日)

○福永健司君 たいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案の主要点の第一は、日雇失業保険金の給付を受ける資格の要件を緩和することとあります。すなわち現行の資格要件は、失業前二箇月において三十二日以上事業主に雇用されることを必要とするのであります。最近の日雇労働者の稼働状況にかんがみ、今回これを緩和し、失業前二箇月において二十八日以上稼働した場合に失業保険金の給付を受ける資格が得られるように改めるといたしましたのであります。

次に改正の主要点の第二は、日雇失業保険金の給付を受けるための待機日数を緩和するとともに、保険経済の状況に依りこれを合理的に調整できるように改正することといたしたのであります。すなわち原則として、失業した日数が通算して六日または継続して四日の待機日数を経過して初めて保険金の支給を受けることができるようにし、さらに保険経済に余裕があるときはその日数を一日ずつ引下げ、反対の場合には一日ずつ引上げることといたしていいのであります。

本案は、日雇失業保険制度実施の経験及び最近の失業情勢にかんがみ作成されたものであり、去る十五日内閣より本院に提出せられ、即日労働委員会に付託されたものであります。よつて労働委

員会といたしましたは、十九日に会議を開き、政府より提案理由について説明を求め、次いで二十一日及び二十六日の両日にわたつて質疑を行い、続いて討論に入りましたところ、自由党の島田末信君、国民民主党の早川崇君、日本社会党の前田種男君はそれ、原案に賛成の意見を述べ、日本共産党の土橋一吉君、労働者農民党の中原健次君はそれ、反対の意見を述べられました。かくて採決をいたしました結果、起立多数をもつて原案の通り可決いたすべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、簡単であります。御報告いたします。

三、参議院労働委員長報告(七月三十日)

○赤松常子君 只今議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由及び内容を申し上げます。日雇労働者の失業保険制度は、昨年十一月より保険料金の徴収を開始し、本年一月より保険金給付を実施して来たのでありますが、本制度は現下の日雇労働者被保険者の稼働状況に鑑み、その保護に十分でない点がありますので、次の二点を改正せんとするものであります。その第一点は、現行の日雇失業保険の受給資格要件が、失業前二月において三十二日以上失業保険の適用事業主に雇用されることを必要とするのでありますが、これを二十八日以上稼働した場合に受給資格を得ることができるよう緩和せんとするものであります。次に改正の

討論終了の後、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎関税法の一部を改正する法律

(昭和二五、七、三一、法三三二)

一、提案理由(七月二十一日)

○西川政府委員 たいま議題となりました関税法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点もな点は、次の二点であります。その第一点は、税関職員がその職務を行うにあつては、武器を携帯することができる規定を設け、最近特に凶悪化しつつある密貿易の取締りの徹底をはかるうとするものであります。

その第二点は、私設の保税地域等に対する税関官吏の常時派遣に關する従来の規定を整備するとともに、その定員については、派出職員の特質にかんがみて、これを定員外としたそうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

関税法の一部を改正する法律 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

第二点は、現行法では日雇労働被保険者が受給資格要件を具備いたしましても、失業日数が通算して七日又は継続して五日の待機日数の経過しない間は受給できないこととなつておりますが、これを通算六日又は継続して四日を以て受給し得るよう短縮し、且つ今後保険経済の状況に応じて、更にこの日数を自動的に短縮し或いは延長して、合理的な調整を期せんとするものであります。

委員会におきましては、七月二十六日、参考人齋藤齊氏外四名より意見を聴取いたしましたところ、改正には全員賛成であります。特に労働者代表よりは、更に給付条件を緩和し、待機日数はこれを撤廃されんことを要望するとの意見の開陳がありました。

次いで七月二十七日、二十八日両日に亘り慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。その主なるものを御紹介いたしますと、受給資格要件二月に二十八日間就労は、今後予想される失業情勢に鑑み全国的に見て困難ではないか、又待機日数は撤廃しては如何との質疑に対しまして、政府委員より、保険金を上げない限度において保険経済の許す最高限度をとつて二十八日が適当と考へたのであり、今後予想される失業対策としては、緊急失業対策費の繰上支給をすると共に、次期国会において補正予算を提出して失業者の救済を図る予定である、又待機日数を撤廃することは理想であるが、現在の保険経済では止むを得ないとの答弁がありました。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、原委員、堀本委員より、受給制限が緩和の方向に向つているので本案に賛成であるが、更に緩和のための努力を期待する旨の意見の開陳がありました。かくて

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

(船舶公団の共有持分の処理等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(船舶公団の共有持分の処理等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

(昭和二五、八、一、法三三二)

一、提案理由(七月二十一日)

○草葉政府委員 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

さきの第七国会におきまして、日本政府在外事務所設置法が成立いたしました。まずアメリカ合衆国内の五箇所に在外事務所が設置されたのであります。政府といたしましては、これ以外の場所にも在外事務所を設置することを強く希望しておる次第であります。最近総司令部の好意によりまして、アメリカ以外の数箇所に在外事務所設置の話し合いが進捗いたしました。近い将来に実現するであろうという見通しを得るに至つたのであります。

三六

在外事務所を増置に關しますこの話合いが成立いたしましたあかつきには、国内の措置といたしましては、まず日本政府在外事務所設置法に必要な改正を加えるわけであり、すなわち設置箇所を規定いたしますことはもちろん、職員に支給いたします給與に關しましても、設置箇所の物価水準を考慮いたしまして、適当な修正を必要とするのであります。

しかるにこの話合いが国会の開会中に成立いたしました場合には、法律の改正ができますが、閉会中に成立いたしました場合には、日本政府在外事務所設置法第二條第二項の「特別の必要がある場合においては、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するもの外、在外事務所を増置することができ、」という規定によりまして、在外事務所の設置自体は「予算の範囲内」で政令で定めるのであります。

ただこの特別の規定によりまして設置されます在外事務所の職員に支給される在勤手当及び住居手当に關しましては、日本政府在外事務所設置法の別表に定めます額では不適當であることが予想されるのであります。このような場合において、法律の範囲内で手当の額を所在国の事情に適應させるように措置をしておく必要があるものであります。これが本法案を制定する理由であります。

すなわち本法案によりまして、日本政府在外事務所設置法第二條第二項の規定に基づきまして、政令によつて設置される在外事務所については、在勤手当及び住居手当の支給年額は、当分の間同法の別表各号に掲げる額の九割から十一割までの額の範囲内において外務

大臣が定めることにしたのであります。外務大臣がこれを定めるにあたりましては、その在外事務所の所在国の通貨の対米為替相場及びその所在地の物価水準を基準とするわけであり、このようにあらかじめ別表の手当額を、一割の範囲内で増減し得るように規定しておきましたならば、実情に即した手当の額を定めることができると思われるのであります。なおつけ加えて申し上げておきますことは、すでに設置されております在米五つの事務所につきましての手当額は、本件改正によりまして何ら変更があるわけではないことを御了承願ひたいのであります。

以上が提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告(七月二十五日)

○守島伍郎君 たいま議題と相なりました法案につき、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、七月十五日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されました。よつて、七月二十一日及び二十二日の二回にわたる委員会を開き、審議をいたしましたのであります。

政府側の説明によりますれば、さきに第七国会において日本政府在外事務所設置法が成立しまして、アメリカ合衆国内五箇所に在外事務所が設置されたのであります。しかるに、最近総司令部の好意によつて、アメリカ以外の数箇所に在外事務所設置の話合いが進捗し、近く実現する見通しを得るに至るのであります。よつて同法

には、将来手当の増額等につき政府の一段の努力を要望する趣旨が述べられ、また反対意見としては、在外事務所設置は、講和條約なき今日、一種のなしくずし講和であり、特殊国に一边倒となり、ひいては戦争を誘発するおそれもあるとの意見が述べられました。しかして、討論終了の後採決の結果、本委員会は多数をもつて本法案を可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院外務委員長報告(七月二十八日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。本案は日本政府在外事務所勤務職員の給與を適当に定める措置を講ずるための法律案であります。第七国会において日本政府在外事務所設置法が成立いたしました、アメリカ合衆国内の五ヶ所に在外事務所が設置されたのであります。政府側の説明によりますと、総司令部の好意によつて、最近その他の数ヶ国、例えばフランス、スエーデン、ブラジル、パキスタン、インド等にも在外事務所を設置が見通しを得ている由であります。若しこれらを実現した暁には、政府は在外事務所設置法第二條第二項の規定に基づきまして、政令によつて在外事務所を設置し得るのでありますが、その場合、在外事務所勤務職員に対して所在国の物価水準に応じた適当な手当を支給すること

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

を考慮する必要があるものであります。そのために外務大臣は同設置法別表に定める在勤手当と住居手当とを当分の間九割から十一割の範囲内で増減し得ることとし、以て在勤地の実情に即した適当な手当額を支給したいというのが本法案の趣旨であります。

本委員会は七月十八日予備審査を行い、政府側と十分なる質疑応答をいたしました。次いで衆議院よりの送付を待つて七月二十七日委員会を開き、討論採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

(昭和二五、八、四、法二三四)

一、提案理由(七月二十六日)

○天野国務大臣 たいま議題となりました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を申し述べます。昨年五月、第五国会において制定され、九月一日より施行された教育職員免許法施行法は、同時に制定されました教育職員免許法の実施に伴う経過的事項を定めたものであります。旧令による教員免許状の所有者等に対する新免許状の授與及び相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例等を規定したものであり

ます。これらの法律により、各都道府県においては、着々新しい免許状が交付され、また上級免許状授與のため現職教育も、すでに実施されておるのであります。

ところで相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例を規定した施行法第七條の有効期間は、第七国会における同法一部改正により、昭和二十八年三月三十一日までとされたのであります。上級免許状を受けるために必要とする単位を取得する最も一般的な方法である免許法認定講習をこの三年間に実施することは、諸般の事情により相当困難と判断されるに至りましたので、第七條の有効期間を、さらに三年延長し、この特例の適用を受け得る人々に対し、容易に上級免許状を受け得る機会を與えようとするものであります。

以上が教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十七日)

○長野長廣君 たいま議題と相成りました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、本法案の趣旨並びに文部委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、本法案は昨年五月の第五国会において制定されまして、九月一日より施行せられたのであります。その後着々新しい免許状が交付されますと

の詳細につきましては速記録によつて御了承願います。(拍手)

三、参議院文部委員長報告(七月三十日)

○堀越儀郎君 文部委員会に付託されました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、この審議の経過並びにその結果の御報告を申し上げます。

本案の内容は、相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例を定めた事項の有効期間が昭和二十八年三月三十一日までとされておられるのを、更に三年延長いたしました。昭和三十一年三月三十一日までとしたものであります。政府の提案の理由とするところによりまると、昭和二十八年三月三十一日までの期限では、資格授與の認定講習の運営に当りまして諸種の困難があると判断されますので、更に三ヶ年延長して、その困難を緩和しようとするのであります。

委員会においては慎重審議を重ねましたが、その間における主な質疑応答の内容を申し上げます。現在の法律による教員資格認定講習は、休暇以外に相当な日数を割いて行うために、教員の身体的、経済的負担の過重であること、従つて教育の能率低下及び空白を来たすこと、講師及び会場の選定が不適當であり、且つ講習内容の不十分であることなどの欠陥があるので、本法の全面的検討をする必要があるが、これに関する政府の対策はどうか、こういう質問に対しまして、認定講習には諸種の欠陥があると思ふから、法律の改正については十分検討して、改正を要する点については速か

に、上級免許状授與のための現職教育もすでに実施せられております。ところで、相当期間にわたつて教職についております教員に対し上級免許状授與に関する特例を規定いたしました施行法第七條の有効期間は、第七国会におきまして昭和二十八年三月三十一日までということに相なつたのであります。その免許状を受けるのに必要な単位をとるために最も一般的な方法であります免許法認定講習の受講希望者が大分多くございまして、今後三年間にその希望を満たすことは、いろ／＼困難な事情があると考えられるのであります。従いまして、第七條の有効期間をさらに三年間延長し、すなわち昭和三十一年三月三十一日までといたしました。この特例の適用を受ける者に対し、さらに容易に上級免許状を受けられるよう

にしよとすものであります。次に、本法案の審議の経過を申し上げます。本法案は、昨二十六日、本委員会に付託せられたのであります。慎重なる審議を重ねまして、各委員より熱心なる質疑が行われましたが、その結果、各委員より政府に対して、実際教育に支障を来すことなく、かつ受講者の経費負担の軽減をはかり得るよう、経験年数と単位数との比率について再検討を加え、通信教授の拡充及び予算措置等につきましてなお十分なる研究を行い、もつて所期の目的を達成するよう、今後ともなお一層努力せられんことを要望いたしました。討論を省略、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案は可決せられました。

以上、本法案の審議の経過並びに結果の報告を終わります。なおそ

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

に善処をするし、講習の実施については更に詳細調査の上改善することにして、更に又予算的措置についても十分な努力を重ねることにしたという答弁があつたのであります。更に、教員の質の向上の外、その量の充実を図る必要があるがとの質疑に対して、政府は、教員養成について特に教育奨学金の増額を考慮しておるとの答弁があつたのであります。

かようにいたしましたし、質疑を終了し、討論並びに表決に入りました。梅原、矢嶋、木内、木村、荒木、岩間の各委員の賛成意見が述べられ、全会一致を以て本案を可決いたしましたのであります。その間、一委員より、教育職員免許法及び同施行法は政府においても全面的に検討をすること、更に教員の経済的負担の軽減を図るために、政府は速かにこれに必要な予算的措置を講ずることという希望意見の開陳がありまして、全員これに賛成いたしましたので、ここに申添えて置くことにいたします。

以上を以て本案の御報告を終ります。(拍手)

◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二五、八、四、法二三五)

一、提案理由(七月二十一日)

○伊東説明員 今回提案になりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その理由と法案の概要を御説明申し上げます。

申し上げますが、慎重に御審議の上、すみやかに議決をくださいますようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十五日)

○薬師神岩太郎君 たいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に関し、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず政府の議案提出の理由及び法案の内容を御説明申し上げます。

住宅金融公庫の役職員は、公庫法第十六條の規定により、国家公務員として、国家公務員法の適用を受け、服務、給与その他すべて他の国家公務員と同様に取扱われておるにもかかわらず、恩給法のみが適用されず、はなはだ不均衡のうらみを免れなかつたのであります。しかして公庫の役職員の中には、現に恩給法上の公務員から、転任により出向を命ぜられた者が少なくないのでありますが、これらの者は恩給法上の権利を失うことになり、公庫の人事運営の上にかわめて困難な状態を生じているのであります。従いまして、住宅金融公庫成立の際において、恩給法上の公務員または公務員とみなされて恩給法の適用を受けている者が引続いて公庫の役職員に転任した場合には、これらの者に恩給法を準用して恩給を支給できるように措置せんとするものであります。

次に住宅金融公庫の共済組合につきましては、公庫法第三十九條により国家公務員共済組合法が適用され、単独の共済組合を結成

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

ます。

住宅金融の公庫役職員は、公庫法第十六條の規定によりまして、国家公務員になつておりまして、国家公務員法の適用を受け、服務、給与その他すべて他の国家公務員と同様に取扱われておるのであります。恩給法のみが適用されておりませんので、はなはだ不均衡のうらみを免れなかつたのであります。

しかして、公庫の役職員の中には、現に恩給法上の公務員から転任により出向を命ぜられた者が少なくないのでありますが、これらの者は、恩給法上の権利を失うことになり、公庫の人事行政の上にかわめて困難な事態を生じているのであります。従いまして、地方自治体、日本国有鉄道、専売公社、国会職員等について認められている例にならしまして、住宅金融公庫成立の際において、恩給法上の公務員または公務員とみなされて恩給法の適用を受けている者が、引続いて公庫の役職員に転任した場合には、これらの者に恩給法を準用して恩給を支給できるように措置いたしました。

次に住宅金融公庫の共済組合につきましては、公庫法第三十九條により、国家公務員共済組合法が適用され、単独の共済組合を結成できる建前になつておりますが、公庫の役職員はわずか百五十名の少数であり、単独の組合では組合員の掛金を相当高率にしなければ收支が償えず、これでは共済組合本来の目的に沿わない結果となりますので、公庫の役職員を建設省共済組合に加入し得るよう措置いたしました。

以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に関し、その要旨を

できる建前になつておりますが、公庫の役職員はわずか百五十名の少数であり、単独の組合では組合員の掛金を相当高率にしなければ收支が償えず、これでは共済組合本来の目的に沿いがたい結果となりますので、公庫の役職員を建設省共済組合に加入し得るよう措置せんとするものであります。

本法案は、去る七月十九日、本委員会に付託され、委員会は、ただちに政府当局より提案理由の説明を聴取いたしました後、引き続き熱心なる質疑応答を行つたのであります。

質疑の第一点は、恩給法の適用を受けていた者が公庫に入った場合にのみ恩給法の適用が認められるが、新規に公庫へ採用された者に対してその恩恵が與えられないことは、その間に不均衡を生ずるおそれがないかという点であります。これに対しては、根本的な問題は近く予想される恩給法改正の際に考慮することとし、日本国有鉄道、日本専売公社等の前例に準じて、少くとも今まで恩給法の適用を受けていた者だけでもその権利を継承せしめんとする措置であり、また恩給法の適用を受けない者が退職した場合には共済組合より退職金が支給されるために、事実上恩給を受ける者との間にさほど大きな懸隔を生じないはずであるという答弁でありました。

質疑の第二点は、かかる改正は元來恩給法そのものを改正すべきであるのに特に公庫法の改正によつた理由いかんという点であります。これに対しては、本来は恩給法の改正をまつべきであるが、本改正を早急に行うことが、人事の交流を円滑にして人材を集めるために必要な措置であり、日本国有鉄道法や日本専売公社法の前例

もあるので、便宜上とりあえず公庫法の改正をお願いしたものであるとの答弁でありました。

かくて討論に入り、日本共産党を代表して砂間一良君より恩給法の適用を受け得る者と得ざる者との間に不公平を生ずる点等より反対の意見が述べられ、次に自由党、国民民主党、農民協同党の三党を代表して田中角榮君より賛成意見が述べられ、また日本社会党を代表して前田榮之助君より、恩給法の改正を促進されたい旨の希望意見を付して賛成の意見が開陳せられました。

次いで採決に入り、多数をもつて本法案は原案通り可決と決しました。

次に、ただいま議題となつております、田中伊三次君外十六名提案の京都国際文化観光都市建設法案、並びに東井三代次君外十五名提案の奈良国際文化観光都市建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

両法案は七月二十一日同時に提出され、しかもその内容においてまつたく同一のものでありますので、本委員会におきましては、両法案を一括して審査をいたしました次第でございます。

まず京都国際文化観光都市建設法案でございますが、本法案の要旨といたしますところは、京都市が、明媚な風光と、わが国の歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできない多くの文化財を保有し、世界において歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみまして、これら文化観光資源の維持、開発、あるいはこれに伴う文化観光施設を整備し、同市を国際観光都市と

して建設せんとするのであります。しかして、その建設計画並びに事業については都市計画法を適用するとともに、国際文化観光都市としての性格にかんがみて特に文化観光保存地区あるいは緑地地域の指定をなすことができることとし、事業の執行は京都市長がこれに当ることとなっております。さらに本事業に対する特別の助成として、普通財産の譲與の規定、あるいは国、関係地方公共団体の援助の規定があります。なお本法案は、憲法第九十五條により京都市の住民投票に付するものとしてあります。

本委員会におきましては、七月二十二日、提案者より提案の理由を聴取いたし、引続き質疑を行つたのであります。

次に質疑応答の主要なるものについて申し上げますと、第一に、文化観光保存地区の規定は、現在都市計画法による風致地区、文化財保護法による環境保全地域の規定があるから、これで十分ではないかという質疑に対しては、文化観光資源あるいは文化観光施設を保存するには、都市計画法、文化財保護法のみにては十分でなく、この規定によつてその完璧を期したい旨の答弁でございました。

第二に、観光施設は特定外国人に対するサービスに終始し、勤労大衆がこれを利用し得ないことになるのではないかとという質疑に対しては、特定外国人に限られることはない、さらに観光施設も国民大衆を対象とする健全なものより先行したい旨の答弁でございました。

第三に、かかる国際観光都市建設に関する特別法は、これらを総括する一般法として立法すべきであると思ふが、その準備なきやと

正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。今回改正しようとするおもなる点は、次の二点であります。

その第一点は、証券業者の登録拒否原因の整備であります。すなわち、昨年末以来の株式市況の不振により、証券業者の資産内容は悪化し、一部の証券業者については、整備の必要が認められる現在におきましては、証券業者の資産内容の充実をはかる必要があること、及び現在の登録拒否条項のみでは、従来の実績に徴し、場合によつてはかえつて投資者の保護に欠けるおそれがある点にかんがみまして、この際、従来の登録拒否条項のほかに、登録申請者の資本金額または資産の額について、証券取引委員会が公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めて、証券取引委員会規則で定める額に満たないものに対しては、証券業者の登録を拒否することとしたこととあります。

改正の第二点は、証券業者の営業保証金についてであります。すなわち、営業保証金について、現行法は国債証券をもつてこれに充当することができることとしておりますが、国債証券も相当に償還されましたので、国債証券のほかに、今回新たに、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券または社債券を加えることとしたこととあります。

以上が改正法案の要点であります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望する次第であります。

◎証券取引法の一部を改正する法律

(昭和二五、八、四、法二三六)

一、提案理由(七月二十日)

○西川政府委員 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

○夏堀源三郎君 たいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の要点を申し上げますと、その第一点は、証券業者の資産内容の充実をはかる必要があること、及び現在の登録拒否条項だけでは、従来の実績に徴し、場合によつては、かえつて投資者の保護に欠けるおそれがある点にかんがみまして、この際、従来登録拒否条項のほかに、登録申請者の資本金額または資産の額について、証券取引委員会が公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めて、証券取引委員会規則で定める額に満たないものに対しては、証券業者の登録を拒否することとしたことであります。

その第二点は、営業保証金につきまして、現行法は国債証券をもつてこれに充てることができることとしておられるのでありますが、国債証券も相当に償還されましたので、国債証券のほかに、今回新たに地方債券、特別の法律により法人の発行する債券または社債券を加えることとしたことあります。

この法案は、七月十九日、本委員会に付託され、同二十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同二十一日質疑に入り、熱心な質疑が行われたのでありますが、その詳細の点につきましては速記録に譲ることいたします。

次いで質疑を打ち切り討論採決に入りましたところ、高田委員は共

が、本年九月三十日までに清算を結了しなければならぬことになつております。しこうして船舶公団は、他の船舶所有者との共有契約によりまして、船舶を共有しておるのでありますが、この公団の持分は共有者たるころの船舶所有者が、十箇年以内に買い取ればよいことになつておるのでございます。しかしながら現在の海運界の現状では、船舶所有者が公団の持分をただちに買い取ることが困難でございます。その処分は長期間にわたることが予想せられ、従つてその期間中には、船舶公団の清算は結了しないことになるのであります。

以上申し述べましたところの理由によりまして、船舶公団の他の船舶所有者と共有する船舶公団の持分を国に引き継ぐことによりまして、船舶公団の清算を短期間に結了させるとともに、船舶公団の復興金融庫庫に對するところの債務の弁済、並びに国の復興金融庫及び船舶公団に對する出資の減少につきまして、特別の措置を講ずる必要があるのでございます。

これがこの法律案を提出する理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

○夏堀源三郎君 たいま議題となりました船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案及び関税法の一部を改正する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案について申し上げ

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律

産党を代表して、本法案は大衆投資者保護とならないことを理由として反対の意を寄せられ、小山委員は自由党を代表して、大衆投資者保護を厚くするため当然の改正であるとして賛成の意を寄せられ、宮腰委員は国民民主党を代表して、将来における認可制または許可制の実施等の希望条件を付して賛成の意を寄せられ、田中委員は社会党を代表して、改正点については消極的効果しか期待できないが、大衆投資家保護のため賛成の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(船舶公団の共有持分の処理等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎船舶公団の共有持分の処理等に関する

法律 (昭和二五、八、四、法三三七)

一、提案理由(七月十九日)

○西川政府委員 提案の理由を説明申し上げます。船舶公団は、本年四月一日をもつて解散いたしました。目下精算中でございます。船舶公団は本年九月三十日までに清算を結了しなければならぬことになつておりますが、船舶公団が他の船舶所有者と共有する船舶についての公団の持分の処分は、現在の海運界の現状では、船舶所有者がこれをただちに買い取ることが困難でありますので、相当長期間にわたることが予想されるのであります。従いまして、この法案は、船舶公団の他の船舶所有者と共有する船舶公団の持分を国に引継ぐことにより船舶公団の清算を短期に結了させるとともに、これに伴いまして船舶公団の復興金融庫に對する債務の弁済並びに国の復興金融庫及び船舶公団に對する出資の減少について特別の措置を講ずることとしておるのであります。

この法案は、七月十七日、本委員会に付託され、同十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、四日間わたつて各委員より、本法案提出の根本理由、引継ぎ債権債務の内容、引継ぎ共有持分の処理方法、共有持分に対する金利、引継ぎ後の運営機構等について質疑が行われ、それら政府委員より答弁がありました。詳細の点は速記録に譲ることいたします。

次いで質疑を打ち切り、討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して反対の意を寄せられ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を寄せられ、宮腰委員は国民民主党を代表して、希望条件を付して賛成の意を寄せられ、田中委員は社会党を代表して賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に関税法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

この法案の内容の要点は次の二点であります。その第一点は、税関職員がその職務を行うにあつて武器を携帯することが出来る規定を設け、最近特に凶悪化しつつある密貿易の取締りの徹底をはかるうとするものであります。その第二点は、私設の保稅地域等に対する税関官吏の常時派出所に関する従来の規定を整備するとともに、その定員については、派出所職員の特質にかんがみまして、これを定員外としたそうとするものであります。

この法案は、七月二十日、本委員会に付託せられ、同二十一日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日及び翌二十二日の二日間わたつて質疑を行つたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を打ち切り、討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して反対の意を述べられ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を述べられ、田中委員は社会党を代表して、改正の第二点については賛成、改正の第一点については反対の意を述べられ、宮腰委員は国民民主党を代表して、希望条件を付して賛成の意を述べられました。次いで採決をいたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

○小串清一君 只今上程せられました船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案の要旨を申し上げますと、船舶公団の清算事務は本年九月三十日までを終らねばならないことになつておりますが、海運界の現状では、船舶所有者が共有する公団の持分を同期日までに買取することは困難なるため、その処分については相当長期間に亘るものと予想されますので、この際、船舶公団の共有持分を国に引継ぐことになりまして清算事務の促進を図らうとするものであります。即ち国は船舶公団より百二十一億九千三百余万円の共有持分を引継ぐに当りまして、その代償として、船舶公団が復興金融庫より借入れしている七十億七千八百余万円の債務を肩替りする外、国の船舶公団に対する出資金の一部を減少しようとするものであります。尚、国が引継いだ船舶公団の復興金融庫に対する借入金を返済する代りに、政府の復興金融庫に対する出資金を減少することによつて、国は船舶公団の復興金融庫に対する債務を弁済したものとみなそうとするものであります。

さて本案審議に当りては種々の熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたしたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入り、油井委員より、海運界に対す

保護のために必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める金額に満たない者に対しては、証券業者の登録を拒否いたそうとするものであります。改正の第二は、証券業者の営業保証金について、現行法では国債証券を以てこれに充てることといたしておるのであります。今回国債証券の外に、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を加えようというのであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重に審議が交わされたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしましたので討論に入り、木村禰八郎委員より、本改正案は証券業者の登録制度を整備して、一般投資者の証券保有を保護すると共に、証券市場を通じて産業資金の調達を容易にすることにありますが、この改正案の提案理由及び政府委員の説明によつても明らかなるごとく、応急的、一時的な対策であるので、今後根本的な証券対策を立てることを希望する旨の賛成意見が述べられ、油井賢太郎委員より、本改正案により証券業者の資産内容を充実せんとすることは分るが、法律によつてのみその目的を達することはできない、証券民主化運動によつて証券の民主化が行われたが、その後の株式市況の下落等を見るとき、政府の証券対策がこれに伴わず、多くの証券業者の資産内容は悪化している現状にあるので、政府は本改正案と共に根本的な証券対策を立てるべきである旨の賛成意見が述べられ、森下政一委員より、昨年来証券民主化運動が行われ、大衆が証券に投資したが、その後、株式の下落によ

る保護政策の根本精神については了解するが、朝鮮事変による備船料の上昇が見られる際、国家の恩恵が過大に失する結果、船舶業者に不当利得を興える懸念があるから、当局においては十分な監視をなすべきであるとの希望意見が述べられ、又佐多委員より、過去の国家保護助成政策の採用について、又今後の企業形態の在り方については多くの問題を含んでいるが、如何なる場合においても国民の犠牲において行わるときではない、又国家が共有持分を引継いだ後の処置、海員職員に対する保護等についても慎重を期せられたいとの要望があり、続いて山崎委員より、事変勃発により船株価格の騰貴を招来したが、船舶業者の経営は依然として窮迫を極めている現状に鑑み、外航問題の帰趨、今後の輸出入貿易の飛躍に備えて、より一層の国家的保護育成を希望するとのそれく、賛成意見が述べられまして、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

次に証券取引法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案の提案の理由及び内容について申し上げます。今回改正いたそうとする主なる点は、第一に証券業者の登録制度の整備であります。昨年末以来株式市場の不況により証券業者の資産内容は悪化し、一部証券業者についてはその整理の必要が認められておる現状に鑑みまして、現行法の登録拒否條項だけでは投資者保護に欠ける虞れがあるので、今回従来の登録拒否條項の外に、登録申請者の資本金額又は資産の額について、証券取引委員会が公益又は投資者の

つて損失を蒙り、又証券業者もその影響を受けるに至つた、その意味において、本改正案は証券業者の資産内容を充実し、一般投資者を保護しようとするので、適当であるが、併しこの際、政府は経済情勢の転換のために株価対策を講ずべきである、そして大衆が安心して投資ができるようにして貰いたい、更に証券業者の整理に當つて少数の業者がその勢力を拡大することのないように注意をして欲しい旨の賛成意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に関税法の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過並に結果を御報告申し上げます。

今回の改正の要点を申し上げますと、第一点は、最近密貿易が特に凶悪化しつつある現状に鑑みまして、その取締の徹底を図るために、税関職員がその職務の執行に當つて、武器の携帯ができる規定を設けようとするものであります。第二点は、最近の貿易の進展に即応して、私設の保税地域等に常時派出所を必要とする職員が増加する見込みはないので、予算の範囲内において定員外の増員ができる規定を設けようとするものであります。

委員会においては、種々熱心なる質疑応答がございましたが、その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと思ひます。かくして質疑を終了し、討論に入り大矢委員より、改正案中「第一百二條ノ三」は刑事訴訟法の現行犯の逮捕の規定と重複するものであつて、必要はないから削除すべきであり、又特派官吏の増員について、行政機関職員

定員法に規定する定員内の職員をも定員外職員とし、更に増助人員は必要に応じて政令で定めるといふことは、行政機関職員定員法の精神に反するものであるから、同法の定員の規定はそのままとし、増員の限度は定数を以て二百人以上と明示するのが妥當であるとの修正意見が述べられました。諸君のお手許にその修正案は参つて居る筈であります。松永委員より、武器の携帯については、警察官すらも取扱に熟練しておらず、幾多の危害が発生している現状であり、税関職員に武器を携帯せしめることは甚だしく危険であり、事態もまだその段階に來ていない等の理由によつて、原案及び修正案のいずれにも反対するとの意見が述べられました。又木村委員より、密貿易の取締の現状では、武器を携帯しなくともその徹底を図り得る余地があり、警察予備隊設置の問題と関連して対外的に再軍備であるかのぐとき危懼を興えるので、原案及び修正案のいずれにも反対するとの意見が述べられたのであります。次に油井委員より、密貿易の検挙件数中第三国人の違反件数が相当多いが、国内法がこれらの人によつて無視されるのは誠に遺憾であり、武器を以てこれが防止に役立たしめることもいたし方はないと思ふが、取扱について徹底した措置をとられるように希望し、原案及び修正案に賛成するとの意見が述べられました。大矢委員の修正案は、採決の結果、多数を以て可決され、次に修正箇所を除く原案について採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定をいたしました。即ち本案を修正議決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律

(昭和二五、八、五、法二三八)

一、提案理由(七月十九日)

○政府委員(岡崎勝男君) 私より本法律案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに設置せられておりますところのすべての都道府県及び一部の市町村の教育委員会の委員の定例選挙及び本年新たに設置せられる市の教育委員会の最初の選挙とは、公職選挙法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によりまして、本年十月五日に行われることになつております。教育委員の定例選挙は、御承知のように半数改選の関係もありません。二年目ごととその年の十月五日に行われることに相成るわけであり、二年目ごとになるに本年は十月一日現在で全国一齊に国勢調査が行われることになつておりますので、この教育委員の選挙と国勢調査の期日とが接近しておりますため、種々の支障を生ずる虞れがあります。即ち

第一に、十月五日の教育委員の選挙は、都道府県と市町村の同時選挙でありますので、選挙の期日の告示は三十日前になされまして、従つて十月一日以後は選挙運動が終盤戦に入り最も激しい時期

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律

であります。然るに今回の国勢調査は、全国約四千万人の調査員が各人五千世帯を担当して各戸を戸別に訪問いたしましたして所定の事項を調査表に記入する方式で行われ、十月一日から数日間が調査員の活動時期となるわけであり、これが選挙運動に利用される虞れがありますし、若しそのようなことになりましたと到底選挙の公正を期し難いと思われるのであります。

第二に、各市町村におきましては選挙、統計、調査の事務は大体同一の係の任事であり、国勢調査と選挙とが同時に行われるといたしますと、その事務の繁忙に堪えず、その事務も正確と迅速を欠くのではないかと思われるのであります。

第三は、丁度この時期は、選挙人名簿調製の時期に當つておりまして、国勢調査がなくても市町村の選挙管理委員会は繁忙期に當つておるのであります。選挙事務の執行上その支障は少くないと考へるのであります。

以上の理由によりまして、教育委員の選挙と国勢調査の期日とは相当に、例えば一ヶ月というような期間を距る必要があると思はれるのであります。国勢調査は大正九年以来常に十月一日現在で実施せられて来ておりまして、これが将来とも十月一日に行われることは、我が国勢の累年比較の上から非常に重要なことでありまして、この施行期日を変更することは適当でないと考へられるのであります。

従つて教育委員の選挙の期日を変更せざるを得ないと考へるのであります。期日を繰上げることは如何かという点を検討いたして

みますると、八月は十五日に海区漁業調整委員会の委員の最初の選挙が行われる予定で、本月十七日までには各選挙管理委員会ですでに期日を告示しておる筈であります。又九月は十五日現在で選挙人名簿を調製することになっておりまして、更に九月下旬には国勢調査の予備調査を行います関係上、各都道府県及び市町村の当局は、相当事務に忙殺せられるものと考えられます。従つて選挙の期日を八月又は九月に繰上げることは困難であります。それ故に選挙の期日は繰延べざるを得ないことに相成りますが、若し十一月五日以前に行うとしますならば、先にも申上げましたように選挙の期日の告示が三十日前に行われる関係上、十月五日以前より選挙運動が可能となり、先にも申し上げましたように国勢調査員の調査時期と重複いたしました、又選挙人名簿の調査事務とも重なつて参りまして支障があると思われましますので、これらの支障を避け且つ教育委員会の成立が余り遅れないようにする必要等、彼此勘案いたしまして結局本年に限り十一月十日に行うように決定いたしましたのであります。以上がこの法律案を提出する主な理由であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げますと、法案は三ヶ條からなつておりまして、第一條及び第二條第一項におきましては、すでに成立してある教育委員会及び本年新たに設置される市の教育委員会の選挙の期日を、本年に限り十一月十日と定めまして、これに伴つて第二條第二項において、本年新たに設置される教育委員会の成立の期日を十二月一日に繰延べることとしたし、第三條におきまして、現に教育委員会の委員の職にある者の半数は十月四日にそ

の二年の任期が満了しますので、十一月九日まで在任するものといふたし、又本年十一月十日に行われる選挙により選出された委員の任期の起算日は、同年十月五日といたしまして、次回の選挙はこの日から起算して二年目の十月五日に再び行うことによつて、現行の制度に復する建前をとつておるのであります。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院文部委員長報告(七月二十六日)

○堀越儀郎君 文部委員会に付託いたされました昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案、この法案の審議並びにその結果の概要を御報告いたします。

本法案の要点とするところを先ず申し上げます。すでに設置されてあるすべての都道府県及び一部の市町村の教育委員会の委員の定例選挙と、本年新たに設けられる市の教育委員会の委員の最初の選挙とは、公職選挙法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によりまして、本年十月五日に行われることになつております。而して教育委員会の委員の定例選挙は、半数の関係もあり、二年目ごととその年の十月五日に行われることになつております。然るにその選挙期日を本年に限り十一月十日に繰延べることとする、これに伴うて教育委員会の成立期日を十二月一日に繰延べること、現に教育委員会の委員の職にある者の半数は、十月四日にその任期が満了するのであります。

すか、本年に限つて十一月九日まで在任するものとすること、十一月十日に行われる選挙により選ばれた委員の任期の起算日は、同年十月五日とすること、この四点をその内容とするものであります。

その理由とするところについて政府の説明によりましますと、第一に、十月五日の定期期日により選挙を行うといたしますれば、三十日前に期日の告示がせられて、十月一日以後は選挙運動が最も激しい時期となるのであるが、恰かも本年は国勢調査が十月一日現在で行われて、十月一日から数日間が調査員の活動時期となるため、選挙の公正を期することが困難である。次に、市町村における国勢調査と事務が重複いたしました、いずれの事務も正確を期し難いこと、第三、丁度選挙人名簿作成の時期に当つておりますので、市町村の選挙管理委員会は繁忙に堪えないことなどの理由によりまして、十月五日に選挙を行うことは支障を来たすのであります。

而して国勢調査の期日を変更することは妥当ではありませんので、期日を繰上げるいたしますれば、八月十五日に行われることに決定している海区漁業調整委員会の委員の最初の選挙と重複することになります。又選挙人名簿調製、国勢調査の予備調査の諸事務ともせり合うことになり、従つて八月又は九月に繰上げることは困難である等の事情がありますので、止むを得ず十一月十日に繰延べることとしたしまして、これに伴う関係事項の特例を制定したといふのであります。

文部委員会においては本法案について慎重に審議を重ねました

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律

が、質疑応答の主なるものを申し上げますと、教育委員会の委員の選挙のごとき重要な法律をしばしば変更することは、法の權威を損い、且つ教育制度の威信を傷つけるのではないかと質問に対し、特例法を設けることは真に止むを得ない措置であるとの答弁でありました。期日の延期は、それまでに教育公務員特例法の改正及び地方公務員法の制定により、教育職員の政治活動に制限を附し、委員の選挙に教員の政治的活動を阻止しようとする意図に基く政治的の措置ではないかとの質問に対し、教員の政治的活動については検討することがあるかも知れぬが、質問のような政治的意図を以て延期したものでなく、單に事務的の理由によるものであり、選挙もフェアに施行するよう努力するとの政府の答弁であつたのであります。

一応質問を終りましたして、地方行政委員会からその代表の委員が二名本委員会に出席されて、種々質疑応答を重ねられ、かくて討論に入りましたが、若木岩間、矢嶋委員からおの／＼反対の意見を述べられました。更に梅原、木村、谷口委員より政府の提案の理由とするところを諒とする賛成の意見が開陳されましたのであります。かくて討論を終りまして、表決の結果、多数の賛成を以て本案を採択することにしたのであります。

右報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院文部委員長報告(七月三十一日)

○岡延右エ門君 たいま議題となりました昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案につ

き、文部委員会における審査の経過並びに結果についてその大要を御報告申し上げます。

本案は、去る第七国会において制定施行されました公職選挙法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によつて本年十月五日に行われることになつてゐる教育委員の定例選挙と、新たに教育委員会を設置しようとする市における教育委員の選挙が、本年十月一日を期して全国一斉に行われる国勢調査とその期日が接近しているため、選挙の執行にあつて種々の支障を生ずることが予想されますので、本年度においては特に十一月十日に延期してこれを行おうとするものであります。以上が政府原案の趣旨でございます。

さて本案は、去る七月十三日、予備審査のため本委員会に付託されて以来、地方行政委員会との連合審査を行うなど、七月二十四日、二十九日の両日にわたり、きわめて熱心なる質疑応答を行つたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて委員会は、二十九日、本法案に対する質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員は自由党を代表し、小林委員は国民民主党を代表してそれ〴〵賛成の意を表せられ、坂本委員は社会党を代表し、今野委員は共産党を代表してそれ〴〵反対の意を表せられました。續いて採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと決定したのであります。右御報告申し上げます。

◎商品取引所法 (昭和二五、八、五、法三三九)

一、提案理由(七月十七日)

○政府委員(首藤新八君) 只今議題となりました商品取引所法案につきまして提案の理由を御説明いたします。

本法案につきましては、政府といたしましては先に第七国会に提案いたしました。が、時間の関係上審議未了となりましたためこの度本国会に再びこれを提案し御審議を仰ぐ次第であります。

昨年来経済九原則及びドッジ・ラインの実施によりまして、インフレも漸く収束し物価も安定して参り、物資に対する統制を順次解除されつつある状況であります。従つて公定価格制度や配給統制は極く限られた一部の商品についてのみ存続し、大部分の商品の生産及び配給は経済原則によつて規制されることと相成つたのであります。従いまして商品の価格は需要と供給のバランスによつて決定されることとなり、この需要と供給を成るべく広い範囲に亘つて集中して、公正な価格をつくるための市場の形成が必然的に要求されて来ると共に、現物のみならず、先物についての市場も要求されることになり、ことに商品取引所の設立が業界から強く要望されるに至つた次第であります。

わが国の商品取引所は、古くは徳川時代の米会所に由来し、戦前におきましては米を中心とし、綿花、綿糸、綿布、繭、生糸、人絹糸、

雑穀、肥料、砂糖等広汎な種類の商品に亘つて設置されていたものであります。戦時に入りこれらの商品について全面的な統制が行われるに及んでその機能を失ひ、昭和十六年頃までには盡く閉鎖又は解散されるに至つたのであります。而して商品取引所に関する法律も明治二十六年の制定にかかる取引所法が数回の改正を経て今日に至つてゐる次第であります。即ち昭和二十二年証券取引所開設の必要に応じ全く新しい構想をもつて、証券取引法が制定されたのであります。商品取引所については未だ開設の時期に非ずとして何らの工夫もなされず、ただ、一応旧来の「取引所法」に「商品」という字句を冠して残されていたのであり、これが現行の商品取引所法であります。従つて商品取引所を、新たに開設するに当つては先ずその根拠法規である商品取引所法を現在の経済の实情に即したものと

するため、新たな構想の下に全面的に改正する必要が生じたのであります。以下改正をいたしました主要な点について御説明を申し上げます。

先ず第一に、現行法によりますと取引所は株式会社組織によるものと会員組織によるものと二者いずれをも認めておるのであります。が、今回の改正案では、会員組織のみが認められることになつてゐるのであります。

株式会社組織によるときは、実際の取引業者にとつて開設の必要がない場合においても、投機的な取引のみを行うことを目的として取引所が設立される危険性があります。会社として利益を挙げ、

配当を殖やすために、実情に副わぬ売買であつても取引高が多額に上ることのみが念願される傾向を誘致し、又実際に取引を行う者とは別個な会社の幹部によつて取引所が管理されることとなる等、従来からその弊害が批判の対象となつていたところであつたのであります。従つて今回は会員組織のもののみを認めることとしたのであります。

次に今回の改正の第二点は、取引所の設立に当つて、免許主義を止めて、登録主義を採ることとしたこととあります。本法案では取引所の設立の要件はできるだけ法律上明記することとし、法定の要件を備えたものは、特に法律で定めた登録拒否の規定に該当しない限り登録を行うこととしたしました。これは官庁の許認可等による自由裁量の余地をできるだけ少くし、業界の自主的な活動に俟つ趣旨であります。

次に改正の第三点は、取引所において上場することのできる商品を法定している点でございます。この法案では、綿花、綿糸、綿布、乾繭、生糸、人絹糸、スフ糸、毛糸、ゴムが法定されておりますが、これらは大体において曾ての取引所に上場されていた商品であり、今後においても取引所の設立が妥当又は必要と認められるものであります。併しながら今後の我が国の経済は戦前とはおのずから異なるものがありますので、その他の商品につきましても取引所を設立することが必要となる場合も予想されますので、本法案では必要の都度政令で商品の品目追加が行われるような途を開いてあるわけであります。

次に改正の第四点としては、商品取引所行政の重要な事項を調査審議するための機関として商品取引所審議会を設置したことであり、而も各方面に関連を有しますので、主務大臣の権限の行使に当つては、殆んどすべてこの審議会の議決を経なければならぬこととし、以て取引行政の万全を期した次第であります。又、本審議会の会長及び委員については、その重要性に鑑み、学識経験者のうちから同議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとし、その慎重を期している次第であります。

次に改正の第五点といたしまして本法案では民主化という的から種々の規定がしてあります。即ち先ず第一に証券取引法の先例に倣いまして取引所における各種の紛争を円満に解決するために、仲介の制度を創設しております。これは紛争の当事者の言分を聞きまして妥当な解決点を見出し、その受諾を勧告したものであり、その他にも主務大臣の処分の際には必ずその事前に公開による聴聞を行つる等行政の民主的な運用を期している次第であります。尙今回の改正案におきましては以上の外にも改正点が種々存するのであります。例えば商品取引所の定義を明確にしたこと、他人の委託を受け、売買取引を行う者を商品仲買人として特に嚴重な規制を加へていふこと、取引所の取引についても従来と異なり可なり嚴重な監督規定を設けたこと、定款、業務規程、受託契約準則の必要記載事項を明確にしたこと等がこれであり、

要は、免許主義を登録主義に改正した等産業界の自主的な活動を

過ぎず、現状に対しては全く不適当な法律であります。そこで新事態に即応した商品取引所を設立するためには、先ず現行の商品取引所法を全面的に改正する必要を生じました。かくして本法律案が生れたわけであり、特に本法案においては先ず取引所を定義いたしました。商品の先物取引を行うために必要な市場のための施設を開設することを主たる目的として設立されたものと明定してあるのであります。改正は全面的に行われ、現行法が七章三十六條の簡單なものであるのに対し、本法案は十七章百六十六條の大きなものになつております。

改正の主な点を挙げますと、第一点として、組織に関しては、各国の事例と従来の経験に鑑みまして、取引所はすべて会員組織の法人たるべきこととして、株式会社は全然認めないこと。第二点として、取引所の設立に当つては、特に産業界の自主的な活動を尊重して、免許主義をやめて登録主義を採つたこと。第三点として、上場商品を法定したこと、即ち本法案では綿花、綿糸、綿布、乾繭、生糸、人絹糸、スフ糸、毛糸、ゴムの九品目が指定されました。但し商品目の追加は必要の都度政令で行い得るような途を開いてあります。第四点として、商品取引所行政の重要事項を調査審議する機関として商品取引所審議会を新たに設けたこと。本審議会の会長及び委員は、原則として両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになっております。第五点として、各種の紛争を円満に解決するため仲介の制度を設けたこと。第六点として、取引所の売買取引について委託を受け得る会員は、会員という資格の外に商品

尊重したこと、取引所の業務についてはできるだけその自治に委し、併し他面取引所の国民経済上の重要性に鑑み売買取引の基準を明確にし、その行き過ぎの是正を図り以て売買取引の公正と委託者保護の徹底を期したことが今回の改正の大綱であります。

尙前国会に提案した法案と異なる点は訴訟に関する一ヶ條文を削除したことであり、その他は実質的な相異点はありません。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院通商産業委員長報告(七月二十六日)

◎深川榮左エ門君 只今議題となりました商品取引所法案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

さて本法案は前国会におきまして審議未了となつたものであります。一部修正の上、本国会に再提出された次第であります。御承知の通りに近時重要商品の統制撤廃に伴ひまして、大部分の商品の価格は需給のバランスで決定されるようになりました。そこで価格の形成を初めとし、売買その他の取引を公正なものにして、商品の生産と流通を円滑にするため、商品取引所の設立が極めて必要となつて参つたという考え方が本法案提出の根本動機であります。然るに商品取引所を設立するとして、その開設の根柢なるものは差当つて現行の商品取引所法であります。もと／＼同法は明治二十六年に制定せられた取引所法を数回に亘つて小改正を重ねたものに

仲買人の資格をも兼ね備へなければならぬことといたし、この仲買人に対して特に嚴重なる規制を加へ、委託者保護の徹底を期したこと等があります。その他にも、民主という観点から、前に述べました仲介制度と共に聴聞の制度を設けたこと、取引所の取引について嚴重な監督規定が設けられたこと等幾多の改正点がござい、尙、前国会に提案されました法案と異なる点は、訴訟に関する一ヶ條を削除したこと、その他に実質的の変更はありませんでした。

本委員会においては法案の重要性に鑑み、審議の慎重を期し、農林委員会とも合同審議の機会を持つたのであります。本委員会において質疑応答は頗る活発に行われましたが、その主なものは次の通りであります。先ず栗山委員より朝鮮動乱によつて統制経済の再現が論議されている際に、かかる法案を提出することは矛盾でないか、又商品取引所が果して価格安定に十分に役立つかどうかとの質問がありました。右に対して横尾通商産業大臣より次のような答弁がありました。現在において確たる見通しを付け難いのは申すまでもない、併し一部の商品が国際情勢の動きによつて思惑により幾らか騰貴するかも知れないが、原料輸入を確保して国内の需要を緩和し、悪影響なきように図りたい、又外貨資金の割当許可があり次第に自働許可制を実施すれば、関係事業の発展を来し、両々相待つて取引所の開設と運営を円滑ならしめるというのであります。次いで各委員より商品別に需給の数量と価格につき質問があり、政府委員よりそれ／＼詳細な答弁がありました。農林委員会の各委員から特に乾繭と生糸の市価安定策につき質問があり、且つ右に關しては商品

取引所だけでは安定を期し難いから、広い範囲で対策を考へることを要望されました。追加を予想される品目は何かとの問に対しては、差当つて織物などが考へられてはいるが、農林関係については目下のところ予想されているものはない、雑穀、砂糖なども條件を整えば上場されることも考へられるとの答へがありました。尙、物価を再統制する傾きはなにかとの質問に対して、郡物価庁政務次官より、その意思なしとの答へがありました。次いで境野委員より、商品取引所の会員資格、信認金、禁止行為その他全面に亘つて詳細なる質疑があり、政府委員よりも実例を引用しての答弁がありましたが、右に關しては何とぞ速記録を御覽の程お願いいたします。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、古池委員より次のような修正案が提出されました。即ち附則第一項中、この法律は昭和二十五年八月一日より施行となつてゐるが、法案審議の模様からして、これは無理であり、本法の運用の万全を期するため、その施行期日を「公布の日から起算して十五日を経過した日」に修正するといふのがその内容であります。次いで社会党を代表して栗山委員より、第一に物の面、価格の面よりして、近き将来において政府の見解と反対になると思われぬから、本法案は時期尙早である。第二に、追加品目は政令でなくして法律で定むべきこと。第三に、審議会のメンバーの選任が事後承認の形で行われる疑念がある等の理由を挙げて、修正案及び修正部分を除く原案に対して反対意見が表明せられました。次いで国民党を代表して境野委員より、修正案及び修正部分を除く原案に対し賛成する旨の意見が述べられました。

取引所だけでは安定を期し難いから、広い範囲で対策を考へることを要望されました。追加を予想される品目は何かとの問に対しては、差当つて織物などが考へられてはいるが、農林関係については目下のところ予想されているものはない、雑穀、砂糖なども條件を整えば上場されることも考へられるとの答へがありました。尙、物価を再統制する傾きはなにかとの質問に対して、郡物価庁政務次官より、その意思なしとの答へがありました。次いで境野委員より、商品取引所の会員資格、信認金、禁止行為その他全面に亘つて詳細なる質疑があり、政府委員よりも実例を引用しての答弁がありましたが、右に關しては何とぞ速記録を御覽の程お願いいたします。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、古池委員より次のような修正案が提出されました。即ち附則第一項中、この法律は昭和二十五年八月一日より施行となつてゐるが、法案審議の模様からして、これは無理であり、本法の運用の万全を期するため、その施行期日を「公布の日から起算して十五日を経過した日」に修正するといふのがその内容であります。次いで社会党を代表して栗山委員より、第一に物の面、価格の面よりして、近き将来において政府の見解と反対になると思われぬから、本法案は時期尙早である。第二に、追加品目は政令でなくして法律で定むべきこと。第三に、審議会のメンバーの選任が事後承認の形で行われる疑念がある等の理由を挙げて、修正案及び修正部分を除く原案に対して反対意見が表明せられました。次いで国民党を代表して境野委員より、修正案及び修正部分を除く原案に対し賛成する旨の意見が述べられました。

かくして討論を終り、採決に入りましたところ、先ず古池委員より提案の修正案は多数を以て可決し、又修正部分を除く原案についても多数を以て可決し、よつて本案は修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上を以ちまして御報告いたします。(拍手)

三、衆議院通商産業委員長報告(七月二十七日)

○小金義照君 たいま議題となりました商品取引所法案につきまして、当委員会における審議の概要並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は第七国会に提案されたのでありますが、時間の關係上審議未了となりましたため、再び提案せられたのであります。

まず本法案の目的及び要旨を簡単に御説明申し上げます。昨年来、経済九原則及びドッジ・ラインの財政の実施によりまして、インフレーションもようやく終息し、物資の出まわりも好調となり、物価も安定して参り、物資に対する統制も順次解除されつつある状況であります。従つて公定価格制度や配給統制は、ごく限られた一部の商品についてのみ存続し、大部分の商品の生産及び配給は経済原則によつて規制されることと相なつたのであります。従いまして、商品の価格は需要と供給のバランスによつて決定されることとなり、この需要と供給をなるべく広い範囲にわたつて集中して公正な価格をつくるための市場の形成が必然的に要求されて来るとともに、現物の

みならず、先物についての市場も要求されることになり、ここに商品取引所の設立が業界から強く要望されるに至つた次第であります。

そも、わが国の商品取引所は、古くは徳川時代の米会所に由来し、戦前におきましては、米を中心とし、綿花、綿糸、綿布、繭、生糸、人絹糸、雑穀、肥料、砂糖等、広汎な種類の商品にわたつて設置されておりました。戦時に入り、これ等の商品について全面的な統制が行われるに及んでその機能を失ひ、昭和十六年ごろまでには、ことごとく閉鎖または解散されるに至つたのであります。しかして商品取引所に関する法律も、明治二十六年の制定にかかる取引所法が、数回の改正を経て今日に至つてゐる次第であります。しかるに、現在の経済実情にかんがみ、ここに新たな構想のもとに全面的に改正する必要があるとあります。

以下、改正の主要なる点について簡単に御説明を申し上げます。

第一に、現行法によりますと、取引所は、株式会社組織によるものと、会員組織によるものと、二者いずれをも認めておるのであります。今回の修正案では、会員組織のみが認められることとなつてゐるのであります。

第二は、取引所の設立にあつて免許主義をやめて、登録主義をとることとしてゐるのであります。

第三は、取引所において上場することのできる商品を法定してゐる点でございます。この法案では綿花、綿糸、綿布、乾繭、生糸、人絹糸、スワ糸、毛糸、ゴムが法定されておりますが、これらは大体において、かつての取引所に上場されておりました商品でありま

して、今後においても取引所の設立が要望せられ、またその必要が関められるものであります。

第四は、商品取引所行政の重要な事項を調査審議するための機関として商品取引所審議会を設置することでありまして、これは、取引所行政が国民経済全般に影響するところが広く、しかも各方面に關連を有しますので、主務大臣の権限の行使にあつては、ほとんどすべてこの審議会の議決を経なければならぬこととしたし、もつて取引所行政の運営の万全を期してゐるのであります。

第五といたしましては、本法案では民主化という点から種々の規定があります。すなわち証券取引所の先例にならぬように、取引所における各種の紛争を円満に解決するために仲介の制度を創設しておるのであります。

以上が、本法案の趣旨並びに重点であります。

本法案は、予備審査として七月十三日、本委員会に付託せられ、十五日、政府より提案理由を聴取いたしました。越えて二十四日質疑に入り、二十五日、二十六日と三日間にわたり、政府当局と委員との間に熱烈なる質疑応答がかわされたのであります。また二十五日午後、農林委員会との連合審査を行いましたところ、きわめて熱心な質疑があつたのであります。これらの詳細は会議録に譲ることといたしたいと存じます。

二十六日、参議院より、同院において、施行期日が八月一日となつておりますのを、公布の日より十五日経過した日より施行するといふ修正が行われまして、正式に本委員会に付託されました。

全部の質疑を終つて討論に入りましたところ、自由党を代表し福田一君より賛成の意見が述べられ、また国民民主党高橋清治郎君より強い條件を付して賛成意見の開陳があり、日本社会党加藤鐵造君、日本共産党風早八十二君よりは、それ／＼その党を代表して本法案に反対の意見が開陳されました。なお農民協同党小平忠君は、本法案の趣旨の基本的な点には賛成であるが、今日これを施行すべき時期ではないからという意味で反対の意見が開陳されたのであります。引き続き採決に入りましたところ、多数をもちまして可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎日本製鉄株式会社法廃止法

(昭和二五、八、五、法二四〇)

一、提案理由(七月十五日)

○百藤政府委員(中略)次に日本製鉄株式会社法の廃止法案について、その提案理由を御説明いたします。

日本製鉄株式会社法は、昭和初頭の苦境時代に、官営八幡製鉄所を中核とする企業集中を行うことによつて、これを打開すべく、昭和八年四月成立したものであります。爾来日本製鉄は日本鉄鋼業の中に大きな比重を占め、政府監督のもとに国策会社として運営されて参つたのであります。しかしながら、戦後日本製鉄は、過度経

済集中排除法によりまして分離を命ぜられ、企業再建整備法による決定整備計画に従い、本年三月三十一日解散いたし、第二会社として八幡製鉄所、富士製鉄、日鉄汽船、播磨耐火煉瓦の四会社が発足するとともに、日本製鉄は清算事務に入つたのであります。従つて同社に対する政府の監督権限を主として規定しております日本製鉄株式会社法をも、もはや存続の意味がなくなりましたため、この際同法を廃止いたしますとともに、これに伴い官営製鉄所時代の従事者に対する退職金の措置及び新会社についての一般担保制度の適用等について、経過措置を講ずる必要がありますので、この法律案を提案いたす次第であります。

何とぞ慎重御審議のもとに御賛成くださらんことをお願い申し上げます。次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告(七月二十二日)

○小金義照君 たいいま議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

日本製鉄株式会社法は、昭和八年、第六十四回帝國議會において成立し、翌九年、官営製鉄所を中心といたしまして日本製鉄株式会社が発立せられたのであります。過度経済力集中排除法及び企業再建整備法に基き決定指定により、日本製鉄株式会社は本年三月末日をもつて解散し、第二会社が発足するに至つたため、日本製鉄株式会社法はその存続の意義と理由とを失つたのであります。しかし

ながら、なお若干の処理を要する事項が存在するため、日鉄法を廃止すると同時に、これら必要な経過措置を規定し、もつて円満なる処理をはからんとするのが本法案の要旨でございます。

本法案は、七月十二日、本委員会に付託せられ、十五日に提案理由の説明を聴取し、十九日、二十日の両日にわたりまして、委員と政府当局との間において活発なる質疑応答が開されました。その詳細につきましては会議録を御参照願ひたいと存じます。

一昨二十日質疑を終了し、昨二十一日討論に入りました。自由党を代表して小川平二君は、日鉄法の廃止とこれに伴う経過措置として退職金の件と、暫定的に一般担保制度を存続せしめる件は賛成であるが、ただ諸般の事情がほとんど円満に解決されているにもかかわらず、製鉄所共済組合年金の増額の件のみが未解決であることは残念である、しかし審議の際における大蔵省及び通商産業省当局の答弁を信頼してすみやかなる解決を望むとの発言がありました。次に国民民主党を代表して高橋清次郎君は、諸般の事情より見て賛成するとの発言があり、日本社会党を代表して今澄勇君は、わが国の鉄鋼政策に関する政府の強力なる指導と保護助成を強く要望して、本法案はやむを得ざるものとして賛成する旨の発言がありました。さらに農民協同党の小平忠君は、基本的には反対であるが、警告付をもつて本法案に賛成せられ、最後に日本共産党を代表して田代文久君は、政府の鉄鋼政策は無為無策であるとの理由により本法案に強く反対する旨の論旨を述べられました。これにて討論を終りまして、ただちに採決に入りましたところ、

多数をもつて可決すべきものと議決いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院通商産業委員長報告(七月三十日)

○深川榮左エ門君 只今議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法案につきましての委員会におきます審査の結果について御報告申し上げます。

御承知のごとく、日本製鉄株式会社は、本年三月三十一日、企業再建整備法により決定、整備計画によつて解散し、第二会社が発足いたしましたので、本法案は日本製鉄株式会社法を廃止し、これに伴う経過措置を規定したものであります。その経過措置を挙げますと、第一に、官営八幡製鉄所から日本製鉄株式会社に引継いだ従業員が退職した場合の退職手当につき、日本製鉄株式会社で政府の負担とされた分をこの際補償する点、第二に、日本製鉄株式会社第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社が社債を発行するに当り、工場財団の設立に多くの日時を要するため、従来日本製鉄株式会社法で認められていた社債に対する一般担保制度を当分の間適用する措置を講じ、見返資金及び復金の貸付金についても同様の措置を講じているのであります。

本委員会におきまして、法案に則しての質疑はさることながら、特に我が国鉄鋼政策の基本問題について活発な質疑が行われ、政府又これに対して熱心なる答弁がありました。かくいたしまして慎重なる審議の結果、討論を省略して採決に入りましたところ、全

会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。
以上御報告申し上げます。

◎鉄道公安職員の職務に関する法律

(昭和二五、八、一〇、法二四一)(案)

一、提案理由(七月二十二日)

(土地家屋調査士法の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(七月三十日)

○宮城タマヨ君 只今議題となりました鉄道公安職員の職務に関する法律案につき、委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は衆議院の法務委員会の提案にかかるとございまして、その趣旨といたしましては、現行法によりますと、鉄道公安職員の犯罪捜査権限は、列車、停車場等における現行犯の場合にのみ限定されておりますために、その機能を十分に發揮できません関係にございまして、鉄道犯罪の特殊な性格に應じ、その捜査機能を合理的に調整擴張いたしまして、鉄道犯罪及び事故を防止し、以て国有鉄道の施設を保護し、輸送の機能を一層十分に發揮せしめたいというのでございます。而して本法案は、鉄道公安職員が日本国有鉄道の施設内に発生した犯罪及び運搬業務に対する犯罪の非現

以上御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎低性能船舶買入法

(昭和二五、八、一〇、法二四二)

一、提案理由(七月二十六日)

○山崎国務大臣 低性能船舶買入法案の提出理由を説明いたします。本年四月以降わが国の海運は、永年の船舶運営会による統制を解かれ、民営に還元されましたが、内航貨物荷動きの激減は民営による運航能率の増進と相まつて、内航において多大の過剰船腹を生じております。すなわち現在においてなお約九〇万重量トンの船腹が繋船されておる実情であります。これらの内航過剰船腹は、現在並びに将来の内地沿岸の荷動き想定よりいたしまして、とうてい消化の見込みがなく、現在のわが国海運に非常な重圧となつております。

最近朝鮮事変の勃発があり、ある程度の日本船舶が占領軍に使用されておりますが、過剰船腹の消化にさしたる影響を生じるに至つておらないのであります。事変が朝鮮に局限されるならば、日本船舶の需要の増大は、これ以上あまり多くを期待できない状態でありまして。しかし現在繋船船舶に対しては、繋船補助金が支給されておりますが、この繋船補助金は、右のごとき日本海運の疲弊

低性能船舶買入法

行犯についても捜査の権限を有することを明らかにいたしました。その権限の拡張を図りますと共に、職務の性質上、現下の状況に処し、職務を執行するに当り小型武器を携帯使用することができるよういたしましたのでございます。

委員会におきましては、慎重審議いたし、特に一松、鬼丸両委員より、武器使用の限界点について熱心適切な質問がなされました外、各委員からも終始熱心なる質疑があり、これに対して提案者側の説明があり、又関係庁でございませう法務総裁、運輸大臣、国警当局の各意見の開陳がなされました。特に捜査事務に関する監督官庁でございませう運輸大臣よりは、公安職員の武器使用については、本法において許容されておる範囲内において尙一層厳重な取締規程を設け、危害の防止のため適切な措置を講ずるとの言明がございましたが、詳細は速記録について御了承を願うことといたします。

質疑が終了しました後に、討論に当りまして、一松委員より、武器使用の限界及びその概念の明確化を期すに、警察官等職務執行法、海上保安庁法、関税法の一部を改正する法案等の規定に照らし、特に武器使用に関する法條の修正並びに鉄道施設内における対象犯罪及び権限行使の場所的制限を明確にするための修正意見が提出され、これに加えて前述運輸大臣言明の訓示規定の実現について強い要望がありますと共に、修正点を除く原案については賛成の意見が述べられ、又須藤委員からは、原案、修正案共に反対の意見があり、討論を終結し、採決の結果、多数を以て修正案並びに修正点を除く原案を可決すべきものと決定いたしました次第でございませう。

に対し、一時的、糊塗的方法であり、かつその補助金は国家財政上の方針として、将来打切りを余儀なくされておりました。現状のまま無為に放置すれば、わが国の海運企業はきわめて財政的に危険な状態に陥り、目下日本経済復興にとつて焦眉の急である外航適格船舶の整備拡充も不可能になるおそれがあると考えます。よつてわが国海運のなんともいふべき、この異常な過剰船腹の問題を解決して、内航海運事業の正常な運営に資し、国際海運参加への素地を培養育成する必要があると信ずるものであります。低性能船舶買入法案は、この必要に應ずるものでありまして、その構想の概略は次の通りであります。

本法案は、過剰船腹を解消するために、戦時標準型船舶及び船齡三十年以上の老船、すなわち低性能船舶を、主要設備を撤去後の船骸の形で、政府が船主の申込みにより買入れることができる旨を定めております。その買入価格は、五千総トン以上、五千総トン未満二千総トン以上及び二千総トン未満の三段階を設け、それ／＼一総トン当り四千六百六円、七千三百七円及び八千八百九十円と三段階に法定して、買入総額は二十七億円を法定限度としております。これにより政府が買入れる過剰船腹量は約四十万総トン、すなわち六十万重量トンであります。

次にこの法律案は、政府の買入れた船骸を、運輸大臣が船主に保管させる方法をもつて、最大限度昭和二十六年七月末日まで保管し、解撤は大蔵大臣が、原則として解撤して使用する者に当該船骸を売却することにより、おそくとも同年九月末日までに実施するこ

とを定めております。

第三にこの法律案は、買入れ契約で定めるところにより、買入れ船舶の対価を売主の別段預金とし、その用途を退職金の支拂い及び債務の償還に制限することを買入れ契約に明記すること、売主に対し、政府に低性能船舶を売却したことを理由として、新船建造について、政府機関が特に有利な取扱いをしないこと、政府から、解撤して使用するため買入れ船骸を譲り受けた者に対し、買入れ船骸の転売を禁止すること等、本法案の目的を達成するため必要な立法措置を講じております。

最後に、本低性能船舶の買入れ措置は、現在の船舶運航令に基づく繋船補助金制度の廃止を前提とし、買入れ資金も同補助金予算の残額の移用によつておりますので、本年九月一日以降、同補助金を廃止するために必要な同令の改正を行つております。本法案の要旨は以上申し述べた通りであります。会期切迫の折柄であります。が、何とぞ御審議の上早急に御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告(七月二十七日)

○前田郁君 ただいま議題となりました低性能船舶買入法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る七月二十五日、本委員会に付託され、翌二十六日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審査いたしましたので

かくて討論に入り、日本共産党江崎一治君より反対の意見が述べられました。これにて討論は終結し、採決の結果、本法案は政府原案の通り起立多数をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(七月三十日)

○佐々木鹿藏君 只今議題となりました低性能船舶買入法案について本委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

我が国の海運は、本年四月以降永年の統制を解除されて、民間の自由運営に返されたのであります。海運貨物の荷動きが極めて不振でありますために、本邦船舶の半分に近い約百万重量トンの船舶が過剰となり、繋船されてい実情であります。これらの過剰船舶は、現在においては無論のこと、将来における見通しよりいたしましても到底消化の見込みなく、実に日本海運の痛となつておるのであります。最近における朝鮮事変により若干の船腹が使用されておりますが、このような大量の過剰船舶の消化には、さしたる影響を生ずるには至つていないのであります。このような船舶過剰による繋船につきましても、海運統制の解除と共に、差当りの措置といたしまして繋船補助金を支給して参つたのであります。これは一時的、糊塗的対策でありますので、一刻も早くこの異常な過剰船舶の問題を解決して、内航における海運事業の正常な運営を図る対策を講ずる必要があるのであります。本法案はこのような必要に

あります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現在わが国の船舶は、外航適格船が少いのに反し、内航にしか就航できない船舶があまりに多く、しかも内航貨物の荷動きが激減いたしましたので、多数の船舶が繋船を余儀なくされておる実情でありますので、性能の低い船舶を政府が買い上げまして、内航海運事業の正常な運営をはかるうとするものであります。

その内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、性能の低い船舶、すなわち戦時標準型船または船齡三十年以上の船舶を一定の価格で政府が買い上げようとするものであります。次に第二点は、政府の買入れた船骸を運輸大臣が船主に保管させまして、大蔵大臣が解撤して鉄くずとするものにこれを売り拂うのであります。第三点といたしましては、買入れ船舶の対価は売主の別段預金といたしまして、その用途を退職金の支拂い及び債務の償還に限定いたしましたのであります。第四点は、船舶運航令に基づく繋船補助制度をば廃止しようとするものであります。

次に本案に対する質疑のおもなるものを申し上げますと、買入価格はいかなる基準に基いてこれを定めたかの質問に対しまして、政府委員より、用船料算定の際に用いた付保価格の五〇%を基準としたとの答弁でありました。また本法案と新船建造との関係はどうかの質問に対しましては、政府委員より、新船建造とは全然関係がないとの答弁がありました。その他詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

じ提案されたものであります。

次に本法案の要点を申し上げますと、その第一点は、過剰船舶を解消するために、戦時中に粗製濫造されましたいわゆる戦艦船と船齡三十年以上の老齡船、即ち低性能船舶を、政府が船主の任意の申込により買入れることができる旨を定めておりまして、その買入価格を法定しております。買入れに要する経費は、繋船補助金制度を八月一杯で廃止し、この予算の残額を移用することとし、二十七億円を法定限度としております。これによる買入船は約六十万重量トンでありまして、遅くも明年九月末日までに解撤等の措置を実施させることを定めております。第二点は、船舶の買入れにより政府の支拂う対価は売主の別段預金とし、その拂戻しについては制限を加えておることでありまして、その他本法案の目的を達成するため必要な規定を設けております。

本委員会の審議におきまして、一委員より次のような修正案が提出されました。即ち第一に、原案には政府の支拂う船舶買入代金は、買入契約で定める一の銀行の別段預金に拂込まれることになつておりますが、船主の取引銀行は数多くあり、その一のみに限定するは実情にそぐわないので、この制限を外すこととし、第二に、原案では、別段預金の拂戻しの請求を、船舶売却に伴う利用人の退職金の債務と、本法案公布の際、有する債務を完済した場合、又はかかる債務がない場合のみに限定しておりますが、修正案は、売却船舶に關係のない債務に充当するのは適当でないので、売却船舶に關し有する債務に限定し、又船主は売却船舶を政府に引渡すまでに船舶

公団の持分を買取り、又その船舶の上に存する先取特権又は抵当権を消滅させなくてはならないので、このために有することとなつた債務を追加すると共に、これらの債務を完済した穴理めの場合だけでなく、直接弁済に充当する場合にも別段預金の拂戻しを請求し得ることとし、第三に、原案においては、本年八月末日で繫船補助金が打切られる一方、船舶買入れの申込期限は九月末日であり、この間一ヶ月のギャップを生じますので、繫船補助金の支給を九月末日までに延長することとし、所要の修正を加えることとあります。本委員会は慎重審議の結果、原案は修正案通り修正可決すべきものと全会一致を以て議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律

(昭和二五、八、二一、法二四三)

一、提案理由(七月二十六日)

○廣川國務大臣 主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十四年産米及びかんしよの供出に対する報奨物資は、計画量を完全に確保いたしましたして、供出と同時に配給できるようにする

の自転車、魚肥には依然として問題が残ることになります。事実報奨物資として出荷した物資は、農家の必需物資でありまして、品質及び規格も農家向きのものでありますから、政府といたしましては、農家が購入できる価格まで値引して、計画通り農家に配給することを希望するものでございます。政府は本年二月末日現在の都道府県共同荷受組合及び小売段階の手持滞貨について、農家が購入できる価格まで値引して、これを農家に配給いたしましたして、滞のためにこれらの配給機関に生じた損失を補てんすることとし、滞貨となつた各品目について、適当な値引率を予定いたしましたし、また別に二月末日現在における滞貨数量の詳細な調査を行つたのでございませが、その結果を集計いたしますと、これらの機関に生ずべき損失の額は約八億九千九百万円となっております。このうち前に述べました三億三千四百万円を差引きまして、五億六千五百万円がこの法律によつて政府が補てんに必要な額となりますのでその額を補てんするために、この法律案を上程いたしました次第でございます。

以上この法律案を提出する理由と、その内容の概略を御説明申し上げますが、本法律の施行によりまして農家の必需物資を農家の購入できる価格で配給できることとなり、また取扱い機関の種々の困難も解決されますので、政府といたしましては、できるだけ早く本法律案を成立せしめたいと考へる次第であります。この点十分御了察の上、本法案の審議につきまして最大の御便宜を與えられますよう願ひする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十七日)

○千賀康治君 たいだいま議題となりました、内閣提出、農林委員会付託にかかります主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、従来政府は、主要食糧の供出を促進するため、農家の必需物資であります衣料品、自転車、魚肥等を報奨物資として配給して来たのであります。二十四年産米及び甘藷の供出に対しても同様これが配給を実施いたし、これによりまして供出は著しく促進されたのであります。しかるに、昨年末以来、衣料品を始め一般物価の値下りによりまして、報奨物資はかえつて割高となり、その上農村購買力の低下も加わりまして、これら報奨物資の売れ行きが著しく不振となりました。このため、本年二月末には、都道府県共同荷受組合及び小売段階に、大約二十五億六千万円に達する滞貨を生ずるに至りました。これら報奨物資は農家の必需物資でありますのみならず、その品質、規格も農家向きのものでありますので、この際これら滞貨物資の各品目につき、農家が購入できる価格まで値引して、農家に配給いたしたのであります。これにつき約八億九千九百万円の損失が予想されるのであります。これにつきまして、政府は去る三月末閣議の決定によりまして、都道府県段階の手持滞貨は、一応取扱い卸商に一定額の値引をして売りもどすこととしたし、これによつて生じまする取扱い卸商の損失について

目的で、昨年九月供米開始と前後して出荷を開始いたし、昨年中にその大部分の出荷を完了いたしました次第でございます。しかるに衣料品については、本年一月より織物消費税が撤廃され、三月にはさらに加工賃を引上げた新公定価格が告示されました。従つて旧公定価格で仕入れた報奨物資は割高となるに至つたのであります。なお本年に入つて一般物価の値下りと、農村購買力の低下によりまして、報奨物資の売行が著しく不振となり、二月末現在都道府県共同荷受組合及び小売段階に、衣料品、自転車、魚肥について約二十五億六千万円の滞貨を生ずるに至つたのでございます。これら滞貨を持つている機関と出荷機関との代金決済が滞りまして、そのまま放置すれば経済界の混乱を生ずるおそれがありましたので、政府はさきに三月三十一日の閣議の決定に基きまして、主食供出報奨物資用衣料品の流通を促進いたし、経済界の混乱を防止するため、主食供出報奨用衣料品に關し、都道府県荷受機関及び衣料品登録小売商が振出し、または裏書した商業手形の取扱いについて、特に慎重に取扱うよう金融機関に勸奨いたしますとともに、これら都道府県の手持滞貨は、一応取扱い卸商に売りもどすことによりまして、取扱い卸商の負担において一定額の値引をするよう指示いたしました。なおこの結果取扱い卸商に生ずる損失については、三億三千四百万円を限度といたしまして、卸商が政府に納入すべき価格差益金によつて措置することとした次第でございます。

しかしながらこの措置だけでは、主食の供出農家に必需物資を購入し得る価格で配給するに十分とは言えませんし、また衣料品以外

は、三億三千万円を限度として、卸商から政府に納付すべき価格差益金をもつて補填し、この残額五億六千万円を、この法律によつて政府が補填するようにならしたというものが、提案の理由であります。

本法案は、昨二十六日、本委員会付託と相なり、同日、廣川農林大臣より提案理由の説明を聞き、次いで質疑を行いましたところ、自由党小笠原委員、社会党井上、足鹿両委員、共産党木村委員、農民協同党河口委員の各委員より発言がございました。詳細は速記録についてごらんを願いたいと思ひますが、要点を申し上げますと、農家必需物資も豊富になつた今日、現在のごとき報奨物資配給制度を今後も継続する必要があるかどうかという事で、これに対し廣川農林大臣から、現行のごとき物資の配給方法については再検討を加え、より適切な方法を考慮したいと思ひますが、要は増産計画を立て、すべてをそこに帰一させることが必要であると思ひ旨の答弁がありました。次いで本日質疑に入るに先立ち、自由党足立委員より、損失補填金を合理的に配分すべきこと、並びにその結果を本委員会に必ず報告すべきことを政府に要望すること、及びこの際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決すべきことの動議が提出されました。この動議は全委員の賛成を得ましたので、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。

三、参議院農林委員長報告(七月二十八日)

岡田宗司君 只今議題となりました主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案の農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

主要食糧供出農家の努力に報いんとする要望に答へまして、政府は昭和二十四年度産米及び甘藷の供出に対して、衣料品、自転車、魚肥等の報奨物資の配給を企図し、昨年中にその出荷を大部分完了いたしましたのであります。然るところ本年の一月から織物消費税及び取引高税の廃止、公定価格の改訂並びにこれらの物資の供給の増加等によつて価格の低落を来たしまして、旧公定価格で仕入れた報奨物資は却つて割高となり、かてて加へまして農村購買力の減退と相待ちまして、報奨物資の売行きは甚だ不振となり、本年二月末現在、都道府県購買農業協同組合連合会を含む都道府県共同荷受機関及び市町村農業協同組合を含む小売機関におきましては、大約二十六億円に近いこれら報奨物資の滞貨の重圧に悩まされるに至つたのであります。又配給機関と出荷機関との代金の決済が滞滯いたしました、これをそのまま放置いたしますれば経済界の混乱を招くことになり、事態は重大を加へて来たばかりでなく、報奨の趣意からいたしましても看過することのできない問題となつたのであります。ここに鑑みまして、第七回国会において政府を促しましてその対策の確立を急がしめ、政府又主要食糧供出報奨用衣料品に關し荷受機関及び小売機関の振出又は裏書商業手形の取扱に對して応急の手段

右御報告申し上げます。(拍手)

◎飲食営業臨時規整法の一部を改正する

法律 (昭和二五、八、二三、法二四四)(衆)

一、提案理由(七月二十一日)

○田中啓一君 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案を提出いたしましたので、その理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

飲食業者は従来外食券と引かえでなければ、食事の提供はできなかつたのであります。食糧事情の好転にかんがみまして、前国会におきまして飲食営業臨時規整法の一部を改正されて、指定主食の制限を緩和し、また外食券のほかに、めん類購入券と引かえでも、めん類の提供ができることとしたのであります。そうして外食者の便益をはかつたわけであり、御承知の通り食糧事情が好転して参りましたも、なお米をもつて主食の全部を賄うことはとうていできないので、依然麦類をもつて補うことが絶対に必要なのであります。しかるに麦類は米のごとく一般にはそれほど日本人の嗜好が高くないのであります。配給辞退等も相当あるのであります。でありますからできるだけ米食偏重を是正いたしましたして、麦類の粉食を併用させなければならぬと思ひます。それには消費者がそ

をとり、或いは都道府県手持ち滞貨を卸売商に売戻し、価格差益金の操作によつて卸売商をして値引せしめる等の措置を講じたのであります。併しながらこれらの措置は衣料品のみに限られておりました、而も不十分であるばかりでなく、衣料品以外の自転車及び魚肥については問題は未解決のまま残されておつたのであります。ここにおいて政府は本年二月末日現在における都道府県共同荷受機関及び小売機関の手持ちいたしております綿スフ、手拭、タオル、作業衣、自転車、魚雑肥等の滞貨について、これらの配給機関の損失を補填することによつて農家が購入できる価格まで値引して配給せしめ、報奨物資所期の目的を達成せんがために本法律案を提出するに至つたのであります。

委員会におきましては、本法施行後予算成立執行に至るまでの間における金融措置等について政府当局との間に質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によつて御覧願うことにいたしたいのであります。質疑を打ち切りましたところ、岡村委員会からいたしまして、補填額については満足し難いが、措置としては便宜を得たものであるとの意見を以て御賛成があり、江田委員からは、旧農業会資産の譲受資金に対する長期低利の特別融資に關し、又池田委員及び赤澤委員からは、本法による補填に必要な予算の成立執行に至るまでの期間における繋ぎ資金の融通に對し政府の万全の措置を強く要望して御賛成があつたのであります。続いて採決に入り、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

の好むところに従いまして、めん類でも、パン類でも、自由に選択して、手軽に食べられるような制度が好ましいと存するのであります。そこでこの前の改正によりまして、めん類外食券食堂において、めん類購入券でめん類の提供をなし得ることにしましたと同様に、外食券または主務大臣の指定する購入券と引かえに、パン類の食事を提供するパン類外食券食堂なる営業を認めることにいたしましたれば、粉食の奨励のためにも、一般外食者のためにも、まことに適切便宜ではなからうかと存じた次第であります。

また従来めん類購入券は、各都道府県が発行いたしましたして、同一都道府県内のみ通用したのでありますが、旅行者あるいは他府県より通勤をし、外食する者にはなほ不便であります。そこで今回改正を機会に「主務大臣の指定する購入券」としまして、めん類もパン類も含めて、全国共通の購入券に統一し、国民はどこに行つても不便のないようにしたいと存するのであります。

以上が本改正案の提案理由であります。また同時に内容の概略の説明であります。何とぞ慎重御審議の上御協賛をお願いいたしたいと思ひます。

二、衆議院経済安定委員長報告(七月二十五日)

○岡本安正君 たいま議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、飲食営業臨時規整法中「めん類の購入券」とあるのを「主りました。すなわち喫茶店においても、同じく主務大臣の指定する購入券でパン類の提供が認められるかどうかということでありませす。これに対しまして政府は、遊興的なもの及び社交的なものを除き、簡易なる喫茶店に対しては、本法第三條第三項の但書により特別の事情のある場合として、パン類外食券食堂の兼業を許可する方針であるとの答弁がありました。

かくて質疑を本日終了いたしましたして、討論を省略し採決に入りましたが、全会一致原案通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(七月三十一日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院議員根本龍太郎君外十名発議のものでありまして、現下の食糧事情に鑑み、米食偏重を是正し、麦類の粉食を奨励し、且つパン類消費者の利便を図るため、大要次のごとく修正を行わんとするものであります。

即ち第一に、今回新たにパン類外食券食堂なる営業を認めまして、ここで外食券又は今回改正のあります主務大臣の指定する購入券と引換えに、パン類による食事を提供することができるようにするのであります。第二に、従来麺類購入券は、各都道府県が発行し、その都道府県内に通用するのみで、不便であるから、これを改

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

務大臣の指定する購入券」に改め、新たにパン類外食券食堂を認めることとし、「パン類外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。」ということに改正せんとするものであります。

御承知のごとく前国会におきましては、本法の一部を改正して、めん類外食券食堂を認め、外食者の便益をはかつたのでありますが、今回はさらにパン類外食券食堂なる営業を認めて、一般外食者のために便益を増加しようとしたのであります。しかもこれは、わが国のごとく麦類を好まず、配給辞退が相当あり、米食偏重の状況にありましては、いかに食糧事情が好転いたしましても、米のみをもつて主食の全部をまかなうことが、とうていできない以上は、麦類の粉食併用が絶対に必要でありまして、それには、消費者がその好むところに従つて、めん類でもパン類でも自由に選択して手軽に食べられる、この制度は最も好ましいものと申さねばならないのであります。また従来は、めん類もパン類も、その購入券は各都道府県が発行いたしておりまして、同一都道府県内に通用するのみであり、旅行者、あるいは他府県より通勤し外食する者等には、なほ不便であつたのであります。これを今回改正して、主務大臣の指定する購入券として、めん類もパン類も含めて全国共通の購入券に統一し、国民はどこへ行つても不便のないようにしようというのであります。本案については、去る七月二十一日、提案理由の説明を聴取して審議に入りましたが、質疑の中心となりましたのは、パン類外食券食堂を認める場合には喫茶店との関係がどうなるかということであ

正して、主務大臣の指定する購入券として麺類もパン類も含めて全国共通の購入券に統一し、消費者の便宜を図ろうとするものであります。

次に本法案に対する地方行政委員会における質疑応答の主なるものを申し上げますと、パン類による食事の提供は、パン類外食券食堂に限り、喫茶店等には許されないのかとの質問に対し、従来のミルク・ホール程度の喫茶店にはパン類による食事の提供を認めたいとの答弁がありました。尚、農林当局より、本法案の内容は農林省においても考慮していたところであるから、当局として異存はないとの意見が述べられました。

地方行政委員会におきましては、七月三十日採決の結果、全会一致を以て本法案はこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二五、八、二四、法二四五)(衆)

一、提案理由(七月二十九日)

○大石委員 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

の一部を改正する法律案及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

終戦という破天荒の事実によりまして、わが国内においては、わが同胞の間にいろ／＼な矛盾あるいは不幸な事実がたくさん起つておるのでございます。ただいまここに議題になつておりますところのこの問題も、終戦という事実による一つの最も大きな不幸な事実であると思つてあります。元來わが国の医師法によりまして、医者になるには、やはり正規の学校を卒業しておらなければ、医師となることのできないのであります。しかるに満洲、朝鮮あるいは中国その他におきましては、日本の正規の医学校を卒業しなくても、ある特殊な向うの法律によつて、現地において医師を開業しておる者が相当ありまして、これが海外のわが国の領土において、わが同胞の医療に非常に従事しておつたのであります。終戦と同時に、これらの医師の方々は内地に引揚げて来られたわけでありまして、しかるに内地に帰りまして、日本の法律によりまして、そのままでは日本において医業を行うことができないわけでありまして、ここにおいて何とかしてこれらの人々にも、正しく医業を行つて生活の道を立てさせるために、政府におきましては、さきに特例を設けまして、ある特例試験——予備試験委員の行う試験によりまして、それに合格した者は、内地において医業を行うことができることになつたわけでありまして、しかるにそれにもかかわらず、なおいわゆる蒙古その他の領事館地区の限地開業医、あるいは朝鮮に

おきまする医師、一部試験の合格者に対しましては、何らの法律的な保護が與えられず、彼らは相当の医者としての腕を持ちながら、しかもそれによつて生計を立てなければならぬという事態におきまして、なお医師たることができずに、生活に苦しんでおつた者が相当あるわけでありまして、従いまして私どもは、このたびこの法律によりまして、これらの医師たり得べくして医師たり得ない人に、医師となることのできる試験を受けることができるような機会を與えまして、これに合格することによつて、日本国内において医業に従事することができるようになるという考えのもとに、この法律案をつくつて参つた次第であります。

何とぞ十分御審議の上、しかるべく御支持いただきたく念願する次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十九日)

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院厚生委員長報告(七月三十一日)

(狂犬病予防法の委員長報告と一括して掲載)

◎歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

(昭和二五、八、二四、法二四六)(衆)

一、提案理由(七月二十九日)

(医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十九日)

○大石武一君 たいだいま議題となりました歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案並びに医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の日本におきましては、医師が医業を行います場合には、かかるべき学校を卒業した者であつて、しかも国家試験に合格した者でなければできないというのが、現在の日本の法律であります。しかるに、終戦後に多数の歯科医師、医師が外地より内地に引揚げて参つたのであります。これらの歯科医師、医師のうち、相当な者は、いわゆるかかるべき学校を卒業せずして、現地において免許を受けて医業を営んでおつたのであります。これらの人々は、現在

の日本の法律においては、日本の国内において医業を営むことができないうわけでありまして、従つて、これらの多数の優秀な医師たるべき人に医業を行わしめないで、しかも彼らの生活の道をふさぐといふことは残酷なことでもあります。昭和二十一年勅令第四百二号国民医療法施行令の特例というものをつくりまして、特例試験を受けることによりまして、それに合格した者は日本国内においても医業を行うことができることになつた次第であります。しかしながら、なお蒙疆地区あるいはマライ、シンガポール方面、あるいは朝鮮の医師あるいは歯科医師試験の一部合格者等の人々は、なおその特例に漏れております。これらの人々は、終戦後五年間の今日においても、何ら医術に貢献し、医業に従事することができない状態でありまして、これらの資格あるべき人々にも当然受験資格を與えまして、医者たらしめるのがわれ／＼の要務であると信じまして、この法律案をつくつた次第であります。なお先ほど申しました特例試験は二度しか受けられませんが、二度落第した人は、永久に今までの試験を受けることができなかった次第であります。しかるに、この法律案によりまして、これらの人々をも、さらに受験することができるようになりました。

この法律案は、七月二十九日厚生委員会に付託せられ、提案者より提案趣旨の説明がございまして、審議の結果、討論を省略いたしました。起立総員をもつて可決いたしました次第でございます。簡単であります。以上御報告を終ります。

三、参議院厚生委員長報告(七月三十一日)

○山下義信君 只今議題となりました歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、厚生委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

歯科医師になりますためには、原則として国家試験を通過しなければなりませんことは申すまでもございませぬ。併しながら終戦前外地におりました開業しておりました歯科医師等が引揚げて参りまして、いろいろ内地の資格に適合いたさない人達がありまして、それがために先般特例を設けて、特別の試験制度を持つておつたのでございますが、尙その試験に漏れる人達もありまして、且つ又その特例を設けますときに、置き忘れのような状態になつておりました蒙疆地区でありますとか、或いは南方の領事館におきまして開業許可証を貰つておりました等の人達のために、今般新たに試験を受ける途を開くことにいたしましたというので、この法案は衆議院の方からの議員提出法案として当院に回付せられました。厚生委員会は慎重審議、質疑応答を重ねまして、討論に入りましたところ、全会一致、賛成意見をお述べになられまして、本案は可決いたすべきものと全会一致決定いたしました次第でございます。簡潔でございますが御報告申し上げます。(拍手)

◎狂犬病予防法

(昭和二五、八、二六、法二四七)(衆)

一、提案理由(七月二十九日)

○原田委員 ただいま御審議を願います狂犬病予防法案の提案理由を御説明いたします。

国民の福祉を増進し、社会の安寧をはかるにあたりまして、公衆衛生の向上が重要な役割を演ずることは、多言を要しません。そのため公衆衛生に脅威を與える疾病予防のため、現在種々の施策が進められておりますが、人に感染する家畜の疾病につきましては、飲食用に供せられるものは、屠場法(明治三十九年法律第三十二号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)によりこれを防止し、人に直接危害を與える家畜の疾病につきましては、家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)により、予防撲滅の対策が講ぜられる等、種々の対策が講ぜられて、着々その効果を上げておりますことは、一般に認められておるところであります。

犬の狂犬病は、元来犬の疾病であるにもかかわらず、人及び他のすべての家畜はもちろん、種々の動物にも感染する疾病でありまして、従来家畜伝染病予防法によつて予防撲滅がはかられて参つたのであります。最近犬の飼養頭数及び野犬数が急増するに従つて、かつてほとんど根絶された狂犬病が、関東地方を中心として猖獗を

きわめ、社会の不安をかもしておりますことは、各位の御承知の通りであります。狂犬病は現在までのところ、一たび発病すればまづたく不治の伝染病であり、症状悲惨をきわめ、目をおおわしめるものであり、すみやかに本病を一掃して、国民の安全を期する必要があるものがあつたと存じます。このときあたり、狂犬病は他の家畜伝染病と性格を相違し、防疫措置もまづたく趣を異にいたす点が多いので、その万全を期するため、特に家畜伝染病予防法と別個な法律によつて、適切な防疫措置をなし得るよう規定し、一刻もすみやかに本病を絶滅いたしたいと存するものであります。

以下、本法案の主要な内容について、その概要を御説明いたします。以下、本法案の主要な内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、予防についてありますが、国民を狂犬病の脅威から守るためには、まず犬の狂犬病の発生を防がなければなりません。その最も有効な方法として、現在予防注射が実施されているのであります。これを徹底するため、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課した点であります。またこれと関連して浮浪犬の抑留を行ひまして、根本的に発生防止の措置ができるようにいたしました点であります。

第二に、狂犬病が犬の間に発生した場合、この初発の時期に絶滅しなければなりませんので、罹患した犬が早期に発見、報告され、それに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課することにしたのであります。しかし本病に罹患した犬は、御承知のごとく、狂暴性となり、勢いのおもむくまま人を咬傷してまわる

ものでありますから、人畜がこの罹患犬と接触することを防ぐため、よく徹底した浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の禁止、移動の制限、さらに交通遮断等を必要といたします。これに関する規定を設けたのであります。

第三に、本病の診断には、まず症状の観察が必要で、さらに脳の病理組織学的検査等が必要となる場合もありますので、罹患犬及びそれを疑われる犬の殺処分を禁止して、予防員をして検査をさせ、診断を確実にして、爾後の対策を立てる措置が必要であり、また必要に応じて病性鑑定をしなければならない場合も考えられますので、これのできるような規定を設けたのであります。

第四は、厚生大臣に緊急防疫措置として、都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ得るよう規定した点であります。

第五は、公衆衛生または治安維持の職務に携わる公務員及び獣医師に対して、予防員から協力を求められたとき、拒んではならない規定を設けた点であります。

第六は、抑留した犬を收容するための抑留所の設置を都道府県知事に命ずる規定を設けたのであります。この措置は、狂犬病発生上最も危険と考えられる未登録犬、未注射犬、浮浪犬等を抑留した場合、これを收容せんとするものであります。

第七は、家畜伝染病予防法から犬の狂犬病を分離いたしましたので、これに伴つて家畜伝染病予防法中必要な改正をいたしました点であります。

以上が本法案の概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御

可決あらんことをお願いして説明を終わります。

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十九日)

○原田雪松君 たいま議題となりました狂犬病予防法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

従来犬の狂犬病について、家畜伝染病予防法によつて予防撲滅がはかられて来たのでありますが、近時著しく猖獗の度を加えて参つておるのであります。他の家畜伝染病とは著しく性格が相違し、防疫措置もまた趣を異にする点が多いので、家畜伝染病予防法とは別個な法律により狂犬病を撲滅せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げます。第一は、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課したこととあります。

第二は、狂犬病が発生した場合に、罹患した犬が早期に発見、報告され、それに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課したこととあります。

第三は、浮浪犬の捕獲をなし、また緊急予防注射を実施し、運動の禁止、移動の制限、さらに交通遮断等に関する必要な規定を設けたこととあります。

第四は、罹患犬及びそれと疑われる犬の殺処分禁止及び病性鑑定のため解剖ができるように定めたこととあります。

その内容の主なる点は、第一点といたしまして、先ず犬の狂犬病の発生を予防いたしますために、すべての犬の登録を行ひまして、且つその上に定期的な予防接種を義務付けようとする点でございます。第二点は、狂犬病に罹患した犬を早期に見つけまして、これに対する措置を完全に行ひ、それがために、届出であるとか隔離というような義務を課しておるのでございます。第三点といたしましては、未登録犬、予防接種をいたしていない犬、そういうものを抑留所に抑留をいたしまして適宜処置をいたすというような点がこの法案の重点でございます。それがこの法案の提案理由の内容になつておるのでございます。

厚生委員会におきましては慎重に審議を重ねて参りましたのでございますが、詳細は速記録を御覧頂きたいと存じます。

審議中の質疑によりまして明らかにいたしました点は、最近予防接種をいたしております犬の数でございますが、本年度二十五年度におきまして、最近六ヶ月間の総数を見ますと九十六万頭に及んでおるのでございますが、こういう予防接種をしていない、つまり野犬でございますが、そういうものが尙百五十万頭いるというようにことが討論によりまして明らかになつた次第でございます。以上のような質疑をいたしまして討論に入りまして、その修正案は御手許に配付してございますから、修正案の朗読は省略させて頂きますが、その修正点について簡単に修正理由を御説明申し上げます。

第一点は、都道府県知事に犬の登録の申請をすることになつてお

第五は、厚生大臣に、緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じ、また抑留した犬の抑留所の設置を命じ得るような規定を設けたこととあります。

本法案は、本日、本委員会に付託せられ、提案者より提案理由の説明を聴取した後、ただちに質疑に入り、きわめて熱心な質疑応答が行われたのであります。

次いで質疑を打ち切り、討論を経て採決に入りましたところ、本法案は全員一致をもつて可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院厚生委員長報告(七月三十一日)

○山下義信君 只今議題になりました狂犬病予防法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本報案は、犬の狂犬病が人及び他のすべての家畜は勿論、温血動物にも感染する疾病でございますので、従来家畜伝染病予防法によりまして予防撲滅が図られておつたのでございますが、最近犬の飼養頭数及び野犬数が急増いたしましたので、従つて狂犬病も猖獗を極めつつありますので、このときに當つて、狂犬病は他の家畜伝染病と性格を異にしておりますので、防疫措置等も又違つておる点多くございますので、家畜伝染病と分離いたしましたして、適切な防疫措置をなし得るよう規定したものでございます。

りまして、その際、都道府県知事から犬の鑑札を受けることになつておりましたのを、すべて市町村長の手を経まして、市町村役場でできるようにいたしました点が第一点でございます。それから狂犬病にかつた犬、或いは狂犬病の疑いのあります犬を見付けましたときには、犬のおりまするその場所で直ぐに隔離をなくちやならぬ、というような原案でございましたのを、その犬のおります場所という点を削除いたしましたして、適宜隔離のできるようにいたしました点でございます。又各都道府県で設置いたします犬の抑留所でございますが、その抑留所の設備につきましては厚生大臣が一定の基準を作ることになつておるのでございますが、そういう点にまで厚生大臣が基準を作るといふことにいたさないで、都道府県がいろいろ実情に即して適宜やつたらいいといふことで、その点を削りましたのでございます。第四点は、犬又はその死体の移動制限の権限を、保健所のあります市におきましては、保健所長でなくして、その市長が適宜その処理、処分ができるように、市長に命令権を與えられた点でございます。それから最後には本法の罰則規定でございますが、罰則中には一ヶ年以下の徒刑というのがございますので、徒刑はひど過ぎるといふので、五万円以下の罰金がございますので、徒刑を削りました点がございます。これらが修正案の主なる意見でございます。これに對しまして有馬委員より賛成の意見が開陳せられました。かくて討論を行ひまして採決に入りました結果、先ず修正案につきまして採決いたしましたところが、全会一致を以て可

決せられました。修正箇所を除いた原案につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以て可決いたしました。よりまして本法案は全会一致を以ちまして議決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次は只今上程せられました医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、この法律案につきまして厚生委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

医師の試験につきましては、すでに国家の医師試験法がありますことは申すまでもないことでございますが、この医師国家試験以外に別に特例の法律が出ておるのでございまして、それに関連いたしましての改正案でございます。この法律案は衆議院議員の提出のものでございまして、その提案理由によりますと、外地から引揚げました多数の医師の中には、正規の学校を経ないで、海外におきまして、現地で免許を受けまして開業しておりました者が多々あるわけでございます。これらの人々は内地へ帰りまして医師として開業して行くという事はできませんのでございまして、折角の技能を持ちながらその職を求められないで生活に苦しんでいる人たちもある、こういうような現状になってしまいましたが、そういう窮状を救いますために、昭和二十一年に国民医療法施行令の特例を設けまして特別試験を受けさせたのでございますが、それに合格のできなかった者、尙その特例を設けますときに漏れました人々、即ち蒙疆地区で現地開業をしておつた人々でありますとか、或いは朝鮮において

医師試験の第一部試験に合格した人でありませうか、そういうような人たちが実は特例を設けますときに漏れておつたのでございませう。今回それらの人々に対しまして、更に国家試験を受けさせまして医師の資格を得させ、国民医療の一端を担わせるために途を開いたのが今回の改正案でございます。以上が提案理由の概要でございます。

厚生委員会におきましては慎重審議、質疑応答等におきましてこの法案の趣旨を明らかにいたしまして、かくて討論を省略をいたしまして採決に移りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎横浜国際港都建設法

(昭和二五、一〇、二二、法二四八(衆))

一、理案理由(七月二十七日)

○三浦寅之助君 横浜港都建設法案の提案の理由を御説明いたします。

この法案の目的は、横浜が開港以来約一世紀にわたりまして、わが国の重要な門戸として発達して来たのでありますが、このたびの大戦と終戦後進駐軍の接收等のために、昔日の面影をとどめぬ程度に荒廢いたしましたので、その復旧もまたたく希望する通りになつてお

両法案は、七月二十四日同時に付託され、しかもその内容においてまったく同一のものでありますので、本委員会におきましては、両法案を一括して審査いたしました次第であります。

最初に横浜国際港都建設法案であります。本法案の要旨といたしますところは、横浜市がわが国の代表的国際港都であるのにかんがみ、その機能を十分に發揮し得るようこれを建設整備し、もつて国際貿易を振興し、あるいは外客を誘致して、わが国の経済復興に寄與せしめんとするものであります。しかして、本建設事業の執行は横浜市長がこれに当り、計画及び事業に関しては特別都市計画法及び都市計画法を適用するものでありまして、さらにこの建設事業に対する特別の助成として普通財産を譲與できるように規定してあります。なお本法案は、憲法第九十五條により横浜市の住民の投票に付するものと規定してあります。

本委員会におきましては、七月二十七日、提案者より提案の理由の説明を聴取し、引続き二日間にわたつて熱心なる質疑応答を行つたのであります。

次に質疑応答の主要なるものについて申し上げますと、第一に、都市計画事業として当面緊急の課題は一般戦災都市の復興であり、かかる特別法による都市建設事業は時期尚早ではないかという質疑に対しては、横浜市も戦災復興に懸命の努力をしているが、一方積極的復興対策としての本市の使命たる国際港都建設も現下の急務と考え、かたゞ他の特別都市建設法の前例にもならつたのであるという答弁でありました。

らないのであります。そこで最近の情勢からいたしまして、至急これを旧態あるいはそれ以上に復旧いたしましたして、国際的な港都として、十分に港都としての機能を發揮し得るよう建設し、貿易、海運、外客の誘致等の振興をはかり、わが国の経済復興に寄與し、もつて文化国家日本の建設に力をいたさんとする目的を持つてゐるものであります。

横浜は港都として自然的にきわめて恵まれた條件を備えており、貿易、海運、観光等の見地より見て最も適した港であり、都市であることは皆様方のすでに御承知のところでありませう。

この法案におきましては、横浜が国際的にも国家的にも、非常に重要な役割を果し得る機能を元來持つておりますが、何分現状では横浜単独での復旧、あるいは国際的な港都としての建設は不可能でありますので、国あるいはその他の地方公共団体、関係諸機関の御援助によつて、一日も早く国際的な港都として建設され、国際的にも、国家的にも、横浜市が一体となつて復興いたしたいと思つております。何とぞ慎重審議の上、ぜひ御賛同を賜わりたいと思つ次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十九日)

○鈴木仙八君 ただいま議題となりました、三浦寅之助君外百二名提案の横浜国際港都建設法案並びに松澤兼人君外百二名の提案の神戸国際港都建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

第二に、事業執行者を市長に限定して、他の関係行政庁あるいは特許による都市計画事業を排除した理由いかんという質問に対しては、地方自治の精神に基いて市長が全責任をもつて事業を執行したという答弁でありました。

第三に、第五條において建設事業費について国と横浜市との負担割合の特例を設けることができるとしているが、政府当局においてはその意思があるかという質問に対しては、建設省当局より、現在のところ特例を設けることは考えていない旨の答弁でありました。

次に、この種特別都市建設に関しては、なるべく一般法によつてこれを統一し、単独法の数をなるべく減少したいという意向は、本法案審議中における本委員会全員の強い一々要望でありましたことを、あわせてこの機会に御報告申し上げます。

次に、神戸国際港都建設法案について引続き御報告申し上げたいと思ひます。

本法案は、ただいま御説明いたしました横浜国際港都建設法案と内容においてまったく同一でありますので、重複を避けるため、法案の要旨並びに質疑応答に關しましてはこれを省略いたします。

かくて審査の進行に伴い、昨二十八日、本両法律案に対し、自由党、国民民主党、社会党の三派共同提案で次の修正案が提出されるに至つたのであります。

すなわち第五條中、事業の助成のため事業費について国と公共団体との負担割合の特例を設けるといふ規定については、目下のところ

を御報告申し上げます。

両法案は、横浜市と神戸市を、その沿革と立地條件に鑑み、我が国の代表的な国際港都として建設することを目的とするものであります。

建設委員会は、両法案については、地方行政委員会と連合委員会を開きました外、委員会において両市当局から建設計画特に外客誘致に關する施設について参考説明を聴取して、慎重なる審議をいたしました。法案は先に本院の議決を経ました東京都及び奈良国際文化観光都市建設法とその揆を一にしておりまして、建設する都市の性格を異にすることが主なる差異であります。従つて審議の詳細は速記録に譲りますが、質疑応答も主として両者の差異から出たものが多かつた次第であります。

主なる事項としては、(一)本特別法を制定する理由如何。当初の法案における国の負担割合の特例に關する規定を削除するときは、實際の狙いを失うものでないか。(二)港都の建設は港湾法の運用と都市計画法を以て目的を達することができるのではないか。(三)港湾はポート・オーソリテイが管理するので、港湾に關する計画と本建設計画とは實質的にはマッチせしめることができるが、形は別々のものとなる。従つて都市建設は現行法を以て足りるか。(四)特別法制定に關連して、基本法若しくは都市の共通の性格による一般法制定の問題、又戦災復興、特に中小都市の助成と、この種立法裏付けのために他の名目による助成によつても、戦災都市を犠牲にした不均衡を生ずることがないよう、強く政府当局に要望する等である。

る建設省も特例を設ける意思もないから、他の特別都市建設法と同様に條文を統一するよう、第五條を次のように改めたい、すなわち「第五條 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を讓與することができる。」と修正するというのであります。神戸国際港都建設法案についても同様の修正案でありますので、詳細は省略いたします。

かくて二十八日質疑を終了いたしましたして、両法律案に対する修正案並びに修正部分を除く両原案について一括して討論に入りましたところ、自由党、国民民主党、社会党を代表して前田榮之助君より賛成の意見が開陳されました。次に共産党を代表して砂間一良君より、国全体の産業経済を復興することが先決であり、時期尙早であるとして反対の意見が述べられました。

次いで採決に入りまして、まず両修正案について採決いたしましたところ多数をもつて可決、次いで修正部分を除く両原案についても多数をもつて可決をいたしました。すなわち両法律案は修正議決すべきものと決した次第でございます。

右報告申し上げます。(拍手)

三、参議院建設委員長報告(七月三十日)

○柴田政次君 只今議題となりました横浜国際港都建設法案及び神戸国際港都建設法案について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

かくて討論に入りましたところ、この種特別法には多くの議論があるが、これらは今後の研究に待つこととし、本法に賛成する。今後港都の建設には都市計画法及び港湾法の運用に待ち、これがために他の戦災都市を犠牲としないこと。両市当局もその趣旨を以て建設に当り、又なるべく市民の負担を増加することのないよう努力することを望むとの発言がありまして、賛意を表されました。次いで採決の結果、全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

本法律案は、住宅金融公庫の役員員の恩給と共済組合に關するものであります。委員会における審議の詳細は速記録に譲りますが、質疑応答の主なるものは次の通りであります。恩給につきましては、現行の法律では考慮されておらないのであります。元來、役員は現行の法律によつて採用したに拘わらず、本改正法律案によりますと、採用した人によつて法律を改正するものではないか、又公庫の運営については今回の改正よりもつと緊急を要するものがあるのではないかとこの質問に対して、政府当局は、住宅金融公庫については研究が未だ十分でなかつたが、その後の研究と各種公団における実情などに鑑みまして、公務員を金融公庫に転出せしめる方が適當であると認められた結果である、又住宅金融公庫の運営につきましては、資金の貸出條件のごときも改正の必要を認めるが、何分実施

早々のことであるので、将来これを改正したいとの答弁でありました。

かくて討論に入り、住宅金融公庫の業務を民主化し、手続の繁雑を改めよ、償還期限を延長せよ、標準建築価格を引上げよ等の貸出条件の改正を希望して、本法律案に賛成するとの発言がありました。次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎神戸国際港都建設法

(昭和二五、一〇、二二、法二四九)(衆)

一、提案理由(七月二十七日)

○松澤兼人君 私、神戸国際港都建設法案の提出者といたしまして、ごく簡単に提案理由の説明を申し上げたいと思ひます。

大体におきまして、横浜と神戸とは港湾の自然的あるいは立地的条件におきまして、あるいは従来の歴史におきまして、あるいはまた外国人が神戸に比較的多数居住し、そうして実業に従事していたという点におきまして、きわめてお互いに類似しておる点があるであります。御承知のように横浜と神戸におきましてはわが国の貿易の半分以上はこの両港によつて輸出入されておる状態でありまして、従来からこの二つの港湾が第一重要港湾といつたしま

が、これを持ちまして提案理由の説明とするわけであります。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十九日)

(横浜国際港都建設法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(七月三十日)

(横浜国際港都建設法の委員長報告と一括して掲載)

◎奈良国際文化観光都市建設法

(昭和二五、一〇、二二、法二五〇)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○東井三代次君 提案者の代表といたしまして、私から皆様に提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

奈良国際文化観光都市建設法案につきまして、ただいま皆様に御審議を願つておるのでありますが、御承知のごとく奈良は、日本屈指の観光地であり、世界の観光都市であります。それは、すぐれた天然の景勝と、日本古代及び東洋文化の尊い遺産がことごとく古都奈良の名のもとに蓄積集成されておりました。奈良全体が歴史であり、絵であり、詩の都市であるからであります。ことに今回の世界大戦のさ中においても、ことにわが奈良が爆撃の目標から除外されたのは、奈良の持つ人類文化を戦火から守ろうとする、国境を越え

して、国の経費によつて港湾の施設がなされて来たのでありまして、これまでわが国の経済界に與えました大きな貢献につきまして、皆さん方よく御理解になられると存じますのであります。ところが今回の空襲によりまして、港湾の設備あるいは市街あるいは住宅、その他一般の産業設備等がほとんど壊滅に帰したというような状態でありまして、これを復興することは他の一般の戦災都市と同じように非常に困難な状態にあるのであります。ただし、私どもがこの神戸における国際的な色彩というものをよく考えてみまして、これは普通の都市計画とまたかわつた観点から、港都の建設あるいは都市の建設ということをやつて行かなければならない必要があるのではないか、こう考えておるのであります。統計によりまして、神戸市におきましては、戦前からきわめて多数の外国人が居住し、そのために特殊な都市の色彩を現わしているものであります。この国際都市というものが持つております国際性、あるいは国際的な色彩というものを都市計画の中に取り入れてひとつやつて行きたい。こう考へているのであります。他の点につきましては従来出しておりました別府あるいは京都、奈良、伊東、熱海等の特別都市建設と大体その軌を一にしているものであります。ただ違つておるところは、国際的な色彩を持つた港都として、一般の都市計画以上にこの事業計画を実施して行きたいという念願を地元の市民は非常に強く持つておるのであります。この点を十分に御理解くださいまして、この法律案が委員各位の御理解と御同情によつて可決されますことを、切にお願いいたしまして、まことに簡單でございます

た文化愛の願望であり、今この残された日本の宝庫ともいふべき奈良市をして、さらに新しい平和文化国家の象徴として擁護すること、奈良は都市自体が一つの大きな博物館であり、その包蔵している数々の文化遺産、一例を引きますれば、国宝、重要美術品、史蹟名勝等に指定されてあるものとして、建物九十一、その建物の中には東大寺、薬師寺、唐招提寺、極楽院、興福寺、法華寺等があり、さらに宝物千三百六十七点、その宝物のおもなるものは、いわゆる正倉院の御物、西京薬師寺の本尊などを初めとして總計千三百六十七、重要美術品五十四、史蹟、名勝天然記念物、たとえば平城の宮跡及び奈良春日野の奥山の原始林、そういったもの総計十七、これらのものは、市民の生活から遊離した單なる古代文化財としてあるのではなく、奈良の持つよき自然環境のうち古典的な風俗、行事、芸能などと溶け合つて、市民の教養と生活の中に生きているのであります。

奈良が国際観光文化都市として、広く内外人の注目を浴びていまして、奈良が持つ美しい風光と日本文化の遺産、伝統が東洋の生きた古典風俗、環境を味わおうとする旅行者の憧憬の的となつていからであります。また国際観光の観点から見ましても、奈良はいずれの都市にも劣らない日本の重要な観光資源であり、日本の見えざる輸出振興の最良の資本であります。さらに奈良の文化的意義と、日本の国際観光事業が当面している切実な要請とにかんがみますると、観光都市としての奈良は、奈良の観光資源たる古文化財や自然

風致等を保護するといふだけにとどまらず、日本資源としての奈良そのものを開発育成するといふ高次の立場にまで進めるべきであります。奈良を日本の国際的な観光資源として設定し、日本の文化観光の中心都市の一つとして建設することは外資獲得の有力な手段であり、見えざる輸出振興の民族的な資本を大きく培養することの意味しておると存するのであります。しかるに奈良の文化的、観光的施設の現状は、いまだ国際文化観光都市としての水準には遠く及びません。終戦後いち早く諸般の計画を策定したのでありますが、一小都市の限られたわくをもつてしては、とうてい十分な成果をあげることができないのは、まことに遺憾とするものであります。よつて国際文化観光都市としての特別計画を実施して、奈良をして真に名実ともに恥ぢない国際文化観光都市としての近代的施設と、奈良固有の美しい自然環境と、その中にある観光資源との完全な調和を完成いたしましたして、奈良文化が持つ世界的意義にふさわしい国際文化観光都市の実現を期しておるのであります。奈良国際文化観光都市の建設を通して、人類の貴重な文化遺産を永久に擁護するとともに、国際間の親善と東西文化の交流を深め、もつて日本経済の自立を促進して、世界恒久平和の保持に資したいと存するのであります。このために本法案を提出した次第でございます。

なお逐條の説明につきましては、ただいま京都の田中代議士から御説明がありましたので、この法律の内容につきましても、ただ京都と奈良、この二つが文字がかわつておるだけでございますから、重複を避けるためにははなはだ失礼でございますけれども、田中代

議士の御説明をそのまま引用させていただきますと存するのであります。どうか御審議を賜わりまして、御採択いただきますようお願いする次第でございます。

以上簡単でございますけれども、提案理由の説明をいたした次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十五日)

(住宅金融公庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(七月二十八日)

(京都国際文化観光都市建設法の委員長報告と一括して掲載)

◎京都国際文化観光都市建設法

(昭和二五、一〇、二二、法二五一)(案)

一、提案理由(七月二十二日)

○田中(伊)委員 京都国際文化観光都市建設法案につきまして、提案者を代表して、私よりきわめて簡単に提案理由を御説明申し上げたいと存じます。まず總括的な説明を一言いたしまして、続いて各條についての簡単な説明を申し上げます。わが京都市は、皆様御承知のごとくに、五百三十平方キロメートル

にわたる広い面積と、百万に上る人口を持つておりまして、延暦十三年に遷都以来、延々実に千年を越える都市の生命を保ちつたところの、古くまことに美しい都でございます。まず国際文化観光都市としての姿を眺めてみますると、教学の機関としましては、京都大学、立命館、同志社、女子大学等、十指に余る最高学府を有し、その学問の水準は自然科学、人文科学ともに、首都東京にはもろろん、世界の水準に比肩して劣らざるものがございます。比叡山延暦寺を初めとして、あまたの神社仏閣を持ち、さらに国有財産、皇室財産、古美術、国宝、重美等の多数の歴史的かつ美術的な重要古文化財が存在すること、皆様の御承知の通りでございます。

比叡山より伏見、桃山に連なる東山連峰は、都を貫流する加茂川の流れとともに、世界いづれの地にも譲らざる文化観光の都といふべきであります。

京都市は、ローマ、北京、エジプト、アテネ、平壤などとともに、世界の古き都として世の人々に記憶せられて参つたのでございますが、ローマや北京や平壤が戦火や天災によりましてだん／＼と荒廃衰微をして参りました今日におきましては、今やわが京都は、一千年の歴史を誇る、ただ一つの世界的な文化観光の都となつたのであります。人類の文化を戦争の惨禍から守ろうとする、国境を越えたアメリカの尊い願望によりまして残された、こわされない国際文化の都市なのであります。

かくのごとくにして、歴史的美術的重要文化資源を持つております京都市を、世界的文化観光の都として建設いたしますことは、世

界恒久平和の大理想を達成して行く上に多大の貢献をもたらすものであると信じて、これが法律的適当なる措置を講ずるために、ここに本法案を提出した次第であります。

つきましては、法文の内容につきまして逐條的に一言ずつ御説明を申し上げます。

第一條は、ごらんの通り本法案の目的を記述したものでございます。ついでに説明をつけ加えますが、ここに規定せんとする本法案の運営によつてその対象となりますのは、国宝、重要美術、すくられた風致、名所、史蹟、有名な庭園等を対象としたのであります。なおこれらの施設につきましては、道路、河川、港湾、ホテル、衛生設備等、諸般の設備がございまして、これらの設備はいずれも都市計画法により、あるいは文化財保護法によつて保護の十分ならずと考えられる点につきまして、この法案によつてさらに一段の強力なる保護と施設の完備を全うしたい、こういう心構えでございます。

それから第二條は都市計画の内容でございます。

第三條は地域の指定に関する問題でございます。都市計画法と文化財保護法との関係について若干の問題があるかと存じますが、いずれも従来の法律とその内容を一にいたしておりますから、説明を省略することにいたします。

第四條は、特に市長の執行という点をうたつたのでございますが、この條文は、かくのごとき明文を特に設けなくても、市長がこれを執行することは、都市計画法、特別都市計画法等の命ずるところ、当然のことではありますが、実は特に関係方面の希望がございま

して、これを挿入せよとの言葉がありまして、実はこれを挿入することにしたのであります。なくとも、当然この権限は市長が持つことになるものであらうと存じます。

第五條は事業の助成でございます。国家並びに京都市を中心として、これに隣接いたします一切の府県市町村の人々が、これに對して、この法律によりまして、この事業の遂行の上に行けるだけの援助を與えていただくことができるようにこの條文によつてなるのであります。

第六條は、国有財産法二十八條の規定にかかわらず、普通財産の譲り渡しを受けるという規定でございます。これは用途が廃止せられたる国有財産法にいわれる普通財産を、負担をいたしました費用の範囲内でのみ譲渡を受けるというのが二十八條の規定でございますが、この法文の制定のお許しをいただきますならば、負担の限度を越えて譲り渡しを受けることができる。また全然経費の負担をいたしておりません場合におきましても、経費の分担なきにかかわらず譲渡を受けることができるように、その二つの制限を解除していただくという目的で、この條文をお願いをするわけであります。

第七條は、従来の法律と同じように建設大臣に進行状態を六箇月ごとに報告をいたしまして、建設大臣が内閣総理大臣にこの報告をもちつて参りまして、総理大臣はこの報告によりまして、京都国際文化観光都市の事業の進行状態を年に一回国会に報告する義務を規定したものでございます。

最後の第八條は、これは都市計画法が適用されると同時に、特別うと教育委員会の委員の選挙を施行することになっております。この十一月の十日の委員の選挙にこれをつけ加えてともに投票を求めることになりますならば、その費用もほとんど負担が僅少になるのではなからうか。申し上げるまでもないことでございますが、地方自治法の施行令の命ずるところによりまして、これは国庫負担となつておりますが、国庫の負担はほとんどなくて、よい便宜な方法によることができるとは、こゝろに考へまして、まことに会期の短かいにもかかわらず、本法案を特に各位のお手数をおぼらわすことに決意するに至つた次第でございます。何とぞすみやかに御審議を賜りまして、御採決いただかれんことをお願い申し上げます。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十五日)

(住宅金融公庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(七月二十八日)

○柴田政次君 只今議題となりました京都国際文化観光都市建設法案と奈良国際文化観光都市建設法案は、前者の第四條と後者の第七條の條文と小異がありますが、その他は内容が全く同じでありますので、建設委員会における審議の経過及び結果を一括御報告いたします。

両法案は京都市と奈良市が、世界的にも明媚な風光と歴史、文化、

都市計画法の第三條を特に準用するという規定を設けたのでございます。この観光事業が特別都市計画法による事業として都市計画法の適用を受けることは当然なことでございますが、特に特別都市計画法第三條の準用を受けるようにしたいと考へましたのは、第三條を摘出したのでありますが、これは都市における緑地地区の指定でございます。この緑地地区は、当該市町村の長がこれを建設大臣に申請をすることによつて指定を受けるのであります。この指定を受けました場合においては、その指定の範囲内において京都市長がこれに執行権を持つ。こゝろに法文の結果当然なるものと考へるのであります。

附則につきましては、公布施行の時期と憲法九十五條によりまして住民投票のことを念のためにここに記入したのでございますが、国会法六十七條、地方自治法第二百六十一條などの規定によりまして、これは住民投票前に国会が可決をいたしました場合は、国会の可決後に住民投票をいたしまして、住民の過半数の同意を得ました場合に、初めて国会の議決が確定して法律の効力を発生するといふ、国会法六十七條と地方自治法二百六十一條の規定によりまして、国会で先に審議をいただき御可決をいただきまして、その後において住民投票を行いたい、こゝろに考へ方でございます。

なおつけ加えて申し上げたいことは、この住民投票に要する費用でございますが、今国会において京都の観光法案を御可決をいただきます場合におきましては、まことに幸いなことに、来る十一月の十日には、京都市のこの法案を適用する全区域に及びまして、ちよ

美術上にも重要な地位を持つておりますので、両市の文化観光資源とその施設を開発、維持、整備することによつて、両市を国際文化観光都市として建設することを目的とするものであります。本法案に対して、建設委員会は地方行政委員会と連合委員会を開き、更に本委員会を続行して慎重なる審議をいたした次第であります。審議の詳細は速記録に譲りまして、質疑応答の主なるものは、一、本法のような特別立法と地方自治、二、都市計画法及び国土総合開発法との関係、三、譲與を期待する国の普通財産、四、本建設事業の執行者、文化観光保有地区及び緑地地域の指定、五、この種特別法制定の先後軽重及びこれと戦災復興との関連などでありま

次に、これらに関する提案者又は政府当局の答弁の主なるものを挙げますと、一、本法による都市建設については、国の普通財産の譲與による助成の外、例えば競輪場の設置、起債、見返資金の使用等についても要望し、又市民の負担の増嵩は成るべく避けるため、市歳出の節減を図つて余剰財源をこれに充当する。二、国の普通財産の譲與は、本建設事業の用に供するため必要があると認められる場合で、その要否は具体的な場合によく考へたい。元来普通財産は国庫の財源であり、その減少は延いて国民負担とも関連するので、その処理は十分慎重を期したいとの大蔵省当局の答弁でありました。又これについては提案者も、法案は譲與することができると規定しておるので、必ずしも無償譲與だけを期待しておるものではないとの言がありました。三、文化観光に関するこの種特別法の

制定に関連して、戦災復興事業の推進については、建設省都市局長は、戦災復興五ヶ年計画の完遂は最も鋭意努力するところである、この種特別法については、国の財政の許す範囲において処理し、これがために戦災復興を犠牲にするものではない、両都市については、その重要性に鑑み、観光事業については観光事業審議会の答申を尊重して、両市の建設事業を助成するとの答弁でありました。

四、本法制定について必要な住民投票は、十一月に行われる府県教育委員選挙と同時に、費用の節減を図りたい。

大体以上のような質疑答弁がありました後、討論に入りましたところ、條文は譲與とあつても譲渡の趣意を以て処理されたい旨の発言がありまして、いづれも賛意が表されました。次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

法律成立経過

可提出原案又は送付案可決、修正可決(委員会「欄」修、本会議「欄」修)とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正可決、同一回付案同意

法律名	提出		衆議院		参議院		成立		公布	施行年月日
	院名	月日	委員付託月日	審査終了月日	議決結果月日	委員付託月日	審査終了月日	議決結果月日		
阿波丸事件の見舞金に関する法律	参	七、二	外	七、三	可	七、二	可	七、二	法二二二二号	昭五、八、一
羅漢都市借地借家臨時処置法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律	参	七、三	法	七、三	可	七、三	可	七、三	法二二二四号	公布の日
漁業法の一部を改正する法律(衆、川村善八郎君外五名提出)	衆	七、四	水	七、四	修	七、五	修	七、三	法二二二五号	公布の日
地方税法	衆	七、三	地	七、三	修	七、三	修	七、三	法二二二六号	公布の日
土地台帳法等の一部を改正する法律	衆	七、三	法	七、三	可	七、三	可	七、三	法二二二七号	地方税法の施行の日
土地家屋調査士法(衆、法務委員長提出)	衆	七、三	(委員会省略)	七、三	可	七、三	可	七、三	法二二二八号	法律の施行の日
災害救助法の一部を改正する法律	衆	七、九	厚	七、九	可	七、五	可	七、三	法二二二九号	公布の日
失業保険法の一部を改正する法律	衆	七、五	勞	七、五	可	七、七	可	七、三	法二二三〇号	昭五、八、一

法律成立経過

関税法の一部を改正する法律	衆	七、三〇	大	七、三〇	七、三三	可	七、三五	可	七、三五	七、三五	七、三〇	修	七、三〇	可	七、三〇	法二五、七、三一	公布の日
日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律	衆	七、二五	外	七、二五	七、二七	可	七、二七	可	七、二七	七、二五	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	法二五、八、一	公布の日
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律	衆	七、二六	文	七、二六	七、二六	可	七、二六	可	七、二六	七、二五	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	法二五、八、四	公布の日
住宅金融公庫法の一部を改正する法律	衆	七、一九	建	七、一九	七、二三	可	七、二三	可	七、二三	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二五、八、四	公布の日
証券取引法の一部を改正する法律	衆	七、一九	大	七、一九	七、二二	可	七、二二	可	七、二二	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二五、八、四	公布の日
船船公団の共有持分の処理等に関する法律	衆	七、一七	大	七、一七	七、二三	可	七、二三	可	七、二三	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二五、八、四	公布の日
昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律	参	七、二二	文	七、二二	七、二二	可	七、二二	可	七、二二	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二五、八、五	公布の日
商 品 取 引 所 法	参	七、二三	通	七、二三	七、二六	可	七、二六	可	七、二六	七、二三	七、一八	修	七、一八	可	七、一八	法二五、八、五	公布の日
日本製鉄株式会社法廃止法	衆	七、二三	通	七、二三	七、二三	可	七、二三	可	七、二三	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二五、八、五	公布の日
鉄道公安職員の職務に関する法律(衆、法務委員 長提出)	衆	七、二三	(委員会省略)	七、二三	七、二三	可	七、二三	可	七、二三	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二四、〇	公布の日
低性能船舶買入法	衆	七、二五	運	七、二五	七、二七	可	七、二七	可	七、二七	七、二五	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	法二四、一〇	公布の日
主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律	衆	七、二五	農	七、二五	七、二七	可	七、二七	可	七、二七	七、二五	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	法二四、三	公布の日
飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(衆、根 本龍太郎君外十名提出)	衆	七、二〇	経	七、二〇	七、二五	可	七、二五	可	七、二五	七、二〇	七、一五	可	七、一五	可	七、一五	法二四、四	公布の日

医師国家試験の受験資格の特例に関する法律(衆、 大石武一君提出)	衆	七、二〇	厚	七、二〇	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	七、一五	七、一〇	可	七、一〇	可	七、一〇	法二五、八、二四	公布の日
歯科医師国家試験の受験資格の特例に関する法律(衆、 大石武一君提出)	衆	七、二〇	厚	七、二〇	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	七、一五	七、一〇	可	七、一〇	可	七、一〇	法二五、八、二四	公布の日
狂犬病予防法(衆、原田 雪松君外六名提出)	衆	七、二〇	厚	七、二〇	七、二〇	可	七、二〇	可	七、二〇	七、一五	七、一〇	可	七、一〇	可	七、一〇	法二四、七	公布の日
横浜国際港都建設法 (衆、三浦寅之助君外百 二名提出)	衆	七、二〇	建	七、二〇	七、二六	修	七、二六	修	七、二六	七、二〇	七、一五	修	七、一五	修	七、一五	法二四、八	公布の日
神戸国際港都建設法 (衆、松澤兼人君外百二 名提出)	衆	七、二〇	建	七、二〇	七、二六	修	七、二六	修	七、二六	七、二〇	七、一五	修	七、一五	修	七、一五	法二四、九	公布の日
奈良国際文化観光都市建設法(衆、東井三代次君 外十五名提出)	衆	七、二〇	建	七、二〇	七、二六	修	七、二六	修	七、二六	七、二〇	七、一五	修	七、一五	修	七、一五	法二五、〇、三一	公布の日
京都国際文化観光都市建設法(衆、田中伊三次君 外十六名提出)	衆	七、二〇	建	七、二〇	七、二六	修	七、二六	修	七、二六	七、二〇	七、一五	修	七、一五	修	七、一五	法二五、〇、三三	公布の日

懲罰	山本猛夫(自)	石原幹市郎(自)
図書館運営	東井三代次(自)	徳川宗敬(緑)

二、特別委員会

衆議院	委員名	委員長名	設置年月日
海外同胞引揚	若林義孝(自)		二五、七、二二
災害地対策	松井豊吉(自)		二五、七、二二
考査	篠田弘作(自)		二五、七、二二

参議院


委員会名	委員長名	設置年月日
電力問題	栗山良夫(社)	二五、七、二四
在外同胞引揚	大谷瑩潤(自)	二五、七、二四

三、両院法規委員会

衆議院 高橋英吉(自)
参議院 鈴木直人(緑)

不成立法律案審議経過

法案名	提出	衆議院			参議院			備考
		委員会	本会議	委員会	本会議			
○衆議院提出 行政書士法案(地方行政委員長提出)	衆 七、二五	—	—	地 七、二六	—	—	備考	
競馬法の一部を改正する法律案(千賀康治君外二十一名提出)	衆 七、二七	農 七、二七、二六	可 七、二六	農 七、二六	—	—	(参)継続審査	
協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(今澄勇君外二十名提出)	衆 七、二九	大 七、二九、二三	修 七、二三	大 七、二三	—	—	(参)継続審査	
○参議院提出 漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外一名提出、第七回参法第五号)	参 四、二三 (継続審査)	水 四、二三、二三	修 七、二五	水 七、二五	—	—	(参)継続審査	
国会法等の一部を改正する法律案(佐藤義詮君外七名提出)	参 七、二七	議 七、二六	—	(委員会省略)	七、二六	可	(衆)継続審査	
○内閣提出								



15

BZ-5-8



1201000036376



第九回国会制定法審議要録

参議院法制局
衆議院法制局

BZ
5
8

B8
5
8



K 1023

凡例

- 一、本書は、第九回国会(臨時会)において成立した法律の立法趣旨ないし提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の施政方針演説、大蔵大臣の財政演説、第九回国会の会期調、委員会及び委員長一覽表並びに不成立の法律案の審議経過等を掲げたものである。
- 提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上先議院における提案理由説明のみを収録することとした。
- 二、提案理由説明及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。
- 三、法律の公布年月日法律番号の下に(衆)又は(参)と註記してあるのは、それ〴〵衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他はすべて内閣提案のも

四、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

目次

註 公布年月日の下に(衆)又は(参)とあるのは、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。

- 法律第二五二号
- 法律第二五三号
- 法律第二五四号
- 法律第二五五号
- 法律第二五六号
- 法律第二五七号
- 法律第二五八号
- 法律第二五九号
- 法律第二六〇号
- 法律第二六一号
- 法律第二六二号
- 法律第二六三号
- 酒税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・三〇公布).....一
- 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に
対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭二五・一一・
九公布)(衆).....二
- 全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一一公
布)(衆).....四
- 運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一二公布).....五
- 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五・
一二・一二公布).....一
- 塩田等災害復旧事業費補助法(昭二五・一二・一二公布).....三
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一二公布).....五
- 競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一二公布)(衆).....七
- 裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律(昭二五・一
二・一三公布).....九
- 地方公務員法(昭二五・一二・一三公布).....一〇
- 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一四公布).....三
- 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一
四公布).....一四

- 法律第二六四号 中小企業信用保険法(昭二五・一一・一四公布)……………三六
- 法律第二六五号 中小企業信用保険特別会計法(昭二五・一一・一四公布)……………四〇
- 法律第二六六号 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭二五・一一・一五公布)……………四三
- 法律第二六七号 刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一五公布)……………四四
- 法律第二六八号 日本輸出銀行法(昭二五・一一・一五公布)……………四五
- 法律第二六九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・一六公布)(衆)……………五一
- 法律第二七〇号 特別損害復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一六公布)……………五三
- 法律第二七一号 特別損害復旧特別会計法(昭二五・一一・一六公布)……………五五
- 法律第二七二号 米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八公布)……………五七
- 法律第二七三号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八公布)……………五九
- 法律第二七四号 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭二五・一一・一八公布)……………六〇
- 法律第二七五号 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭二五・一一・一八公布)……………六二
- 法律第二七六号 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭二五・一一・一八公布)……………六三
- 法律第二七七号 水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八公布)……………六五

(参)

- 法律第二七八号 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九公布)(衆)……………六六
- 法律第二七九号 船員保険法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九公布)……………六九
- 法律第二八〇号 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九公布)……………七一
- 法律第二八一号 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九公布)……………七三
- 法律第二八二号 所得税法臨時特例法(昭二五・一一・二〇公布)……………七六
- 法律第二八三号 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………七八
- 法律第二八四号 砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………八五
- 法律第二八五号 揮発油税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………八五
- 法律第二八六号 物品税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………八五
- 法律第二八七号 裁判所法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………八六
- 法律第二八八号 民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇公布)……………八四
- 法律第二八九号 鉱業法(昭二五・一一・二〇公布)……………九四
- 法律第二九〇号 鉱業法施行法(昭二五・一一・二〇公布)……………一〇四
- 法律第二九一号 採石法(昭二五・一一・二〇公布)……………一〇五
- 法律第二九二号 土地調整委員会設置法(昭二五・一一・二〇公布)……………一〇六
- 法律第二九四号 競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二二公布)(衆)……………一〇七

○法律第二九五号 薬事法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二二公布)……………一九

○法律第三〇〇号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・二七公布)……………二三

○法律第三〇一号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・二七公布)……………二四

○法律第三〇二号 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二七公布)(参)……………二五

○法律第三〇三号 毒物及び劇物取締法(昭二五・一一・二八公布)……………二六

昭和二十六年公布

○法律第一号 協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二六・一・六公布)(衆)……………一九

○法律第七号 松江国際文化観光都市建設法(昭二六・三・一公布)(衆)……………二三

○法律第八号 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭二六・三・三公布)(衆)……………二六

○法律第 号 松山国際観光温泉文化都市建設法(昭二六・公布)(衆)……………三〇

件名索引

(五十音順)

(あ)

○芦屋国際文化住宅都市建設法(昭二六・三・三・法八)……………二六

(う)

○運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二・法二二五五)……………二五

(え)

○塩田等災害復旧事業費補助法(昭二五・一一・一二・法二二五七)……………二三

(き)

○揮発油税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二〇・法二二八五)……………二五

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五・一一・二二・法二二五六)……………二二

○漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律……………二

件名索引

する法律(昭二五・一一・九・法二五三)……………二二

○協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二六・一・六・法一)……………一九

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一四・法二六一)……………三三

(け)

○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一五・法二六七)……………三〇

○競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一一・法二五九)……………二七

○競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一一・法二九四)……………二七

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・二七・法三〇一)……………二四

(こ)

○鉱業法(昭二五・一一・二〇・法二八九)……………二四

○鉱業法施行法(昭二五・一一・二〇・法二九〇)……………二四

○国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭二五・一一・一五・法二六六)……………二四

○国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九・法二七八)……………二六

○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二・法二五八)……………五
 ○国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一六・法二六九)……………五

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八・法二七三)……………五
 ○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇・法二八三)……………六

(st)

(す)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇・法二八四)……………五
 ○採石法(昭二五・一一・二〇・法二九一)……………五
 ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七・法三〇〇)……………三
 ○裁判所職員の見員に関する法律等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一三・法二六〇)……………九
 ○裁判所法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇・法二八七)……………六

○水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八・法二七七)……………五
 ○船員保険法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一一・法二七九)……………六
 ○全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一一・法二五四)……………四

(し)

(そ)

○酒税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・三〇・法二五二)……………一
 ○所得税法臨時特例法(昭二五・一二・二〇・法二八二)……………一
 ○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八・法二七四)……………五

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九・法二八一)……………三
 ○地方公務員法(昭二五・一一・一三・法二六一)……………二
 ○中小企業信用保険特別会計法(昭二五・一二・一四・法二六五)……………四

○中小企業信用保険法(昭二五・一二・一四・法二六四)……………五

(と)

(ふ)

○土地調整委員会設置法(昭二五・一二・二〇・法二九二)……………一
 ○特別鉱害復旧特別会計法(昭二五・一二・一六・法二七一)……………一
 ○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一六・法二七〇)……………一
 ○毒物及び劇物取締法(昭二五・一二・二八・法三〇三)……………一

○物品税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一一・法二八六)……………一
 ○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八・法二七二)……………一

(じ)

(ま)

○日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一四・法二六三)……………一
 ○日本輸出銀行法(昭二五・一二・一一・法二六八)……………一

○松江国際文化観光都市建設法(昭二六・三・一・法七)……………一
 ○松山国際観光温泉文化都市建設法(昭二五・一二・一四・法二六五)……………一

(の)

(み)

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八・法二七五)……………一

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七・法三〇二)……………一
 ○民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一一・法二八八)……………一

(は)

(や)

○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九・法二八〇)……………一

○薬事法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二二・法二八二)……………一

二九五).....一九

(ゆ)

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭二五・一二・一八・法二七六).....三

部門別索引

第一 国家行政組織関係

- 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一四法二六二).....三
- 全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一一法二五四).....四
- 日本政府在外事務所設置法の一部改正する法律(昭二五・一二・一四法二六三).....四
- 土地調整委員会設置法(昭二五・一二・二〇法二九二).....六
- 運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一二法二五五).....五

第二 公務員関係

- 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五・一二・一二法二五六).....二
- 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二七八).....六
- 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭二五・一二・一五法二六六).....四

第三 地方行政関係

○地方公務員法(昭二五・一二・一三法二六一).....二〇

第四 裁判所・法務関係

○裁判所法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八七).....六
 ○裁判所職員の設定に関する法律等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一三法二六〇).....九
 ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七法三〇〇).....一三
 ○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二八〇).....一七
 ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七法三〇一).....二四
 ○民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八八).....二九
 ○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二八一).....三三
 ○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一五法二六七).....三九

第五 財政・金融関係

○所得税法臨時特例法(昭二五・一二・二〇法二八二).....六

○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八三).....八三

○物品税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八六).....八五

○酒税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・三〇法二五二).....一

○砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八四).....八五

○揮発油税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八五).....八五

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七三).....五

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七四).....五

○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七二).....五

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七五).....二

○中小企業信用保険特別会計法(昭二五・一二・一四法二六五).....四〇

○特別鉱害復旧特別会計法(昭二五・一二・一六法二七一).....五

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭二五・一二・一八法二七六).....三

○日本輸出銀行法(昭二五・一二・一五法二六八).....三

- 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二法二五八)……………二五
- 協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二六・一・六法一)……………二九

第六 産業・経済関係

- 中小企業信用保険法(昭二五・一一・一四法二六四)……………三六
- 鉱業法(昭二五・一一・二〇法二八九)……………九四
- 鉱業法施行法(昭二五・一一・二〇法二九〇)……………一〇四
- 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一六法二七〇)……………一〇四
- 採石法(昭二五・一一・二〇法二九一)……………一〇五
- 競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二法二五九)……………一〇七
- 競馬法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二法二九四)……………一〇七
- 水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一八法二七七)……………一〇五
- 塩田等災害復旧事業費補助法(昭二五・一一・一二法二五七)……………一〇三
- 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭二五・一一・九法二五三)……………一〇二

第七 交通・建設関係

- 松江国際文化観光都市建設法(昭二六・三・一法七)……………一三三
- 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭二六・三・三法八)……………一三六
- 松山国際観光温泉文化都市建設法(昭二六・……………一三〇)

第八 教育関係

- 国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・一六法二六九)……………一五二

第九 厚生関係

- 船員保険法等の一部を改正する法律(昭二五・一一・一九法二七九)……………一六九
- 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二五・一一・二七法三〇二)……………一〇九
- 薬事法の一部を改正する法律(昭二五・一一・一二法二九五)……………一〇九
- 毒物及び劇物取締法(昭二五・一一・二八法三〇三)……………一三六



酒税法の一部を改正する法律

(昭和二五、一一、三〇、法二五二)



提案理由(十一月二十八日)

(所得税法臨時特例法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

○夏堀源三郎君 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

酒類につきましては、現在の税率及び価格があまり高過ぎて、購売力がこれに伴わないため、正規酒類の需給に混乱を生ぜしめ、酒税の円滑なる徴収に支障を来しているとともに、酒類密造の弊害を大きくしている現状であります。従いまして、この法案は、間接税負担の適正化をはかる措置の一環として、税率につき、特に焼酎及び清酒第二級等一般の需要の多い自由販売酒類に重点を置いてその引下げを行い、酒類の円滑なる需給をはかるとともに、密造の防止に資することを主眼としているものであります。しかして、その実施時期は、酒類の年末年始における特殊な需給関係を考慮して来る十二月一日を予定しているものであります。

この法案は、十一月二十八日、本委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ったのであります。質

酒税法の一部を改正する法律

疑は主として税率引下げの程度及び密造対策を中心として活発に行われたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を打ち切り討論採決に入りましたところ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、天野委員は国民民主党を代表し、川島委員は社会党を代表し、米原委員は共産党を代表して、それぞれ希望条件を付し賛成の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

○小串清一君 只今上程と相成りました酒税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の概況並びにその結果について御報告をいたします。

先ずこの法律案の内容について申し上げます。酒類の生産が原料事情の好転等によつて本年度当初予算編成当時に比べて著しく増加したにも拘わらず、酒税の税率及び酒類の価格が高きに過ぎ、購買力がこれに伴わないために、正規の酒類の需給に混乱を生じ、酒税の円滑なる徴収に支障を興えると共に、酒類密造の弊害を大きくしている現状でありますので、酒税の税率につき、特に焼酎及び清酒第二級等、一般の需要の多い酒類に重点を置いてその引下げを行い、酒類の円滑なる需給を図ると共に、これを機として大いに密造の防

漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律

二

止に資せうとするものであります。而してその実施時期は、酒類の年末年始における特殊な需給関係を考慮し、来る十二月一日を予定しておるのであります。

本案につきましては公聴会を開きまして慎重に審議をいたし、又委員各位より熱心な質疑と政府の詳細なる説明がありました。その経過の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思ひます。

かくて質疑を終了して討論に入りましたところ、黒田、油井両委員より本案に賛成をするものであるが、将来更に税率を引下げ、国民大衆の興望に副うように、又密造等の弊害を極力除去するように努力を希望する旨の御意見がありました。かくして討論は終局をいたしまして、採決の結果、全会一致を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する

水産業協同組合法の適用の特例に関する法律

(昭和二五、一二、九、法二五三)(衆)

一、提案理由(十二月四日)

○衆議院議員(富永格五郎君) 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の

特例に関する法律案の提案理由を申し上げます。

我が国漁業無線の現状は、その船舶局数においても全日本無線局数の過半数を占め、我が国最大の専用無線通信網を形成しておりますので、これが運営、管理の適、不適は水産業にとりましては誠に重要な次第であります。従来漁業用海岸局は主として漁業協同組合及び同連合会が開設し運用して我が国水産業の振興発展に大いに貢献して参つたのであります。去る五月電波法が制定され、それに伴う諸規定の実施によりまして十二月三十一日以降においては従来同様の運用管理ができなくなり、衆議院水産委員会においては、かねてよりこれが対策を種々調査、研究いたして参りました結果、漁業用海岸局の開設運営に關して水産業協同組合法の適用の特例を設けることにより従来同様の開設運営ができて、電波法の主旨にも合致して、水産業の理想的発展を図ることができるといふ結論を得たのであります。よつて水産委員会においては十二月二日委員会を開き其の成文化について協議いたしました結果、全会一致を以て次に申述べるような法律案を起草いたしました次第であります。

その内容の主な点を申し上げます。

第一点は無線設備を有する漁船を使用して漁業を営む法人、或いは船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者を以て主として構成される社団はその規模に制限を受けることなく漁業協同組合又は同連合会の組合員又は会員の資格を有するものとみなすことができるようにする点であります。

第二点は前述のごとく法人及び社団が無差別に漁業協同組合或いは同連合会に加入することにより零細漁民への圧迫を排している点であります。即ちこれら団体の加入は飽くまでも漁業無線に關してのみであるということにして、無線事業と他の一般事業とは経理を区分し財源を制限することにし、或いは漁業用海岸局を開設しない他の漁業協同組合及び同連合会が行う一般事業の利用を制限する外出資口数においても一口を超えることができないと規定している次第であります。尙提出方法につきましては、本法案を委員会提出の法律案として提出することに全員の賛成を得て決定したのであります。

以上提出理由を申述べた次第であります。何とぞ本案に対し御賛成をお願いいたします。

二、参議院水産委員長報告(十二月六日)

○千田正君 只今上程いたしました漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に關する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

我が国の漁業無線は、船舶局及び海岸局の数が全日本無線局数の過半数を占めるといふ優位にあるのであります。従来、漁業用海岸局は主として漁業協同組合及び同連合会が開設運用して我が国水産業の振興発展に多大の貢献をして参つたのであります。第七国会において電波法が制定され、それに伴う諸規定の実施によりまし

漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の特例に関する法律

三

て、十二月三十一日以降においては従来通りの運営管理ができなくなりますので、衆議院並びに参議院の水産委員会においてはかねてよりこれが対策を種々調査研究いたして参りました結果、漁業用海岸局の開設運営に關して、水産業協同組合法の適用の特例を設けることにより、従来同様の開設運営ができて、電波法の趣旨にも合致し、水産業の発展にも十分寄與することができるという結論を得たのであります。よつて、この立法は衆参両院水産委員会の協議により、衆議院水産委員会の發議で立法することとなり、衆議院においてはこれを可決して本院に送付されたのであります。

その内容を簡単に主な点を申し上げます。第一点は、無線設備を有する漁船を使用して漁業を営む法人、或いは船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者を以て主として構成される社団は、その規模に制限を受けることなく、漁業協同組合又は連合会の組合員又は会員の資格を有するものとみなすことができるようにする点であります。第二点は、前述のごとく、法人及び社団が無差別に漁業協同組合或いは同連合会に加入することによる零細漁民への圧迫を排除している点であります。即ちこれらの団体加入は飽くまでも漁業無線に關してのみであるということにして、無線事業と他の一般事業とは経理を区分し、財源を制限することにし、或いは一般事業の利用を制限する外、出資口数においても一口を超えることができないと規定しておるのであります。

本委員会におきましては慎重審議いたしましたして、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律

右御報告申し上げます。(拍手)
(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律 (昭和二五、一一、法二五四)(衆)

一、提案理由(十二月六日)

○倉石忠雄君 全国選挙管理委員会に関する法律の改正案を提出いたしました代表者として、趣旨を御説明申し上げます。存じます。この全国選挙管理委員会というのは、初めてつくられました行政委員会でありまして、その後いろいろな委員会ができております。たとえば公正取引委員会、それから日銀政策委員会、国家公安委員会というふうなものがたくさんできております。公正取引委員会は委員長ほか六名か七名であります。日銀政策委員会も同じく七名、国家公安委員会は五名であります。国鉄管理委員会は五名のほかに特別委員を一名加えまして、六名であります。運輸審議会は会長以下六名、大体こういうふうになっておりまして、その後つくられました行政委員会はすべて最大限度が七名の委員でありまして、そういう意味で、第一に私どもはこの委員会の九名は、七名に減すべきが妥当ではないか、こういうことでございまして。

の結果、全会一致をもつて可決せられたのであります。
右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(十二月八日)

○堀末治君 只今議題となりました全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。全国選挙管理委員会の委員は、現行法の規定では「九人」となっておりますが、本法案はこれを「七人」に改めるのであります。その理由といたしましては、全国選挙管理委員会の後に設置されました他の同様の委員会の委員の数と比較し、又行政費の節減に努むべき現下の国情に鑑みまして、前に申述べましたように委員の数を減少する必要があるというのであります。地方行政委員会におきましては慎重に本法案を審査し、十二月七日討論採決を行いましたところ、全会一致を以て本法案は原案通りこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終わります。(拍手)

◎運輸省設置法等の一部を改正する法律 (昭和二五、一一、法二五五)

一、提案理由(十二月五日)

○關谷政府委員 運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

もう一つは、目下われわれはあらゆる点で国民の負担を軽減しようという建前から、行政整理は政党政派を離れて希望されておるところでございますので、そういう二つの意味から、この委員会の法律を改正いたしまして、九名を七名に減じようということでありまして、大体提案の趣旨は右申し上げた通りであります。

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月七日)

○河原伊三郎君 ただいま議題となりました全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案の、地方行政委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本改正案は、衆議院議員倉石忠雄君外七名提出にかかるものでありまして、その内容は、昭和二十二年に制定せられました全国選挙管理委員会法のうち、第五條第一項に定められている全国選挙管理委員の定数を九名から七名に減員し、これを昭和二十五年十二月二十二日から施行せんとするものであります。本改正を行う趣旨は、近來行政機構のうちに委員会制度を設ける事例が増大しつつあるのであるが、これら委員会のほとんどすべてが、最大七名程度の委員をもつて構成されている現状にかんがみ、これらとの均衡を考慮するとともに、行政機構の簡素化並びに経費の節減によつて国民負担の軽減に資せんとするものであります。本法案は、十一月三十日、本委員会に付託せられましたので、十二月六日、提案理由の説明を聴取し、一、二の質疑応答がありましたが、適切な措置であることに異論なく、本日討論を省略して採決

由の御説明を申し上げます。

民間国内航空の許可に伴いまして、去る十一月一日、ボツダム政令で国内航空運送事業令を制定いたしました。国内航空運送事業の免許、貨物、旅客、郵便物の運賃の認可、被免許会社の事務監査を運輸大臣が行うことになつたのでございますが、電気通信省の外局に航空保安庁がありますので、これらの事務を暫定的に運輸大臣の指揮監督のもとに航空保安庁に取扱わせることとしたのであります。しかしながら航空行政は、運輸行政と運賃の問題等から見ましても、非常に密接な関係がありますので、これらの行政を一体的に遂行するため、電気通信省の外局である航空保安庁を廃止して、運輸省の外局として航空庁を設置し、航空運送行政と航空保安行政とを合わせ所掌させることにしたのであります。従つて従來航空保安庁の主たる事務としておりました保安行政のほかに、新たに運送行政を担当することになりますので、運輸省の外局とするに際しまして、その名称を改めることが適当と考えられますので、これを航空庁とすることにいたしました。

右に伴いまして、運輸省設置法、電気通信省設置法に所要の改正を加えましたが、運輸省設置法につきましては、航空運送事業に関する規定を加えたほか、大体現行通り航空保安庁に関する規定を踏襲したのであります。またこれに伴いまして、国家行政組織法及び機関職員定員法にそれら所要の改正を加えました。なお行政機関職員定員法第二條第四項につきましては、航空標識所の新設に伴い、終戦処理費による増員のため定員の改正をいたすこととし、

運輸省設置法等の一部を改正する法律

国内航空運送事業令の改正につきましては、運輸大臣の事務委任及び指揮監督の規定は、航空庁が運輸省の所轄となつたため改正したのであります。さらにこの法律の附則におきましては、航空保安庁の職員及びその家族は、共済組合関係及び通信病院の利用に關しまして、従来の電気通信省の職員及びその家族としての身分を当分の間保有し得ることいたしました。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(十二月六日)

○坂田英一君 たいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず両法案の要旨について申し上げますならば、運輸省設置法等の一部を改正する法律案は、さきに民間国内航空の許可に伴い、去る十一月一日、ポツダム政令をもつて国内航空運送事業令が制定せられ、これに關する事務は、運輸大臣の指揮監督のもとに、電気通信省の外局たる航空保安庁がこれを取扱つて参つたのであります。が、航空行政と運輸行政との密接なる關係にかんがみ、これを一体的に所掌せしめるため、航空保安庁を廃止し、運輸省の外局として航空庁を設置することとしたし、運輸省設置法、電気通信省設置

法並びに国家行政組織法、行政機関職員定員法及び国内航空運送事業令等、関係法令にそれ〴〵所要の改正を加えんとするものであります。

運輸省設置法においては、航空運送事業に關する規定を加えました。たはかは、航空保安行政につきましてはおおむね現行の規定を踏襲し、行政機関職員定員法においては、航空標識所の増設に伴い、終戦処理費による増員が行われるのであります。

次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、地方税法による固定資産税の賦課に關する事務のため地方財政委員会の職員の定員十名を増加すると、さきに設置された首都建設委員会及び文化財保護委員会の定員に關し、計数を整理するために所要の改正を加えんとするものであります。

しかして、両法案が当委員会に付託されましたのは、前者は十一月三十日、後者は十二月一日でありまして、それ〴〵政府の説明を聞き、質疑応答を重ね、慎重に審査したのであります。その詳細の点については会議録によつて御承知を願ひたいのであります。

かくて十二月六日、両法案について討論を省略、採決の結果、いずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、參議院内閣委員長報告(十二月八日)

○河井彌八君 只今議題となりました両案につきまして、内閣委員

会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず運輸省設置法等の一部改正案について御報告申し上げます。

この法案につきましては予備審査二回、本審査が一回、三回委員会を開きまして慎重に審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。本案の提出の趣旨を簡単に申し上げます。十一月一日の政令第三百二十七号国内航空運送事業令の公布によりまして、国内航空運送事業の免許、旅客、貨物、郵便物の運賃の決定認可、被免許会社の業務監督等の事務を運輸大臣が行ふことになつたのであります。が、この行政事務はその政令によりまして、運輸大臣の指揮監督の下に暫定的に電気通信省の外局であるところの航空保安庁において取扱うことに定められておるのであります。元來航空行政は運輸行政の一種でありますから、これを運輸省の所管とすることが正当と認められるのであります。又その業務、運送行政と保安行政ということは、これを一元的に取扱うことが必要であります。それ故に電気通信省の外局としてすでにあります航空保安庁をば廃止いたしました。そして運輸省の中に運輸省の外局として航空庁を設置いたしました。航空保安庁の航空保安事務と航空運送事務、新たに加りました航空運送事務とをこの所管とするのであります。これが本案の骨子であります。この趣旨に基きまして運輸省設置法及び電気通信省設置法に所要の改正を加えました。更に、従いまして、国家行政組織法及び行政機関職員定員法にもそれ〴〵改正を加えたのであります。尙その他航空標識所を作ることにつきまして、行政機関職員定員法に修正

運輸省設置法等の一部を改正する法律

を加え、更に又国内航空運送事業令の第十二條に削除及び修正をいたしました。それから更に附則におきまして、航空保安庁の職員及びその家族に対しまして、厚生施設の利用の關係から、当分の間従前の例によることにしてあるというのが本案の全部であります。

そこで法文について申し上げますことは冗長になりますから省きますが、簡単に申し上げますれば、この法律は五ヶ條及び附則から成つております。即ちその第一は、運輸省設置法の改正、これは権限を拡張する規定と、それから航空庁を新設する規定、それからそれに伴ひまして組織をどうするか、事務の内容をどうするか、及び機関設置の、即ち標識所を設けるといふような点。第二には、電気通信省設置法の改正、これは今申し上げましたように、外局の航空保安庁の規定を廃止して、それに伴うところの所要の改正。第三には国家行政組織法の改正。第四には行政機関職員定員法の改正であります。この職員定員法の改正は通商産業省の航空保安庁の定員即ち千九十六名を運輸省の航空庁の方に移すといふ趣意の改正であります。そうして第五点は、国内航空運送事業令の改正、これだけあります。

で、この改正案は極めて簡單なものであります。併しその關係するところは極めて重大でありますから、その点を御参考に申し上げます。即ちこの十一月一日に公布せられた政令、その内容が最も重大なものであるからであります。終戦直後即ち昭和二十年十一月十八日の司令部の覚書によりまして、日

本は一切の航空を禁止されてしまつたのであります。従つて航空法の廃止になり、航空の行政を掌る官庁も廃止せられることになつたのであります。そうなる日本は航空はどうしたかと言へば、すべて司令部の管理の下にあつたのであります。ところが只今申しましたように十一月一日に政令第三百二十七号を發布することになつて、ここに急激な変化が起つたのであります。内閣委員会は、日本の将来の発展は国内の航空事業の繁栄にかかるところが極めて大きいということの見解を以ちまして、この政令につきまして慎重な細心の検討を加えたのであります。即ちいわゆるポツダム政令と申しますこの政令がどうして制定せられたかという点について相当な政府の説明を求めまして、強い意思の発表をしてるのであります。それは政府の説明によりますれば、今度の日本においての航空を許すこの事柄は、在来この日本において航空事業に従事しておるところの外国の会社から成るところの一つの事業団体、その団体に対して航空を許すことでありまして、それは本年の六月二十六日附の司令部の覚書によりまして、その新しい事業団体の会社であります。その事業の業務、監査或いは運賃の認可というふうなことの、こういう重要な事項の処理と、それから又その行政を取扱うところの責任官庁を、至急に日本政府において決定をせよということでありまして、こういう要求が向うから発せられたのであります。更に八月三十一日には、日本内国航空株式会社の、只今申したその特殊の会社の株式取得の許可と事業の開始の許可の申請書を外資委員会に提出いたしました。その発足を急いで参つたのであり

まして、どうしても国会の開会を待たずに政令を制定しなければならぬという説明を得たのであります。更にこの新しい会社は、只今申しましたように国内のただ一つの業者であるのであります。そうして在日の外国航空会社によつて結成せられるものであります。そうしてこれが大変に差迫つて急いでおるのでありますから、早急に法的措置をとつて置かないと、これは明らかに私的独占禁止法と事業者団体に抵触することにもなるのであります。従いまして、政府は慎重に考慮をいたしましたので、急速に運びかけておつたのであります。が、十月初旬から更に又司令部のほうから、会社設立準備の進捗に伴つて、しばしば日本側に受入体制を早く作れという催促をせられましたので、かようなポツダム政令を公布したということになつたのであります。その政令を決めますためには、政府は十分な検討を加えて、公共の福祉に従つて、これが運用せられるようにすることを確保する目的を以て政令を制定したという説明であります。併し今日になつて見ますと、まだその会社の組織が完成しておるというふうにも見えませんし、従つて今期の国会に間に合わないこととはなとも考えられるのであります。その当時の事情から申しますと、これは誠に早急を要し、止むを得ないという御説明であります。委員会はこの説明に対しては、議院の審議権を尊重するという立場から、これを歓迎しないという心持が濃厚であつたといふことを申し上げて置くのであります。

更に次の点としてこの政令の内容について簡単に触れて置きます。政府は講和成立のあとには日本独自の航空の確立することを考

えておりまして、ここに当面の实情に則する措置としてこの政令を決めたのであります。その政令の内容によりますれば、事業の免許は、昭和二十年の九月二日から二十五年の一月一日までの間に外国と日本との間に航空営業をした会社の協定設立する一つの会社に対してのみ免許をすることでありまして、それからこの期限もこれを付けて免許することでありまして、

〔議長退席、副議長着席〕

それから事業計画、運賃の認可、それから事業の監督の方法、飛行場の使用のこと、これらのすべて重要なことは審議会に諮問して決定すること、それからこれの取扱官庁といたしまして、航空庁を運輸省に設置すること、その航空庁の権限、最後に罰則というふうなことがその内容となっております。

この件につきましての質疑応答は沢山ありますが、極く簡単に申し上げますれば、外国企業者の意向は、講和の実現前において日本における航空事業の独占の端緒を開くのではないかとというような心配が見えたので、これに対しましては政府の説明は、そうではない、どこまでもこれはビジネスとして行なつて行くのである、従つて新しく設立されるところの航空会社におきましては、投下資本が償う経営ができればそれで足りるのであるからという説明でありました。而して何ら政治的の野心に基いてはこれが司令部から迫られたものでないということをはつきり答えておるのであります。

次に飛行場新設につきましているような問題があるのであります。新設を更に沢山するのであるかどうか、或いは農地との関係は

運輸省設置法等の一部を改正する法律

どうなるであろう、それから飛行場の使用権はどういうふうな性質を持つてゐるか、或いはその使用料はどうなるか、更に又不正な使用をした場合において取締如何というような点につきましても、熱心な質疑がありました。更に資本につきましては、内国人の資本を受入れることが可能であるかどうかという点、或いは使用するところの飛行機の機種、それから航空はどことどこを連絡して営業するのであるかというふうな点等につきまして、詳しい検討をいたしましたのであります。大体さような経過を以ちまして昨日この審議を終りました。

そうして採決に入りましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案につきましては、委員会を開くこと予備審査と共に二回、昨日日全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。この法律案を提出しました理由といたしましては、第一に、地方財政委員会の職員の定員を十名増加するという点であります。即ち市町村の中心財源であるところの固定資産税の賦課に関する事務におきまして、移動性の資産とか、或いは二つ以上の市町村に亘つて存在する固定資産とか、大規模の工場等の評価とか配分という事務が極めて複雑でありますから、現在の職員を以てしては足りないといふことで、十分その専門的知識を備えた者を増加したいといふので十名の定員増加であります。第二点は、これは第七国会で成立

いたしました首都建設法によりまして、総理府の外局として首都建設委員会が設置せられたのでありますが、その職員の定員がこの法律の附則によりまして行政機関職員定員法を改正して二十五名とすると決まつたのでありますが、そのときに行政機関職員定員法第二條第一項の表の中で、総理府の項の計の数と合計の項の数とに二十五名の増加に應ずる加算が行われなかつたのであります。これは手落ちであります。これをつまり直すという点であります。もう一つ、同じく第七国会におきまして成立いたしました文化財保護法によりまして文部省の外局として設置せられた文化財保護委員会についても、その設置に當つて文部本省から移管された定員の外に更に三十五名を附加したのであります。それが定員となつたのであります。行政機関職員定員法の第二條第一項の表の中で合計の項の数を改めなかつた。これも手落ちであります。それがために三十五名を合計の数に加算するというのであります。

それから尙今回の改正案によりまして改正せらるべきものとなつております合計の項の数が、現行の行政機関職員定員法の第二條の表の中の合計の項の数よりも六十七名多くなつていたのであります。これは本日只今本議場において可決せられました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案において、連合国人に対する刑事裁判権の拡張に伴います検察庁及び矯正機関等の職員の定員の増加を行うことになつていゝるのに対応させたものであります。

尙この外に、丁度この機会に、前回の国会閉会后、ポツダム政令

によつて行政機関職員定員法が三回に亘つて改正せられておりますから、このことを附加えて御報告申そうとするのであります。先ず八月十八日の政令第二百六十三号を以つて法務府設置法等の一部を改正する政令が公布せられまして、法務府の定員が六百六十二名増員となつております。次に、九月三十日の政令第二百九十五号を以て出入国管理庁設置令が公布せられまして、これに伴つて法務府の定員が四名減じ、外務省の定員が六百二十六名増加いたし、運輸省の定員が六十名増加いたしまして、差引結局六百八十二名の増員となつていゝることでありまして、更に又もう一つ、十月二十三日の政令第三百十八号を以て、海上保安庁法等の一部を改正する政令が公布せられまして、これに伴いまして運輸省の定員が二千二百四十六名増加いたしていゝるのであります。以上前回国会の閉会后、ポツダム政令によつて行政機関職員定員法が改正せられました結果、行政機関職員定員法は合計三千五百九十名の増加となつたのであります。

委員会におきましては、中井委員から、この本法案の定員の数字改正の中に、定員の計算違いのために、つまり手落ちのために数字が合わないという結果が出て来ておるのは甚だ遺憾である、今後そのようなことのないように政府においても注意してもらいたいという要求がございました。これがためには、行政機関職員定員法の改正の必要がある場合には、行政機関職員定員法一本の改正で行うようにして、他の沢山の法律の附則等で以て改正を行うべきものではないと思ふという意見が出たのであります。これに對しまして政府側におきましては、今後はこの点において十分注意をする。併し只今

ここに挙げました例のこの首都建設委員会というものは衆議院において発案し、それから文部省の外局となつた文化財保護委員会というものは参議院において発案した、こういう政府提出案でないものにつきましては、これを行政管理庁において統轄して行くことは甚だ困難であるという事情も訴えられたのであります。併しどちらにいたしましたとしても、できるだけ定員法一本で改正をすることが適当であるという見解であります。結局、内閣委員会におきましては、本法律案の改正の内容が政府の提案の理由の通り、これは相当であるということ認むるに至つたものであります。討論を省略いたしまして採決いたしました。そうして全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

これを以て報告を終わります。

◎旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

(昭和二五、一一二、法二五六)

一、提案理由(十二月四日)

○西川政府委員 ただいま議題となりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を提案いたしました理由を、御説明申し上げます。

御承知のように恩給及び一般の共済組合の年金は、終戦後の給與改訂に伴いまして、逐次その額が改訂引上げられて参つたのであり

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

ますが、旧陸海軍共済組合、外地共済組合等の共済組合の年金は従前のまますえ置かれ、今日におきましても、年平均三百五十円程度のきわめて低い年金が支給されておるにすぎず、これら共済組合の年金受給者の現在の窮状は、見るに忍びない状態にあります。よつてここにこの法律案を制定し、これら共済組合の年金受給者の年金を改訂いたしました。恩給及び一般共済組合の年金との権衡をはかり、もつてこれら年金受給者の生活の安定に資せんとするものであります。

以下簡単にこの法律案の要旨を御説明いたします。

まず今回の年金の改訂は、昭和二十六年一月以降一般公務員の給與の改訂が行われることを予定いたしました。その年金の額は従前の年金の算定の基礎となつた俸給を、新給與の基準に引直して計算することといたしました。しこうしてこれに必要な費用は国庫より補助することとしたのであります。しかしてこれら年金の支給に關する事務は、統一的に処理することを適當と認め、一元的に共済組合法に基いて設立されました共済組合連合会をして取扱わしめることとし、他方これに伴いまして、これら旧陸軍共済組合等の権利義務は、原則として同連合会に承継させることとしたのであります。

なお連合会がこの法律に基きまして行う年金支給に關する事務等につきましては、共済組合法に基く本来の業務とは別個に、特別の会計を設けてこれを区分経理させることとしたのであります。

次に、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者のうち、昭和九年一月

三十一日以前、すなわち官業共済組合時代の年金受給者の年金額を、この法律の規定に準じて改訂いたしました場合には、国庫はその年金の改訂によりまして、必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を、一時に八幡共済組合に交付することといたしました。以上この法案の主要なる点を御説明いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月七日)

○夏堀源三郎君 たいだいま議題となりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

恩給及び一般の共済組合の年金は、終戦後の給與改訂に伴いまして逐次その額が改訂引上げられて参つたのでありますが、旧陸海軍共済組合、外地共済組合等の年金は従前のまますえ置かれ、これら共済組合の年金受給者の現在の窮状は見るに忍びないものであります。従いましてこの法案は、これら共済組合の年金受給者の年金を改訂して恩給及び一般共済組合の年金との権衡をはかり、もつてこれら年金受給者の生活安定に資せんとするものであります。

その要点は、第一に、その年金額につきまして、従前の年金算定の基礎となつた俸給を、今回実施予定の一般公務員の新給與の基準に引き直して計算することとし、これに必要な費用は国庫より補助することといたしましたこととあります。第二に、これら年金支給に關

する事務は、共済組合連合会をして特別の会計を設けて統一的に処理させるとともに、これに伴いまして、旧陸海軍共済組合の権利義務は原則として同連合会に承継させることになつたのであります。第三に、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者のうち官業共済組合の年金受給者のうち官業共済組合時代の年金受給者の年金額を同じょうに改訂しまして、それに必要な責任準備金の増額分に相当する金額を一時に同共済組合に交付することといたしましたこととあります。この法案は、十二月四日、本委員会に付託せられ、ただちに政府委員より提案理由の説明を聴取した後、同日及び翌五日の二日間にわたり質疑を行い、慎重審議を続けたのであります。質疑応答の詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

次いで、昨六日質疑を打ち切り、本七日討論採決に入りましたところ、西村直巳委員は自由党を代表しまして、特に日本製鉄八幡共済組合の組合員のうち官業時代、民営時代にわたる年金受給者につきましても、官業時代の年金受給者と同様に取扱うことができるよう近い将来補正の立法措置を要望しまして賛成の旨を述べました。川島委員は社会党、国民民主党及び共産党を代表しまして、同じく日本製鉄八幡共済組合について政府においてすみやかな措置を講ずることの條件を付し賛成の旨討論せられました。次いで採択いたしましたところ、起立総員をもつて原案通り可決されました。右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月八日)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎塩田等災害復旧事業費補助法

(昭和二五、一一、二二、法二五七)

一、提案理由(十一月三十日)

○西川政府委員 たいだいま議題となりました、塩田等災害復旧事業費補助法案につきまして御説明を申し上げます。

国民生活上必需品である塩につきまして、その生産用施設中、塩田、濃縮施設、または塩田防災施設につき、暴風、洪水等による災害がございました場合には、従来は予算措置によつて、これらの災害復旧事業費の補助を行つて参りましたが、財政補助は法律に基いて行うことが好ましい次第でありますから、第七国会において制定せられました、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の例にならい、塩田及び濃縮施設にかかる災害復旧事業につきましては、その事業費の十分の五、塩田防災施設にかかる災害復旧事業につきましては、その事業費の十分の六・五という比率によつて算出いたしました金額の範囲内で補助を行うことといたし、これによりまして塩の生産を確保し、日本専売公社の行う塩に関する国の専売事業の健全なる運営をはかるために、所要の規定を

塩田等災害復旧事業費補助法

設けたのであります。次に物品税法の一部を改正する法律案について提案理由の御説明をいたします。

政府は、昭和二十五年度補正予算に関連いたしましたして、国民租税負担の一層の軽減合理化をはかるために、所得税、酒税、揮発油税、及び砂糖消費税につきまして軽減を行うこととし、すでに関係法律案を提出いたしておるのであります。さらに明年一月一日から、物品税につきましても軽減合理化をはかることといたしまして、ここにその改正に関する法律案を提出いたしました次第であります。以下本法律案の内容について申し上げます。

物品税につきましては、本年一月、事務用品及び日常生活用品について、相当大幅に課税の廃止を行うとともに、税率の引下げを行つたのであります。その後における課税物品の生産、取引の実際、及び一般日常生活の正常化等を考慮いたしますと、現在の税率はなお高率に過ぎると認められ、また課税物品の範囲につきましても、再検討を要すると考えられますので、政府は今回重ねて明年一月一日から物品税の軽減合理化をはかることといたしましたのであります。すなわち、ますミン、扇子、安全かみそり、万年筆、シヤープペンシル、紅茶、碾茶、普通電球類及びアイロン等、事務用品及び日常生活用品と認められる物品について課税を廃止するとともに、税率を、第一種物品については、現行百分の七十ないし百分の十を、百分の五十ないし百分の五とし、第二種物品については、おむね現行の三分の一程度に軽減することといたしました。さらに

家具、漆器、陶磁器、玩具類、カバン及び時計等につきまして、課税最低限の大幅な引上げ及び新設を行うことといたしております。なお右のほか、最近における納税状況にかんがみまして、物品税延納の際の担保物件の範囲を、社債及び保証人等にまで拡張する等、所要の改正を行うことといたしております。以上本法案につきましてその大要を申し上げたのでありますが、今回の物品税の改正によりまして、平年度におきまして約百六億円の減税になるのでありますが、本年度収入といたしましては、徴収猶予等の関係もあり、明年一月の課税分だけ収入が減少することとなりますので、八億二千万円の減収を見込んでおるのでございます。

以上二法案につきまして、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

○夏堀源三郎君 たいま議題となりました塩田等災害復旧事業費補助法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案提出の趣旨は、塩の生産用施設のうち塩田濃縮施設または塩田防災施設の災害復旧事業に對しましては、従来は予算措置によつてこれが事業費補助を行つていたのでありますが、今回これを法制化し、塩田及び濃縮施設にかかる災害復旧事業につきましてはその事業費の十分の五、塩田防災施設にかかる災害復旧事業につき

ましてはその事業費の六・五の比率によつて算出した金額の範囲内で日本専売公社に補助を行わさせるために所要の規定を設けようとするものであります。

この法案は、十一月三十日、本委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十二月一日質疑を行い、復旧事業費補助の法制化を必要とする理由、補助の対象、補助率、塩の需給状況及び価格、内地塩対策等について熱心に質疑が重ねられたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

次いで質疑を打ち切り、本日討論採決に入りましたところ、三宅則義委員は自由党を代表して賛成の旨、宮腰委員は国民国主党を代表して、また川島委員は社会党を代表して、それ／＼希望条件を付して賛成の旨、米原委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

本金を四十億に増加しようとするものであります。(拍手)

以上がこの法案の内容並びに提出になりました趣旨であります。が、この法案は、十一月二十六日、本委員会に付託されまして、翌二十七日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より数日にわたり各委員より熱烈なる質疑が行われ、政府委員よりそれ／＼答弁がありました。質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次に本日討論に入りましたところ、小山委員は自由党を代表して、現下一般大衆の金融難打開のためにきわめて適切な措置であると賛成の意を表せられ、内藤委員は国民民主党を代表して、国民金融公庫の資本金を今後さらに増額すること、農林金融についても考慮せられたいとの希望条件を付して賛成の旨を述べられ、川島委員は日本社会党を代表して、資本金を百五十億円に増加すること、借入れ後返済までにすえ置き期間を設けること及び金利が若干高いから考慮することを強く政府に要望して賛成の旨を述べられ、米原委員は日本共産党を代表して、各県に支所、各郡市に取扱所を設置すること、資金を少くとも百五十億にすること、貸付から返還までに少くとも六箇月のすえ置き期間を置くことの条件を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二五、一一、二二、法二五八)

一、提案理由(十一月二十七日)

(食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月二日)

○小山長規君 たいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、国民金融公庫の資本金現在の三十億円を四十億円に増加しようとするものであります。国民金融公庫は発足以来再度の増資を行い、現在の資本金は三十億円であります。最近の金融情勢におきましては、国民大衆が生活再建のための生産資金を一般金融機関から融通を受けることはきわめて困難でありますので、国民金融公庫に対する資金の需要は、はなはだ多いのであります。すなわち、本年十月までに普通小口貸しは三十三億一千万円、更生資金九億五千万円の貸付を行い、すでに本年度増資分十二億円は八月までに貸付を終了し、九月以後の貸付は、既往の貸付金の回収金のみで依存せざるを得ない状態になつたのであります。増大する資金需要に對処するにはきわめて不十分な状態でありまして、この際資

国民金融公庫法の一部を改正する法律

三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

○大矢半次郎君 只今上程せられました国民金融公庫法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近の金融事情におきましては、国民大衆が生業資金として一般金融機関から融通を受けることは極めて困難な状態でありまして、従つて国民金融公庫に対する資金需要は甚だ多く、本年十月末までに普通小口貸付三十三億一千万円、更正資金九億五千万円の貸付を行い、本年度増資分十二億円も八月末までに貸付を終り、九月以降は僅かに回収金を貸付けているに過ぎない状態でありまして、昭和二十五年年度一般会計補正予算に国民金融公庫に対する政府出資金十億円を計上し、公庫の現資本金三十億円を四十億円に増加することとし、これに必要な法律の改正を行ひまして、増大する小口生業資金の需要に対処しようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、委員諸君より熱心なる質疑があり、政府よりも又懇切な説明がりましたが、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、木村轄八郎委員より、一、公庫の資本金を百五十億円とし、政府は財政事情の許す限り速かに予算措置を講ずること、一、予算の拘束を受けず貸出又は預金部等から借入金ができるようにすること、一、従たる事務所増設の制限を撤廃すること、等の趣旨による修正案を提出する予定であつたが、

右御報告申し上げます。(拍手)

◎競馬法の一部を改正する法律

(昭和二五、一二、一二、法二五九(衆))

一、提案理由(十二月五日)

○原委員 たいま議題と相なりました小笠原八十美君外二十八名提出にかかります競馬法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

最近における競馬の実施状況を見まするに、国営競馬におきましては、昭和二十四年度四月から九月に至る開催回数十二回を、昭和二十五年年度の同期と比較しまするに、発売金額二十六億四千万円余に対して、十四億八千五百万円余に低下し、減少率四割三分を示しており、地方競馬におきまして、昭和二十四年度において赤字を示しているものが七県八市町村に及び、他の県または市町村においてもかろうじて收支償つている程度のもが多く、昭和二十四年度一月から十月までを本年度同期と比較して、二割九分の売上減となつておるのであります。

競馬の現状は以上のごとくでありまして、これをこのままに放任しますならば、国及び地方公共団体の財源としては逐次その意義を失ひ、赤字の競馬においてはかえつて負担を加重する結果ともなり、競馬自体の存続さえ危ぶまれる実情にあります。よつてわれわれはこれが改善策を考究して参つたのであります。現行競馬法に

競馬法の一部を改正する法律

時日もなく、又政府においても右の趣旨をできるだけ実現するよう研究中のことであるから、公庫の中小企業金融に占める重要性に鑑みまして、更に貸出限度の引上げ、貸出利率の引下げ等について政府の善処を要望して、原案に賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に塩田等災害復旧事業費補助法案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、生活必需品である塩の重要性に鑑みまして、塩の生産用施設に災害が生じた場合、その復旧事業に要する費用については従来予算措置により補助が行われていたものであります。今回これを法制化して、塩田及び濃縮施設にかかる災害復旧事業についてはその事業費の十分の五、塩田防災施設にかかる災害復旧事業についてはその事業費の十分の六・五の比率によつて算出された金額の範囲内で、日本専売公社が補助金を交付し得ることとし、これによりまして塩の生産を確保すると共に、塩の専売事業の健全なる運営を図らうとするものであります。

委員会の審議に当りましては、委員諸君より熱心なる質疑と政府より懇切なる説明がなされたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと思ひます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、杉山昌作委員より賛成意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

おける控除率の過大がその最大の原因であると考へるのであります。すなわち国営競馬におきましては、勝馬投票券購買金額に対して百分の二十五、配当金額に対して百分の二十の控除が行われ、兩者を合計して大体百分の三十三ないし三十七の平均率であります。

次に地方競馬におきましては、同じ勝馬投票券購買金額に対し百分の二十九、配当金額に対し百分の十の控除が行われ、兩者の合計は大体百分の三十四ないし三十六・五の平均率を示しております。要するに馬券を買えばその三分の一以上が常に控除せられ、競馬愛好者の興味を削減し、ひいては競馬不振の一大原因をなしているのであります。自転車競技及び小型自動車競走に比較しますると、それらはいずれも百分の二十五以内または百分の二十五と相なつており、今日まで競馬が著しく不利な取扱ひを受けていることは明らかでありまして、すみやかにこの点を是正し、釣合ひのとれた公平な制度とすることが急務と存するのであります。

以上の理由に基きまして、競馬の控除率を国営、地方を通じ、購買金額に対しては百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣の定める率とし、配当金額に対しては百分の十といたさんとするものであります。その場合農林大臣が購買金額に対する控除率を百分の十八と定めたと仮定しますと、配当金に対する控除百分の十を加算して、全控除率はおよそ百分の二十四・五程度となる見通しを持つてゐるのであります。かような控除率の引下げが財政収入に與える影響を考へまするのに、馬券の売上げ金額の増大となり、むしろ収入は全体として向上し、好結果をもたらすものと確信してい

る次第でございます。以上が本改正法律案を提出した理由であります。何卒慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切に希望いたします。

二、衆議院農林委員長報告(十二月六日)

○千賀康治君 たいま議題となりました、小笠原八十美君外二十八名提出にかかる競馬法の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、最近の競馬は、国营、地方ともに、かなりその業績が低下しておりますが、その主要な原因は、他の競技に比較して控除率が高いという点にあるのでございます。すなわち平均三三ないし三七%の控除と相なっております。いささか公平を欠くうらみがござります。それがゆえに、競馬愛好者の興味は減退し、財政収入にも非常なる悪影響を興えておるのでございます。

以上の理由に基いて、控除率を、国营、地方を通じて、購買金額に対しては百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣の定める率とし、配当金額に対しては百分の十とし、さしあつて全控除率をおよそ百分の二十五程度に落ちつけ、拂いもどし金の総額を一〇%程度高めようというのが、本改正法律案のねらいでございます。

この法律案は、十二月五日農林委員会付託と相なりましたので、ただちに審議いたしましたところ、畜産の振興に不可分の宿命を

有するのみならず、男性的にして壯快、特殊の持味ある健全娯楽としての競馬の発展に寄與し、あわせて国家財政収入を増加、恒久化し、地方財政に好結果を興えるという理由で、質疑・討論を省略して表決に付しましたが、共產党を除く全員の賛成を得、本案はこれを可決すべきものと議決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(十二月九日)

○岡田宗司君 只今議題となりました衆議院議員小笠原八十美君外二十八名の提出にかかります競馬法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この改正法律案の内容は、勝馬投票券、いわゆる馬券の売得金の控除率の引下げを主眼とするものでありまして、最近国营競馬及び地方競馬を通じて、馬券の売行が不振となり、国及び地方公共団体における財源としての意義を少くし、競馬の経営に支障を来す事態が起るに至りました。而してそのよつて来たるところは控除率が過大であることに基くものと考えられるのであります。即ち競馬における控除率は、売得金に対するものと、拂戻金に対するものとを合計いたしました、平均率国营競馬にありましては三三乃至三七%、地方競馬にありましては三四乃至三六・五%でありまして、馬券を買えばその三分の一以上が控除せられることとなり、これを自転車競技が売得金に対してのみ二五%以内、小型自動車競走が同じく売得金に対してのみ二五%であるのに比へまして、著しく不適合

となつておるのであります。これが競馬の興味をそぎ、延いては競馬不振の原因をなしていると考えられるのであります。かような事情に鑑みまして、競馬法の一部を改正し、馬券の控除率を国营競馬及び地方競馬を通じて売得金に対し一五%乃至二〇%の範囲内で農林大臣の定める率にいたし、又拂戻金に対しては一〇%に、而して合計平均大体二五%程度に引下げんとするものであります。

委員会におきましては、競馬の現状に鑑み、止むを得ざる措置であると認めまして、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎裁判所職員の設定に関する法律等の一

部を改正する法律 (昭和二五、一二、一三、法二六〇)

一、提案理由(十二月一日)

○大橋國務大臣 たいま議題となりました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を申し上げます。

本年十月十八日付の連合国最高司令官の覚書第二二二七号によりまして、去る十一月一日から連合国人に対するわが裁判権が拡張されたことに伴いまして、高等裁判所以下の裁判所に通訳等の事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要が生じたので

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律

あります。また検察庁及び刑務所等におきましても、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当るため検察官及び通訳等の事務に当る検察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要が生じたので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以上簡單であります。提案の理由を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(十二月五日)

○安部俊吾君 たいま議題と相なりました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

このたび連合国最高司令官の覚書によりまして、連合国人に対する日本国の民事並びに刑事裁判権が拡張されました。これに伴いまして高等裁判所以下の裁判所に通訳等の事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要を生じました。また同様の理由によりまして、検察庁及び刑務所等におきましても、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当る検察官及び通訳等の事務に当る検察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要があります。よつて裁判所職員の定員に関する法律中に規定する裁判所事務官の定員を四十八名、裁判所技官の定員を一名増員し、また行政機関職員定員法中に規定する法務府職員の定員を六十七名増員しようとするものであります。以上が提案の要旨であります。

さて当委員会における質疑といたしましては、第一に、連合国人

に対する裁判権の拡張によつていかなる事件が増加する見込であるかとの質問に對しまして、裁判所から、刑法犯の事件と、連合国財産の不法所持などの特別法事件とで、合せて約六千件増加すると思ふとの答弁がありました。次に、外国人で日本弁護士資格の承認を受けた者は何名いるかという質問に對しまして、現在承諾を與えたものは三十三名であつた、そのうち三十一名はアメリカ人であるという答弁がありました。

かくて、十二月四日質疑を終了し、討論省略、ただちに採決に入りました。その結果、政府原案の通り全会一致で可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(十二月八日)

(裁判所法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎地方公務員法 (昭和二五、一一、一三、法二六一)

一、提案理由(十一月二十四日)

○岡野国務大臣 たいま本委員会に付託されました地方公務員法案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

明治以来多年の伝統の上に築き上げられて参りました官吏制度は、国家公務員法の制定により、根本的変革を受けることとなつたのであります。国家公務員につきましては、今や民主的、科学的

な人事行政制度の体制が確立せられ、その内容も着々整備充実せられつつありますことは御承知の通りであります。地方公務員制度につきましても、すみやかに、国家公務員法と同様に民主的、科学的な人事行政制度の理念と体制を導入し、国、地方を通じて国民全体の奉仕者としての公務員の地位と身分とを確立し、新憲法に基く民主的な行政の基礎を定めることは、現下最も喫緊の要務の一つであると存するのでございます。

そも、地方公共団体の組織及び運営に関する根本法である地方自治法は、昭和二十二年五月三日を期し施行されたのであります。が、同法においては近き将来統一的地方公務員法の制定されることを予想いたしました。地方公務員の身分取扱いに関しては、暫定的な経過的措置を講じているにすぎないのであります。すなわち現在地方公務員の身分は、すでに死文と化しております。従来は官吏に関する諸規定及び昭和二十三年七月の政令第二百一十号によつて規制されていた状態でありまして、近代的な公務員制度の理念と相去ること遠く、とうていこのような事態を長く持続することは容認できないのであります。

終戦以来相次いで行われて来ました諸改革の一環として、地方自治制度についても行、財政の両面にわたる数次の改革により、おおむねその体制の整備を見たのであります。が、ひとり地方自治行政運営の直接の担当者である地方公務員の制度については、何ら根本的改革的講ぜられないままに今日に至つており、新たな地方公務員制度は、地方自治確立の途上において、いわば最後に取残された問

題であり、これなくしては憲法のみざす真の地方自治確立は期してまつことができないのであります。

さらに近く地方行政調査委員會議の勧告に基き、地方公共団体の権能がいよゝ強化され、その責務がますます加重されるであろうことが予想せられるのであります。これに備えて地方自治の本旨に沿う地方公務員制度の整備確立は、一日もすみやかに断行せられなければならないと存するのであります。

以上の見地から、政府においては鋭意調査研究を続け、各方面とも折衝をいたして参つたのであります。今日ようやくここに成案を得、今期国会の御審議を煩わすことに相なつた次第であります。

本法案は地方公共団体の人事行政に関する各般の根本基準を確立することにより、地方公共団体の住民に對して、行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の實現に資することを目的とするものであります。同じく全体の奉仕者たる公務員として、国家公務員との間に本質的差異のない地方公務員の制度を樹立するにあたりましては、国家公務員法において具現されておらず近代的公務員制度の理念は、これを当然に導入しなければならぬことは申すまでもありませんが、本法におきまして、あまりにも煩瑣にわたる規定を設けますことは、地方公共団体の自主性あるいは多様性を阻害いたし、地方自治の本旨にも沿わないのではないかと存ぜられますし、また大小さまざまの態様の地方公共団体に對しまして、一律的な規制をもつて臨みますことも、適當ではないと考え

られるのであります。換言いたしますならば、本法の目的は近代的民主的な公務員制度の理念は、これを導入しつつ地方公共団体の自主性を確保し、あわせて地方公共団体の多様性に即応せしめることに配意し、もつて地方自治の進展に寄與せしめようとするものでございませう。従つて本法案は、原則として人事行政に関する根本基準を定めるにとどめ、その実施の具体的細目は、あけてこれを地方公共団体の自主的処理によらしめることを、立案の基本方針としたしている次第であります。以下本法案の内容につき、その概要を御説明いたします。

まず本案の適用範囲についてであります。地方公務員には、地方公共団体のすべての公務員が包含されるのであります。が、その種類、態様及び職務の性質と本法の精神とをならみ合せ、国家公務員法と同様の建前のもとに、地方公務員の職を一般職と特別職とに分け、この法律は一般職に属するすべての職に適用することとし、特別職に属する地方公務員には、法律に特別の定めがある場合を除くほか、これを適用しないこととしたのであります。

しかして特別職に属する職は、第一には選任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職であり、第二には地方公共団体の委員会の委員等であつて、臨時的または非常勤のもの、第三には臨時的または非常勤の顧問、参事及びこれらに準ずるもの、第四には地方公共団体の長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職、第五には非常勤の消防団員及び水防団員の職、第六には失業対策事業及び公共事業のため

公共職業安定所から失業者として紹介を受け、地方公共団体が雇用した者の職であります。なお交通事業、電気事業、ガス事業及び水道事業、すなわち地方財政法第六條の規定に基いて、地方公共団体の経営する公営企業として定めるものに従事する職員につきまは、その職務の態様が民間企業の従業者に類似するものがあり、国の場合におきましても、すでに国有鉄道及び専売に關して、一般公務員とは別個の法的規制が行われていることでもありますので、公営企業の組織、会計経理及び身分取扱に關して、別に法律を制定することとし、公営企業職員の身分取扱いは、それまでの間は、従前の例によるものとしておきますことを、特に申し上げておきたいと思ひます。

次にこの法律で定められた根本基準の実施のための必要な事項は、各地方公共団体の條例をもつて定めるべきことを規定いたしましておきますが、これは地方公共団体の自主性を尊重するとともに、地方公共団体の多様性に着目し、当該地方公共団体の実情に最も適応した公務員制度を当該地方公共団体の創意と責任において、樹立せしめようとする趣旨にはかならないのであります。よき公務員制度の理念を具現いたしますためには、この法律運営の中枢機関として、任命権者とは独立した人事行政機関を設置いたすことが必要であります。ただ職員数のきわめて少い地方公共団体にも、おしなべてこの種の機関の設置を強制いたすことは、地方自治の本旨をそこない、経費節約、能率増進の見地から申しても妥当ではないと存じますので、彼此勸案の上、都道府県及び五大市についての

み、三人の委員からなる人事委員会を設置するものとし、一般の市につきまは、法律によつてその設置を強制することを避け、市の任意といたしますとともに、共同設置、事務の委託処理等の便法を認め、さらに人事委員会を置かない市及び町村においては、公平事務のみを所管する公平委員会を設置するものとし、この場合にも共同設置、事務の委託処理等の方法を認め、公務員制度の理念と地方自治の要請との調整をはかつた次第であります。しかして以上申し上げましたような人事行政機関は、地方公務員の職階、任免、給與等地方公務員の人事行政の総合的企画及び総合的調整に關する事項をつかさどる等、人事行政の統一をはかることを、本来の使命とするのでありまして、換言いたしますならば、人事行政機関は、人事行政の運営に關して一定のわくを設けることを主たる任務とし、各任命権者はこのわく内で任命権を行使することになるわけでありませう。

次に地方公務員制度の実質的内容である地方公務員に適用される基準についてであります。まず冒頭に、すべて国民はこの法律の適用について平等に取扱われなければならないという平等取扱の原則及び情勢適応の原則を掲げ、民主的公務員制度の根本精神を宣明いたしております。地方公務員の任用は受験成績職務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならないものとして、成績本位の原則を確立するとともに、その具体的方法として、職員採用及び昇任は原則として、競争試験によることを建前とし、ことに採用試験はすべての国民に対し、平等に公開せらるべきことを定め、任

用の公正明朗を期することにしたのであります。職階制の採用は合理的な人事行政制度に欠くべからざるものであります。が、その完全な実施は専門的な人事行政機関によるのでなければ、とうてい不可能でありますので、人事委員会を置く地方公共団体は職階制を実施するものと定め、職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理し、職員の任用、給與等は、この職階制に應じ、合理的、科学的に処理せらるべきこととしたのであります。

地方公務員の分限及び懲戒につきましては、本人の意に反して免職その他不利益な処分を行うには、この法律または條例で定める事由に該当する場合に限るべきものとする。その効果及び手続も條例により定めなければならないものとして、地方公務員の身分保障に遺憾なきを期してあります。

次に地方公務員の服務についてであります。地方公務員は地方公共団体の住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあつては、全力をあげてこれに専念しなければならぬ旨の基準を掲げるほか、服務の宣誓、法令及び上司の命令に従ふ義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限等、おむね国家公務員法に準じて、公務員として必要な規律を設けたのであります。特に政治的行為の制限につきましては、その趣旨とするところが、職員の政治的中立性を保障し、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護するところにあることを明かにするとともに、特に重要と考えられ

る基本的なものについては本法そのもので規定し、その他は各地方公共団体の実情に應じ、條例で定めることとしております。なお職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもつて足るとの見地から、罰則を付さないこととしたのであります。給與その他の勤務条件は、各地方公共団体が條例で定めることとし、また職員の勤務能力の發揮及び増進のため、職員には研修を受ける機会が與えられなければならないことも規定いたしました。

地方公務員の福祉及び利益の保護につきましては、一面共済制度、退職年金及び退職一時金の制度、公務災害補償制度の確立を要請するとともに、他面地方公務員は人事委員会または公平委員会に對して、給與その他の勤務条件に關し、地方公共団体の当局より適當な措置がとらるべきことを要求し得る道を開き、さらに懲戒処分等職員の意に反する不利益な処分については、審査を請求できるものとし、積極、消極両面より地方公務員の福祉及び利益の保護をはかり、職員が安心してその職務に精励することができるよう、格段の配慮を加えた次第であります。

次に地方公務員が結成加入いたします職員は、団体につきまは、おむね国家公務員法に定めるものと同様とし、いわゆる団体協約の締結はこれを行ない得ないものとしております。特に職員団体は條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定め規定に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができることとしたしておるのであります。

公務員の本質から見て、地方公務員に対しても労働組合法、労働関係調整法の規定の適用を排除することとしたのは、国家公務員法の場合と同様であります。労働基準法及び船員法の規定は、地方公務員の本質に抵触する規定を除き、原則としてこれを適用することにしたのであります。なお労働基準法に基づく監督は、現業職員の場合を除き、地方自治の本旨及び人事行政の統一性確保の見地から、地方公共団体の自主的監督によらしめることといたしております。

最後に本法施行の順序であります。その施行を円滑ならしめすため、この法律の規定はそれ／＼実施が可能な限度において逐次施行するものとしたし、大部分の規定は公布後二箇月から施行するものとしたしましたが、分限及び懲戒並びに不利益処分等の審査に関する規定は、人事委員会または公平委員会の設置とにらみ合せて、公布後八箇月から、任用及び職階制に関する規定は、その準備に相当の時日を要することを考慮いたしまして、都道府県及び五大市におきましては、公布後一年六箇月から、その他の地方公共団体におきましては同じく二年からそれ／＼施行することとしたのであります。

以上地方公務員法案につきまして、その概要を御説明いたしましたのでありますが、なお詳細な点は政府委員から説明させることといたしたいと存じます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。これをもちつて提案理由の説明といたします。

まずことは一日もゆるがせにできない急務となつて参つたのであります。以上の見地から、今回ようやく成案を得て本法案が提出せられたのであります。本法案の内容につきまして、国家公務員法との相違を明らかにしつつ簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

まず本法案は、第一條に示すがごとく、地方公共団体の人事行政に関する各般の根本基準を確立することにより地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とするものであります。その点、同じく全体奉仕者たる国家公務員の場合と本質的に相違はなく、国家公務員法に盛り込まれている近代的公務員制度の精神は、当然そのまま本法案にも取入れられているのであります。しかし形式からいたしますと、地方公共団体の自主性あるいは多様性を考慮して煩瑣な規定を避け、その実施の細目は、大小さまざまな地方公共団体の実情に応じた自主的処理にゆだねる方針のもとに立案されているのであります。さような関係から、條文におきましても、国家公務員法が本則百十一條であるのに対し、本法案は六十二條に圧縮されているのであります。

内容からいいますと、まず本案の適用範囲についてであります。地方公務員には地方公共団体のすべての公務員が含まれるのであります。その種類、態様及び職務の性質と本法の精神とをにらみ合せ、これを一般職と特別職にわけ、この法律は一般職のみ適用することとしており、この点は国家公務員法と同様であります。ただ異なる点は、地方公共団体の各種委員会の委員、参與、顧問、嘱

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月五日)

○前尾繁三郎君 たいま議題となりました地方公務員法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく国家公務員につきましては、昭和二十二年十月、国家公務員法が制定せられまして、民主的かつ科学的な人事行政制度が確立せられ、明治以来多年の伝統のもとに築かれた官吏制度は根本的な変革を受けることとなつたのであります。そこで、ひとしく国民全体の奉仕者であります地方公務員につきましても、国家公務員と同様な理念と体制を導入いたしまして、すみやかに統一的な地方公務員制度を制定すべきことが期待せられて参つたのであります。種々の理由によりまして、それが遅延して今日に至つたのであります。しかし地方自治制度が、行政、財政の両面にわたる数々の改革により、おおむね憲法の所期する体制を整備して来た今日、ひとり自治行政運営の直接の担当者である地方公務員の制度につきましても何ら根本的な改革が講ぜられず、わずかに、すでに死文と化した従来の官吏に関する諸規定及び昭和二十三年七月の政令第二百一号によつて暫定的に規制せられている状態で、このままこれを放置することは、はなはだ当を欠くところであり、さらに近く地方行政調査委員会の勧告に基づき、地方公共団体の権能がいよ／＼強化せられ、その責務がますます／＼加重せられることが予想せられる今日、これに備えて地方公務員制度の整理確立をはかり

託等を一般職とせず、特別職として本法の適用を排除したことであり、また、なお非常勤の消防団員及び水防団員の職も特別職とされておりますことはもちろんであります。さらに交通事業、電気事業、ガス事業及び上水道事業、すなわち地方公共団体の経営する公営企業に従事する職員につきましては、国の場合すでに国有鉄道及び専売に關して一般公務員と別個の法的規制が行われていると同様、公営企業の組織、会計経理に關する事項とともに、職員の身分取扱に關しても別に法律を制定することとし、それまでの間は従前の例によることとして行われております。

次に本法の具体的運用に關しましては、国家公務員法におきましては、法律で相当詳細な規定を設けるとともに、その実施については、必要な事項はすべて人事院規則及び人事院指令で定める建前をとつて行われておりますが、本法案におきましては、法律には根本基準のみを定め、実施上必要な事項は、地方公共団体がみずからの責任と創意において制定する條例、規則あるいは地方の人事委員会規則または公平委員会規則で定めるものとして行われております。これは地方公共団体の自主性を尊重し、かつその多様性を生かそうとする本法の根本思想に基くものであります。

次に、国の場合における人事院に相当する人事行政機関としては、地方公共団体の規模、財政力、職員数等に格段の差異ある実情に応じますため、次のように種々の方式を認めているのであります。すなわち第一に、都道府県及び五大市には、各個に三人の委員からなる人事委員会を置くこととし、第二に、五大都市以外の一一般の

市においては、人事委員会の設置は任意とし、単独に設置しても、共同して設置してもよく、また便法として他の地方公共団体の人事委員会に事務を委託してもよいこととし、第三に、以上の措置をとらない市及び一般の町村におきましては、公平事務のみを所管する公平委員会を設置することとし、この場合にも共同設置、または他の地方団体の人事委員会あるいは公平委員会に事務を委託する方法を認めることとし、第四に、人事委員会の委員は、人事院の人事官が常勤であるのに対し、常勤、非常勤いずれでもよいこととし、公平委員会の委員は非常勤としております。なお人事院については予算要求上の特別措置を認めているのに対しまして、人事委員会についてはこのような特別の取扱いを認めていないのであります。

以上申し述べましたような人事行政機関が、地方公務員の職階、任免、給与、研修、不利益処分等の審査など、主として人事行政の総合的企画及び調整に関する事項を処理することを使命といたします。点は国の人事院の場合と同様であります。その権限におきましては、後者が、任命権者が懲戒処分を行わない場合のみから職員を懲戒手続に付する権限を有する点及び前述の予算要求権を有する点並びにその有する給与に関する勧告権が義務的である点が異なっているものであります。

次に本法案の實質的内容であります。地方公務員に適用される基準につきましては、いわゆる平等の取扱いの原則及び情勢適応の原則を掲げて、その根本精神を宣明いたしております。これは国家公務

員法とまったく同様であります。その個々の内容につきましては若干の相違が認められるのであります。すなわち、まず職員採用及び昇任は、国においては競争試験によることを原則とし、選考によることを例外としているのに対し、地方公務員については、人事委員会を置かない地方団体においては、競争試験または選考のいずれによつてもよいこととしており、また職階制についても、人事委員会を置く地方団体においてのみ実施すべきものとし、かつこれに関する計画は條例で定めることになっているのであります。

次に服務については、地方公務員が住民全体の奉仕者たる性格に基く一定の規制は、おおむね国家公務員法に準じて規定されているのであります。特に政治的行為の制限につきましては、職員の政治的中立性を保障し、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護するところにその目的がある旨を明らかに規定いたしております。

また国家公務員法が、具体的制限事項の詳細をほとんど全部人事院規則に委任し、その違反には罰則を付することとしたしておりますのに対し、地方公務員法では、具体的制限事項としては、法律中に、現在国家公務員に禁止されている政治的行為のうち特に重要なものを掲げるとともに、その他は條例にゆだねる建前をとつているのであります。その違反につきましても、単に懲戒処分をもつて臨むにとどめ、罰則を付さないこととしていっているのであります。なお特に、何人も職員に対し禁止されている政治的行為を行うよう要求し、あるいはそのために不利益を與えたりすることを罰則をもつ

て禁じているのであります。

さらに地方公務員の福祉及び利益の保護につきましては、共済制度、退職年金及び退職一時金の制度、公務災害補償制度の確立を要請するとともに、人事行政機関に対し勤務条件の改善を要求し、さらに不利益処分について審査の請求をする道を開く等、国家公務員とほぼ同様の保護を加えんとしているものであります。労働関係調整法及びこれに基く命令は職員には適用されないことになつていのであります。

次に地方公務員が結成加入する職員団体につきましては、おおむね国家公務員法の定めるところと同様とし、労働組合法及びこれに基く命令はその適用を排除しているものであります。従つて団体協約の締結は行い得ないのであります。法令、條例、規則などに抵触しない限りにおいて当局と書面による申合せを結ぶことは認められていのであります。なお、いわゆる労働三法中、労働基準法は、地方公務員の本質に抵触する規定を除いては原則として適用されることとしてあります。船員法についても同様であります。

さらに第五十七條には、職員のうち、その職務と責任の特殊性に基いて特例を必要とするものについては、この法律第一條の精神に反しない範囲で法律で特例を設けることができることとしたしてあります。さしあたり公立学校の教育公務員、警察、消防の職員等がこれに該当するものと考えられていのであります。

最後に本法施行の順序については、この法律の規定は実施可能な限度において逐次施行する建前をとり、原則としては公布後二箇月

から施行するものとし、準備を要する事項につきましては、八箇月、一年六箇月または二年というような施行期日の差をつけていのであります。

以上は本法案の内容の説明であります。本法案は、十一月二十一日、提案と同時に本委員会に付託せられました。もとより本法案が地方公務員の身分、服務、福祉等に重大な影響を及ぼすのみならず、地方行政の運営、ひいては地方住民の生活と深いなかりを有し、その影響の広汎なものがあるのにかんがみまして、本委員会も慎重な態度をもつて審議に当たつたのであります。十一月二十四日政府の提案理由の説明を聴取いたしました後、連日審査を続行し、この間十一月三十日及び十二月一日の二日にわたり公聴会を開き、学識経験者、地方公共団体の理事者側並びに公務員側等各方面を代表する公述人十四名から貴重な意見の開陳を聞いたのであります。さらに十二月二日及び三日の両日は人事委員会、文部委員会、労働委員会との連合審査会を開き、広汎な面からの論議が行われたのであります。委員会の質疑の内容、連合審査会並びに公聴会の論議、意見等につきましては、論点が広範囲にわたつておりますので、詳細は速記録について御承知を願いたいと思ひますが、ここに質疑のうち重要と思われる論点の二、三を申し上げてみたいのであります。

まず総合的な質問におきまして、地方財政のいまだ確立に至らざる現状、特に給与ベースの引上げ、年末手当の支給という地方公務員の待遇に直結する問題に関しその財源措置が重大な問題となつて

いる現状に關連して、本法案の実施上の効果が論議せられたのであります。また本法案は立法の趣旨において公務員の利益保護の規定であるか取締り規定であるか、取締りないし制限の面が強過ぎるのではないかが論点となつたのであります。さらに国家公務員法制定の当時から見ても、現在は労働組合運動その他の情勢に著しい変化が認められるにかかわらず、本法案によつて公務員の政治的活動の制限を一層強化し、かつ労働三法の適用を排除または制限して労働運動を抑圧することき措置を法制化する必要は、はたしていずこにあるか、これを実施することは、かえつて本法の趣旨に逆行する効果を生じはしないか、ことに行政事務と直接関係のない單純労働者のごときは少くとも本法の適用を除外すべきではないか等の質疑が行われたのであります。政府は、これらの質疑に対しまして、地方財政の確立が途上にあればこそ、地方公務員の利益を保護するため本法の施行が一層必要とされるものであること、また本法は取締りから本旨とするものではなく、公共の福祉に奉仕する公務員の性格からその服務の中立性を確保することは、むしろ公務員の利益を保護するゆえんであるとの観点に立つものであること、特に国家公務員法との調整をはかる上からも本法案の成立を必要とすること、さらに單純労働者については、国家公務員法と關連してその取扱ひを研究の上將來適正な措置を講ずる意向であることなどを答弁しておるのであります。

次に逐條審議に入りまして、まず第一に人事機關の問題が多く論議の対象となつたのであります。国の人事院の現在までの實際の活

動に照して、地方の人事機關がはたしてその機能を十分に發揮できるか、遊離した存在となるおそれはないか、またその権限の強化、たとえば不利益処分等の裁定権を與へることき措置が必要ではないか、さらに人事委員會の構成について、公平の見地から、委員は政

党人を排除すべきではないか等の質疑があつたのであります。次に、職員に適用される諸種の基準につきまして最も問題となりました点は、政治的行為の制限並びに争議行為の禁止についてであります。これらの制限ないし禁止と憲法の規定する基本的人権との關係についての一般的論議のほか、地方の上級吏員が特別職として政治活動の自由を有しながら、一般吏員のみがこれを制限されておる点、職員の団体の理事者と対等の立場で交渉する権利を認めない点、職員に対して政治的行為を行うよう要求したり、そのかしたりする一般国民に罰則を適用する点、民間企業と同一形態の公營企業に従事する職員並びにそれ以外の單純労働の従事者をもひとしく争議行為禁止の対象にする点など、繰返し論議されたのであります。政府は、政治的行為の制限については国家公務員の場合に比して制限を緩和しておるのであつて、地方の條例による制限も、包括的規定をもつてさらに大幅な制限を加えしめる趣旨ではない点を明らかにし、労働組合法、労働関係調整法の適用を排除したのは労働運動の抑圧を趣旨とするものではなく、公の奉仕者たる公務員にふさわしい労働関係のあり方を規定する趣旨である旨を強調しておるのであります。

以上、質疑応答の一端を御紹介申し上げたのであります。質

疑は本日をもつて終了し、続いて国民民主党及び日本社会党から修正動議が提出せられたのであります。民主党の修正案の内容の要点は、

- 一、人事機關の委託制を認めないようにすること。
- 二、人事機關に、審査権のほかに判定権あることを明確にすること。
- 三、第三十六條の政治的行為の制限を、一部を除き、大体職員が所掌事務の影響の及ぶべき区域内に限定すること。
- 四、第五十五條の「申合せ」を「協定」に改めること。
- 五、第五十七條の特例の適用さるべき職種を、一層具体的に明示すること。

その他若干の修正を加えんとするものであります。

日本社会党の修正案の要点は、

- 一、人事機關に、職員団体の協定に關する勧告要求についての審査、勧告権を與へること。
- 二、政治的行為の制限の大部分を、勤務時間中または地方公共団体の庁舎もしくは施設内に限定すること。
- 三、一定の條件または事情のもとでは団体交渉権を認め、その不履行に對し人事機關に勧告を要求し得ることに改めること。
- 四、第五十七條の特例の適用さるべき職種を、一層具体的に明示すること。
- 五、罰則において、職員に政治的行為を要求しまたはそのかす等の行為に對する罰則を排除すること。

地方公務員法

その他若干の修正をいたすものであります。

右両修正案につきましてはそれ／＼趣旨の弁明があり、質疑を行いました後、原案並びに両修正案を一括討論に付し、国民民主党の床次委員及び日本社会党の松澤委員からそれ／＼原案に對する反対、日本共産党の木村委員から原案並びに修正案に對する反対、自由党の野村委員から修正案に對する反対、原案に對する賛成の討論がありました。続いて採決に入り、両修正案は否決せられ、原案が多数をもつて可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(十二月九日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました地方公務員法案につき、地方行政委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

数次に亘る改革により、憲法に基く地方自治は逐次実現を見つつあるが、ひとり地方公務員制度のみは未だ整備されないうまふ今日に至つており、更に近く行われるであろう地方行政調査委員會の報告に基き、地方公共団体の責務がいよ／＼加重されようとするに當り、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障することは最も急務であるから、近代的公務員制度の理念に基く新たな地方公務員制度を確立し、以て地方自治の本旨の実現を図ると共に、地方公務員をして全体の奉仕者たるの実を挙げしめるようにする必要があるというのが、政府の本案提案の理由であります。本案は本則六十二條、附則二十項より成り立つておりますが、

以下その内容の大体を御紹介いたします。

先ず劈頭第一條に、この法律は地方公務員制度に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、以て地方自治の本旨の実現に資することを目的とする旨を謳つております。

第二に、適用範囲について、この法律は一般職の地方公務員にのみ適用することとし、特別職の範囲は国家公務員の場合よりも若干拡張しております。

第三に、実施運用の方法として、この法律は根本基準のみを規定し、この法律の実施運用は、地方公共団体の自律性と多様性に即応するよう、地方公共団体の條例等に委ねております。

第四に、人事行政機関として、都道府県及び五大市についてのみ三人の委員からなる人事委員会を設置するものとし、一般の市については市の任意とすると共に、共同設置、事務の委託処理等の便法を認め、又人事委員会を置かない市及び町村においては、公平事務のみを所管する公平委員会を設置するものとし、この場合にも共同設置、事務の委託処理等の方法を認めています。而してこれらの人事行政機関は、地方公務員の人事行政の総合的企画及び調整に関する事項を掌る等、人事行政の統一を図ることを本来の使命とする、即ち人事行政機関は、人事行政の運営に関して一定の枠を設けることを主たる任務とし、各任命権者はこの枠内で任命権を行使するものとしております。

第五に、地方公務員に適用される基準として、すべて国民はこの

法律の適用について平等に取扱われなければならないという平等取扱の原則、及び地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務条件等が社会一般の情勢に適應するように随時適當に措置すべき旨の情勢適應の原則を掲げております。

第六に、任用、職階制、分限、懲戒、研修、勤務成績の評定、給与、勤務時間その他の勤務条件、福祉及び利益の保護等については、概ね国家公務員法の規定に準じてその大綱を定めております。

第七に、服務については、概ね国家公務員法の規定に準じてその大綱を定め、但し服務規律違反に対しては懲戒処分によるものとし、原則として罰則は設けないこととしております。

第八に、政治的行為の制限については、その趣旨が地方公務員の全体の奉仕者としての政治的中立性を保障し、地方公共団体の行政の公正な運営を確保し、職員利益を保護するところにあることを明らかにすると共に、特に重要と考えられる基本的なもののみを具體的に法律中に規定し、その他は條例により委ねております。

第九に、職員団体については概ね国家公務員法の場合と同様とし、いわゆる団体協約の締結はこれを行ない得ないものとするが、職員団体は、法令、條例等に違反しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができることとしております。

第十に、労働組合法等との関係について、労働組合法及び労働関係調整法は地方公務員に適用しない。労働基準法及び船員法は、この法律に抵触する規定を除いて地方公務員に適用するが、但し地方

公務員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会又は地方公共団体の長が行うこととしております。

その他、職務と責任の特殊性に基いて、この法律に対する特例を必要とするものについては別に法律で定めること。

公営企業職員の身分取扱については、公営企業の組織、会計、経理、職員の身分取扱等を規定する法律を別に定めるものとし、その法律が定められるまでの間は尙従前の例によること。

本法施行の順序として、大部分の規定は公布後二ヶ月から施行するものとし、その他は事項により、又地方公共団体の種類により、公布後八ヶ月、一年半、二年から施行するという段階を設けたこと等が、本法案の内容中主要な点に相成つております。

地方行政委員会は、本法案の重要性に鑑み、連日或いは人事、文部、労働の三委員会との連合委員会、或いは地方行政単独の委員会を開き、岡野国務、天野文部、保利労働の各大臣、浅井人事院総裁その他の政府委員との間に質疑応答を重ね、又十二月五、六の両日には本法案に関する公聴会を開き、蠟山政道君ら十二名の公述人より意見を聴取し、又各委員との間に質疑応答を行いました。これらの質疑応答の中から二三を御紹介いたします。

本法案第五十七條に規定する教職員、單純労働者に関する特別法、及び附則第二十項に規定する公共企業職員に関する法律の提案に対する見通しはどうかとの質問に対して、政府側より、目下研究を進めているから、成案を得次第速かに提案したいと思つていますが、お尋ねの件に対する関係において基礎法とも言うべき地方公務

員法案を先ず御審議願いたいという意味の答弁がありました。

政治的行為の制限の規定と憲法の條章との関係を政府は如何に考へているかとの質問に対しては、憲法第十五條に規定されておる全体の奉仕者である公務員の性格上、及び憲法第十二條にいう公共の福祉のために、憲法第二十七條及び第二十八條の勤労に関する権利の規定について若干の調整が行われていると考へる旨の答弁がありました。

次に人事委員会及び公平委員会の委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する規定になつていますが、これより一層民主的な選任方法に改める意思はないかとの質問に対しては、政府提案の方法を十分民主的であると考える旨の答弁がありました。

地方公務員法施行に要する経費見込額についての質問に対しては、政府は概算約一億二千万円程度を見積つている旨を答えました。

その他、本法案と国家公務員法との比較の問題、一般職と特別職との区別の問題、人事機関の問題、政治的行為の制限の問題、団体協約、団体交渉の問題等につき幾多の重要な質疑応答が行われましたが、それは速記録に譲ることのお許しをお願いいたします。

地方行政委員会においては、十二月九日、今日午後二時討論に入りましたところ、国民民主党の岩木哲夫君より、国民民主党及び緑風会の共同修正案が提出されました。その主なる修正点は、

人事委員会及び公平委員会の事務委託の規定を削除すること。
人事委員会又は公平委員会の議事の定足数を全員とすること。二

人以上とありますのを全員とすること。

第三に、第三十六條の政治的行為のうち、投票の勧誘運動、署名運動、寄付金募集等についての制限を緩和して、公立学校に勤務する職員以外の一般職員については、その属する地方公共団体の区域外においては、第三十六條に掲げる今申した政治的行為をすることが出来るものとしたしております。それから公立学校に勤務する職員については、当該学校の設置者たる地方公共団体の区域外においては政治的行為をすることが出来るものとしております。この場合、政治的行為を制限される区域とは、一般職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は五大市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の区域を指すものとし、公立学校に勤務する職員については、五大市の設置する小学校、中学校、幼稚園である場合に限つて、その学校の所在する区の区域を指すこととしたしております。

第四に、勤務条件に関する措置の要求があつた場合、人事委員会又は公平委員会は、いずれも審査を行うと共に事案を判定するものとする。

第五に、第五十五條第二項の職員団体と地方公共団体当局との書面による申合せを協定に改め、その協定の履行に関する当事者双方の責任を規定すること。

第六に、第五十七條により職務と責任の特殊性に基いて特例を定め得る職員として、公立学校の教職員及び單純労務者を法文中に例示すること。

めに、行政機関職員定員法に所要の改正を加えんとするものであります。

第一に市町村の中心財源である固定資産税の賦課に関する事務については、地方財政委員会においても鋭意その事務処理に力を注いでおりますが、移動性資産、二以上の市町村にわたつて所在する固定資産及び大規模工場等の評価と配分に関する事務の処理については、現在の職員の定員をもつては十分ではなく、この点は先般第二次シャープ勧告にも指摘されているところでありまして、地方財政確立のために、この事務の処理に万全を期して、明年一月一日から地方財政委員会に所要の職員の定員十名を増加することにいたしました。

第二に、第七回国会で成立しました首都建設法により、総理府の外局として設置された首都建設委員会の職員の定員は、同法の附則によつて行政機関職員定員法を改正して二十五名となりましたが、その際行政機関職員定員法第二條第一項の表中、総理府の項の計の数と合計の項の数とにこの二十五名の増加に應ずる加算が行われなかつたので、今回この数を加算することにいたしました。また同じく第七回国会で成立いたしました文化財保護法により文部省の外局として設置されました文化財保護委員会については、その設置にあたり、文部本省から移管されました定員に三十五人を加えたものをもつて、定員と定められたのであります。同法では行政機関職員定員法第二條第一項の表中合計の項の数字を改めなかつたため、この際この三十五人をも合計の数に加算することにいたしましたのであります。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

第七に、政治的行為のそのかし等に対する罰則を削除すること。

第八に、單純労務者の身分取扱については、第五十七條に基き特例法が制定実施されるまでの間は本法を適用しないで、尙従前の例、即ち政令第二百一十号によること等が右の修正案の内容であります。

次いで縁風会の西郷吉之助君、社会党の相馬助治君及び第一クラブの石川清一君より修正案賛成、修正部分を除く原案賛成の討論が行われました。かくて採決に入りましたところ、右に述べました修正案及び修正部分を除く原案につきまして、それ／＼全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を終わります。(拍手)

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭和二五、一二、一四、法二六二)

一、提案理由(十二月五日)

○城府委員 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する案は、地方税法による固定資産税の賦課に関する事務の処理については、地方財政委員会の職員の定員を増加し、首都建設委員会及び文化財保護委員会の設置に伴う職員の定員に関して計数を整理するた

ます。

なお今回の修正案におきまして改正されるべきこととなつてゐる合計の項の数が、現行の行政機関職員定員法第二條第一項の表中の合計の項の数より六十七名多い数になつておりますのは、別途今国会に提出いたしました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案において、連合国人に対する刑事裁判権の拡張に伴い検察庁及び矯正機関等の職員の定員を増加を行うこととなつてゐるのに照応させたためであります。

最後に、行政機関職員定員法第二條に、「各行政機関の職員の定員」という見出しをつけ加えることにいたしました。

以上が本修正案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(十二月六日)

(運輸省設置法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(十二月八日)

(運輸省設置法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律 (昭和二五、一一、一四、法二六三)

一、提案理由(十一月二十五日)

○草葉政府委員 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案に關しまして、その提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

御承知の通り、第七国会におきまして日本政府在外事務所設置法が成立いたしました。まずアメリカ合衆国内のニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ホノルル、シヤトルの五箇所に在外事務所が設置されましたが、その後同法第二條第二項に基きまする日本政府在外事務所増設令によりまして、本年の十月ストックホルム、パリ、リオデジャネイロ、サンパウロ、カラチ、ニューデリー、ムカルカタ、ボンベイ、ブラッセル、モンテヴェデオ、この各都市に、また本月に入りましてからオランダのヘーグに、それ〴〵在外事務所が増設されたのでございます。これらの在外事務所がつかさどつております事務は、在外事務所設置法の第三條の第一号から第十号までに列記してあります事項をつかさどつておるのでございますが、さきに申し上げましたパリの日本政府在外事務所におきましては、フランス側の意向と關係方面の承認に基きまして、同條に掲げております事務のほか、文化的活動に關する事務をつかさどることに相なりまして、また一方同條の十一号に掲げております日

本人の遺産の保護管理に關する事務は行わないことに相なつたのでございます。このようにいたしました。在外事務所を設置する相手の意向によりまして、それが總司令部によつて認められた場合には、在外事務所設置法第三條に掲げております所掌事務につきまして、あるいは新たに加えたり、あるいは制限する必要があるにば起ることが予想されるのでございます。ところでその所掌事務の追加は法律によつて明かに定められております事項に關する追加でございますので、法律を改正することによつて行われなければならぬと考へまして、ここに同法第三條第十三号として「文化的活動に關する事務を行うこと」を加へまして、パリの日本政府在外事務所に關する事務を来さぬよう処置いたしたいと存じます。と同時に、一方所掌事務範圍の制限は、在外事務所のある所在国の実情によりまして、種々変化のありますことが今後予想されますから、これらは外務省令によつて定めることとしたのであります。このような改正によりまして、今後在外事務所の所掌事務に關する追加や制限に關する一般的な方針を確立いたしますと同時に、さしあたりパリにありまする日本政府在外事務所について、必要な文化的活動に關する事項をつけ加へますのが、この法律案を提出いたしました理由でございます。

どうぞ慎重御審議を願ひまして、すみやかに御協賛を願ひまするようお願いを申し上げます。

二、衆議院外務委員長報告(十二月二日)

○佐々木盛雄君 たいま議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月二十四日閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、翌二十五日及び二十九日の両日委員会を開き審議をいたしました。

政府側の説明によりますれば、さきの第七国会において日本政府在外事務所設置法が成立し、まずアメリカ合衆国内の五箇所に在外事務所を設置し、さらにその後同法第二條第二項に基く日本政府在外事務所増設令により欧州、南米、インドの十一箇所にそれ〴〵在外事務所を増置いたしましたのであります。しかして、これらの在外事務所がつかさどる事務は右設置法の第三條に列挙されているのであります。右の在外事務所を設置する相手国の意向により、右の所掌事務につきあるいは新たに加へ、あるいは制限する必要の起ることが予想されていたのであります。すなわち、在パリ日本政府在外事務所においては、フランス国の意向により、同條に掲げた事務のほか文化的活動に關する事務をつかさどることとし、また一方同條に掲げる日本人の遺産の保護管理に關する事務は、フランス国の国内法の關係上行わないこととする必要が生じて来たのであります。右の事情によりまして、同法第三條に「文化的活動に關する事務を行うこと」の一項を加へるとともに、一方所掌事務の制限は外務省

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

令で定めることにいたしたいというのであります。

本法案は、質疑終了の後、討論を省略して、ただちに採決に入り、多数をもつて可決されました。

右御報告いたします。(拍手)

三、参議院外務委員長報告(十二月八日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本政府在外事務所は第七国会において成立いたしました。日本政府在外事務所設置法によつて設置されており、その取扱う事務の範圍も同設置法第三條に列記せられておるのであります。ところが設置される相手国の意向によつて取扱う事務に追加又は制限を加へる必要を生ずることがあり、現に仏国パリに設置される事務所においては、先方の意向と關係方面の承認の下に文化活動に關する事務も行うこととなり、又一方、設置法に所定の日本人の遺産の保護管理に關する事務は行わないことになつたのであります。こうした事情から、設置法第三條に列記する在外事務所の所掌事務中に差当り文化活動の一項を加へ、一方必要に応じ、省令によりその事務に制限を加へ得るようにし、以て在外事務所の活動に支障なきよういたしたいというのが本法案の趣旨であります。

本委員会は十二月一日先ず予備審査を行い、政府側の説明を聴取した後、質疑を行い、次いで衆議院の送付を待ち、十二月六日委員

会を開き、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。
以上御報告いたします。(拍手)

◎中小企業信用保険法

(昭和二五、一一、一四、法二六四)

一、提案理由(十二月七日)

○首藤政府委員 たいま議題となりました中小企業信用保険法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

政府はさきに中小企業の振興に必要な事業資金の融通を円滑にするために中小企業の信用保険法案の立案に着手いたし、鋭意慎重に検討を進めて参つたのでありますが、今回ようやくその成案を得るに至りましたので、ここに中小企業信用保険法案を提出いたして御審議を迎へ次第であります。

あらためて繰返すまでもなく、中小企業者はわが国経済の中核体であります。現下経済政策の第一の目標である日本経済の自立と、安定とを達成するためには、輸出の振興、雇用の増大等が不可欠の要件であります。このことはわが国経済において重要な地位を占める中小企業者の健全な発達なくしては期し得べくもありません。しこうして中小企業の振興には経営面、技術面等各方面からの強力な対策を総合的に推進いたすことが必要であります。現下の情勢におきまして、中小企業者が当面している最大の困難は、何と申し

ても大企業に比して金融上の便益が著しく少いことであり、本来中小企業金融は小口の金融であり、かつ担保力等の薄弱なものであります。特に長期融資となりますと金融機関は相当長期の見通しを必要といたしますので、中小企業者の生産設備の弱小性等に基く信用力、担保力の不足、経済変動に対する抵抗力の薄弱等の理由により、経済自体としましては良好でありましても、貸出しに著しく消極的となりがちなのであります。従いまして株式、社債等証券市場を通ずる資金調達の手段をほとんど有しない現状においては、中小企業者にとりまして長期かつ安定的な資金の入手は非常に困難であります。このことは中小企業の合理化を妨げ、輸出の伸長を阻害する大きな原因の一となつております。

本法案の目的といたしましては、金融機関が中小企業者に対する貸付を行つたことによりこうむることあるべき損失を填補するところの信用保険制度を創設いたしまして、中小企業金融の隘路となつておりますところの企業の信用力、担保力を補強し、さらには中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、もつて企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものであります。

次に本制度の主要な点につきまして御説明申し上げます。第一に、本制度の適用を受けます中小企業者は資本金五百万円または従業員二百人以下の会社、個人及び各種の協同組合となつております。

第二に保険される貸付金につきましては、その限度額は一中小企

業者に対し合計三百万円、中小企業等協同組合は一千万円となつております。また貸付金の範囲は貸付期間六箇月以上の事業資金であつて、設備資金でも運転資金でもさしつかえないこととなつております。なお本制度による貸付金の総額は毎年度予算とともに国会の議決を経ることとしたしましたが、大体年間百四十四億円を予定しております。但し本年度に限りましては、本法の附則にありますように、三十六億円といたしたいと考へます。

第三に、本制度の保険契約は一種の包括契約でありまして、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結いたしましたら、あとは貸付実行を政府に通知するのみで、これが約款に定められている条件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることとなります。これによつて手続を極力簡素化したしました。同時に本制度におきましては、保険金の支拂いは回収未済額の七五%となつており、残りの二五%は金融機関において負担することになつておりますので、貸出しにあつて金融機関の自立性を尊重するとともに、その健全な判断を働かすであろうことは十分期待されるのであります。

第四に保険料率については、本制度の建前でありまして独立採算制が維持できる範囲において保険金額の年三%以内の率を政令で定めることになつております。保険金額の年三%は、貸付元本に対しては年二分二厘五毛に相当するものであり、しこうしてその中の一部を債務者に転嫁できることには予定であります。

第五に、業務の委託に關してはありますが、本制度の運営が多く

金融に關する専門的知識の経験と迅速とを必要といたしますので、中小企業者の専門銀行とも申すべき商工中金に業務の一部を委託いたす所存であります。

以上が本法案の概要であります。本制度は、いわゆる金融の補助制度でありまして、これによつて直接中小企業に融資するものではありません。しかしながら幸いにしまして多年の懸案でありました預金部資金活用も近く実現いたします。商工中金その他の金融機関も漸次整備されて参りましたので、本法の実施によりまして一層その円滑化を期せられるものと存じます。政府といたしましてはぜひ本国会の御協賛を得て、十二月十五日より本法を実施いたしたい考へておりますので、現下の中小企業金融疎通の緊急性にかんがみ、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことを切にお願い申し上げます。

二、衆議院通商産業委員長報告(十二月八日)

○小金義照君 たいま議題となりました中小企業信用保険法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

申すまでもなく、中小企業者はわが国経済の中核体であります。しかして、中小企業の振興には経営方面、技術方面等各方面から強力な対策を総合的に推進いたすことが必要であります。現下の情勢におきまして中小企業者が当面している最大の困難は、何と申しましても大企業に比較して、金融上の便益が著しく少いということ

であります。本来、中小企業金融は小口の金融でありまして、かつ担保力等の薄弱なものであります。特に長期融資となりますと、金融機関は相当長期の見通しを必要といたしますので、中小企業者の生産設備の弱小性に基く信用力、担保力の不足、経済変動に対する抵抗力の薄弱等の理由によりまして、経営自体としては良好なものであるといたしましても、貸出しに著しく消極的となりがちなのであります。従いまして、株式、社債等の証券市場を通ずる資金調達の手段をほとんど有していない現状においては、中小企業者にとりまして、長期かつ安定的な資金の入手は非常に困難であります。このことは、中小企業の合理化を妨げ、輸出伸張を阻害する大きな原因の一つとなっております。以上の点を除去するために、金融機関が中小企業者に対する貸付を行ったことによつてこうむることあるべき損失を填補するところの信用保険制度を創設いたしました。中小企業金融の隘路となつております企業の信用力、担保力を補強し、さらに中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、もつて企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものであります。

次に、本制度の主要な点につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一点は、本制度の適用を受けます中小企業者は、資本金五百万円または従業員二百人以下の会社、個人並びに各種の協同組合となつております。

第二点、保険される貸付金につきましては、その限度額は一中小

企業者に対し合計三百万円、中小企業等協同組合に対しては一千万円と相なつております。また貸付金の範囲は、貸付期間六箇月以上の事業資金でありまして、設備資金であつても運転資金であつてもさしつかえないことになつております。なお本制度による貸付金の総額は、毎年度予算とともに国会の議決を経ることといたしまして、大体年間百四十四億円を予定いたしております。

第三点は、本制度の保険契約は一種の包括契約でありまして、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結いたしましたら、あとは貸付実行を政府に通知するのみで、それが約款に定められている條件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることになつております。これによりまして手続を極力簡素化したしておるのであります。同時に本制度におきましては、保険金の支拂いは回収未済額の七五%となつており、残りの二五%は金融機関において負担することに相なつておりますので、貸出しにあつて金融機関の自立性を尊重するとともに、その健全な判断を働かすであらうことは十分期待されるのであります。

第四点、保険料率につきましては、本制度の建前でありまして独立採算制が維持できる範囲において、保険金額の年三%以内の率を政令で定めることに相なつております。

第五点といたしましては業務の委託に關してであります。本制度の運営が、多く金融に關する専門的知識と経験と迅速とを必要といたしますので、中小企業者の専門銀行とも申すべき商工中央金庫に業務の一部を委託いたすことになつておるのであります。

以上が本法案の概要でございますが、本制度はいわゆる金融の補助制度でありまして、これによつて直接中小企業に融資するものではございません。しかしながら、幸いにして多年の懸案でありましたところの預金部資金活用も近く実現いたします。商工中央金庫その他の金融機関も漸次整備されて参りましたので、本法の実施によりまして一層その円滑化が期待せられるのであります。

本法案は、昨七日、当委員会に付託せられましたので、同日、即刻政府より提案の理由を聴取いたしました。今八日質疑に入りましたところ、政府当局と委員との間に熱心な質疑応答が繰返されたのであります。詳細は会議録を御参照願うことといたします。

引續いて討論に付しましたところ、自由党を代表して南好雄君、国民民主党を代表して高橋清治郎君よりそれぞれ賛成の意見が表明せられ、あわせて政府当局及び商工中央金庫関係者の一段の奮発を望む旨の強き要望がございました。續いて社会党を代表して今澄勇君は、数個の條件を付して賛成の意を開陳せられたのであります。なお日本共産党を代表して砂間一良君よりは反対の討論が開陳せられたのであります。

續いて採決に入りましたところ、多数をもちまして本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院通商産業委員長報告(十二月九日)

○深川榮左エ門君 只今議題となりました中小企業信用保険法案に

中小企業信用保険法

ついて、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り中小企業の振興は我が国経済の自立と安定にとりまして誠に重大な問題であります。特にその金詰りは一般に極めて深刻でありまして、これが打開は頗る緊急を要する次第であります。つきましては、その対策の一つとしまして、即ち中小企業者の金融を円滑にすること、特に長期資金を確保することを目的といたしまして、ここに本法律案の提出を得ました。

そこで本法案の構成を要約して申し上げますと、即ち金融機関が中小企業者に融通した貸付金に対して特に政府が信用保険を行う制度であります。つまり貸倒れの危険を政府が保証することによつて業者の担保力を補強し、以て長期の事業資金をより多く獲得せんとする仕組でございます。保険による独立採算制を採用した点においては、先般第七国会で制定されました輸出信用保険法と類似した制度でございます。

さて本法案は十二條よりできておりますが、今その要点を簡単に申し上げますと先ず第一に、本制度の適用を受けます中小企業者は資本金五百万円又は従業員二百名以下の会社、個人及び各種の協同組合であります。第二に、保険される貸付金の限度は、一中小企業者にとり合計三百万円、中小企業等協同組合は一千万円となつております。又貸付期間は六カ月以上であり、設備資金でも運転資金でもよいことになつております。第三に、政府と各金融機関の保険契約は、一定の限度による包括契約であります。同時に各個の保険

金の支拂額は回収未済額の七五%でありまして、残り二五%は金融機関が負担することになっておりますので、特にその自立性と健全な判断とが期待される次第でございます。第四に、保険料率は保険金額の年三%以内の率を政令で定めることになっております。第五に、政府の業務の一部を商工中央金庫に委託できることになっております。尚、本業務はもとより通産大臣が管掌することになっておりますが、金融機関との包括保険契約の締結には、あらかじめ大蔵大臣と協議することになっております。

以上が本法案の要点でございますが、政府は本法案の施行に関して特に中小企業信用保険特別会計法案を提出してあります。即ちその基金として二十五年補正予算におきまして五億円の支出を計上し、二十六年一般予算におきまして十億円の支出をそれ〴〵計上するとのことであります。よつて右の基金に應じまして、本年度において最高三十六億円の貸出を予定し、明年度におきまして百四十億円の貸出をそれ〴〵予定してあります。

本委員会におきましては慎重審議し、各委員より熱心な質疑があり、運営につきましても資金源の獲得などにつき種々要望がありました。詳細は速記録を御覧の程を願います。かくて質疑を終了し、討論採決をいたしました。全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎中小企業信用保険特別会計法

(昭和二五、二二、一四、法二六五)

一、提案理由(十二月八日)

○池田国務大臣 たいま議題となりました中小企業信用保険特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、中小企業者の行う事業の振興をはかる目的をもちまして、中小企業信用保険法案を別途提出いたしました。御審議を願つておりますが、政府がこの中小企業信用保険制度を実施いたしますことになりました場合には、その経理の状況を明確にいたしますため、一般会計と区分して中小企業信用保険特別会計を設けまして、これを経理するのが適当と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にその内容の概略を申し上げますと、この会計の歳入歳出につきましては、保険料、中小企業信用保険法案の規定により政府が保険金を支拂つた後、金融機関に代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、保険料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出といたしておりまして、これにより政府の行う中小企業信用保険に関する総理の全体を明らかにいたし、またこの会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定しておるわけであります。

第二に日本輸出銀行法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

わが国の経済復興に貿易の演ずる役割はきわめて大きく、なかんずく輸出の伸長こそわが国経済の自立を達成するための捷徑であります。最近の諸情勢にかんがみましても、米国の対日援助は、近き将来において大幅かつ急速な減額を見るものと信ぜられるのでありまして、このような情勢に即応いたしますためにも、あらゆる施策をあげて輸出の促進に集中しなければならぬと考えるものであります。

従来わが国の貿易は、軽工業製品を中心とする加工貿易方式をもつて主として運営されて参つたのであります。戦後における世界諸国の生産力の回復、なかんずく東南アジア地域の経済力の進歩に考えましますときは、繊維製品を中心とする従来の貿易内容に安住することなく、わが国の貿易はさらに一層の飛躍改善を要請せられておるということができるのであります。

他面わが国の主要取引国たるこれら諸地域は、今次大戦及びそれらに続く戦後内乱の時期を経て低下した生産水準、遅れた産業構造を回復するため、現在開発と工業化の過程にあるわけでありまして、そこにおいて需要されるものは、工場設備、重機械、船舶、車輛のごとき耐久資本財であります。しかしながら、これら諸地域は一般的に對外支拂い手段、なかんずくドル資金の不足に悩んでおり、これら建設もしくは開発関係資材の輸入も、必ずしも意のごと

く進捗しない状況にあるといわれております。もちろんこれら諸地域は、現在すでにそれ〴〵米国その他の先進諸国よりの對外援助を受けており、また今後いわゆるポイント・フォア・プログラムの具体化等により、相当程度の外貨資金を獲得し得るものと期待されております。しかしながら、歴大な人口と地域を有するこれら後進諸国が、短期日のうちにその近代化、工業化計画を達成し、安定した所得水準に到達し得るような巨額の援助を受けることは、かなり困難であるといわねばなりません。

いずれにいたしましても、インド、パキスタン、ビルマ、フィリピン、タイ、インドネシア、インド支那のごとき諸地域は、それらの経済復興及び産業開発計画あるいはこれに類する工業化計画を持つており、その進捗に応じて設備、機械のごとき資本財に対する需要は、現実起つて来ているのであります。このような需要に應じ、彼らの必要とする設備、施設を供給するばかりでなく、わが国の進んだ技術をも提供することによつて、これら諸地域の経済開発に協力することは、将来におけるわが国の輸出製品市場を永続的に確保し得ることとなり、まさに双方の希望と利益に合致するものということができます。

ただこれらプラント設備等の資本財は、一件の金額が巨額に上るばかりでなく、さきにも一言いたしましたごとく、これら未開発地域は對外決済手段にも不足しておりますので、その支拂いを一時に行うことはきわめて困難な状況にあるのであります。のみならず、これらプラント設備の国内における生産には、かなり長期間を要す

るのであります。これを船積み出荷するまでの生産金融が、ぜひともこれに伴うことが必要となつて来たのであります。このように考えますと、プラント設備の輸出のための金融は、商品の生産から船積みを経て相手国に着荷すえつけを了し、最終的な代金の決済を受けるまでには、相当の長期間にわたることを覚悟せねばなりません。この種金融は、諸般の情勢から考えまして、市中銀行その他の金融機関にのみ期待することは、困難かつ不適當といわなければならぬのであります。ここに何らかの対策が必要とされるに至つたのであります。

政府は、このような情勢並びにそのよつて来る原因にかんがみまして、ここに政府出資による独立の金融機関を設置し、この種金融を行はしめることとしたのであります。政府からの出資は、本年度一般会計より二十五億円、見返資金特別会計より二十五億円、合計五十億円、明年度一般会計より五十億円、見返資金特別会計より五十億円、計百億円、本年度及び明年度を合せまして合計百五十億円を予定しております。その際、政府において特に考慮を拂ひました点は、全額政府の出資からなる金融機関であつて、いかにせばその能率的な運営を確保し得るかという点でありまして、この見地に立つて役職員の任免及び地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面におきまして、できる限り無用の拘束を少なくし、その能率的運営の実効を期したのであります。なおその業務は、国内輸出業者または輸出品製造業者に対する貸付または手形の割引ばかりでなく、外国の政府、地方公共団体、輸入業者等に対し

ても行い得ることとなつておりますが、その業務の重点は、さしあつて国内業務に置かれるものと考へております。何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月八日)

○小山長規君 たいま議題となりました中小企業信用保険特別会計法案、協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に中小企業信用保険特別会計法案について申し上げます。この法案は、中小企業の振興をはかる目的をもちまして、別途提出された中小企業信用保険法案に基く政府の中小企業信用保険に関する経理の状況を明確にするため、一般会計と区分して中小企業信用保険特別会計を設置しまして、これに所要の規定を設けようとするものであります。

本案については、本日政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに熱心なる質疑が行われた後討論に入りましたところ、宮澤委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表してそれ／＼賛成の意を表されました。また川島委員は社会党を代表し、強い希望を付して賛成する旨を述べられ、共産党を代表して竹村委員は反対の意見を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数を

もつて原案の通り可決されました。

次に協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、協同組合による金融事業に対する免許を大蔵大臣の自由裁量にまかせることなく、その定款、事業の方法等が法令の規定に違反しない限り免許することを要することといたさんとするものであります。

この法案は、第八国会において本委員会では修正議決の上、参議院へ送付したのであります。参議院で継続審査の上、本院へ送付され、本日付託されたものであります。従いまして、本案については、提案趣旨の説明、質疑及び討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたされました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月九日)

(所得税法臨時特例法の委員長報告と一括して掲載)

◎国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律 (昭和二五、一二、一五、法二六六)

一、提案理由(十二月四日)

○岡崎政府委員 たいま議題となりました国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律

末手当の支給に関する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

わが国におきましては、従来の生活慣習からいたしまして、年末には何かと生活費がかさむというのが実情でありまして、国家公務員に対しても、これに基いて、古くより年末には賞與を支給するのが例となつておりましたことは、御承知の通りであります。かかるに終戦後におきまして、諸般の事情から従来の賞與制度は廃止されたのであります。が、年末における生活事情の特殊性は解消したわけではなく、従つて現実には賞與にかわる特別手当その他の特別な方法によりまして、年末に何らかの給與の増額措置を行わざるを得なかつたのであります。しかしながら、これらの措置はいずれもその年度限りの臨時措置として行われたにすぎないため、毎年年末にこの種の手当の支給問題をめぐつてしば／＼困難な紛議を招き、またこれがため公務員諸君も安心して年末に処することができないという事態を繰返して参つたのであります。そこで政府といたしましては、以上のような過去の実績にかんがみ、また人事院の報告による年末給の趣旨に従いまして、本年度以降は、年末手当をあらかじめ予算に組んで公務員諸君の給與の改善、生活安定の一助とすることとした次第であります。これが本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、年末手当の支給範囲は、一般職及び特別職の国家公務員全部といたし、ただ一部の常時勤務を要しない職員を除外することといたしま

した。
次に、年末手当の額は、給與月額の半月分を最高といたしまして、その年中における在職期間に応じて支給額に若干の差をつけることといたしました。またその支給日は、原則として、毎年十二月十五日ということにいたしました。

以上が、本法律案提案の理由並びに要旨の大意であります。何とぞすみやかに御審議の上可決されんことを希望いたします。

二、衆議院人事委員長報告(十二月五日)

○田中伊三次君 たいま議題となりました国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案並びに特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果の概要について御報告を申し上げます。

まず国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案につきまして御報告を申し上げます。

御承知のように、国家公務員に対しましては、その生活上の特殊事情に基きまして、古くより年末には賞與を支給することが例となつておりましたが、終戦後は、諸種の事情から、従来の賞與制度はやめることとなりました。しかしながら、年末における生活事情の特殊性はいまだ解消したわけではございませんので、毎年年末には、賞與にかわるべき何らかの給與の増額措置をとつて来たのでございます。しかしながら、これらの措置は、御承知のごとくにその年度限りの臨時措置として行われたのにすぎないのでございますか

ら、毎年年末が参りますと、この種の年末手当の支給問題をめぐりましてしばしば困難な紛議を重ね、またこれがためには公務員の諸君も安心して年末に処することができないというような、まことに気の毒な実情を繰返して参つたのであります。そこで、以上のような事情にかんがみ、かつまた人事院の勧告もあることで、年末給與の趣旨に従ひまして、本年度以降は年末手当をあらかじめ予算に組み込みまして公務員諸君の給與の改善をいたし、生活安定の一助とすることにいたしましたというのが、政府の本法律案を提案して参りました理由でございます。

次にこの法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、年末手当の支給の範囲は一般職及び特別職の国家公務員の全部といたします。ただ一部の、常時勤務に服さない非常勤職員につきましてはこれを除外することにいたしておることでございます。第二点は、年末手当の額は給與月額の二分の一を最高といたしまして、その年中における在職期間に応じて支給額に若干の差別を設けておることでございます。第三に、その支給の日は原則として毎年十二月十五日ということにいたしました点でございます。以上がこの法律案のおもなる要旨でございます。

次に特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。従来、特別職の職員の給與については、一般職の職員の給與との権衡におきましてその給與がきめられておつたわけでございますが、今回一般職の職員の給與が改訂されることになつたので、特別職の職員につきましても、一般職同

様、この法律に所要の改正を行い給與の改訂を行うとともに、あわせて国会閉会中に新たな特別職の職員となりましたものをもこの適用範囲に加えて参らうというのが、この法律案の提案理由でございます。

この改正要旨は、国会閉会中新たに特別職の職員となり、政令で定めておりましたものをも適用の範囲に加えるということが第一点、第二点は、内閣総理大臣等の給與については、一般職の職員の給與改訂との均衡をはかる目的から、かつその職務内容に応じて別表を改訂した点でございます。第三は、首都建設委員会の委員などの給與は、従来一日千円の範囲内で手当が支給されておつたのでございますが、これも一般職の非常勤職員である委員であるとか、顧問であるとか、参與であるとかいうような人々と同じように、一日千八百五十円に改めることにいたしました。第四に、食糧配給公団の特別手当を、一般職の公団職員と同様に、従来の三割を一割に改めるといふことにいたしました点であります。

この両法律案は、十二月四日それ／＼人事委員会に付託となりまして、同日政府の提案理由をただちに聴取いたしましたして、引続いて質疑に入つたのでございます。

詳細なことは速記録に譲りますが、そのうち特に重要と考えます点を一、二点拾つてみますると、質疑応答のおもなるものとして、まず国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案について申し上げます。

人事院の意見によると、年末賞與は給與月額の一箇月分だと言つ

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律

ておるのに、半月分にしたのは一体どういふわけかという質問がございました。これに対しまして政府からは、それは多いのに越したことはないのだが、しかしながら、予算の関係上半月分以上は断じて支給することができないという財政事情であるから承知をしてくれという答弁がございました。またこの法律案の第一條に「常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く」ということが書いてあるが、この年末手当の支給範囲から除外されるものとして想定されている種類の人々は、どういふものかという質問がございました。これに対しまして、そういうふうな予定されておる者は、末帰還の職員、それから帰還後いまだ身分が保留中である人々、それから停職、休職期間中の者、また職員団体のうち専従者、非常勤職員、給與の支給を受けていない人々、こういう人々を予定しておるといふ答弁がありました。しかしながら、非常勤職員の中でも、一年以上勤務をして、いわば常勤的職員として取扱つてやりたいような人々がたくさんあるが、そういう人々に対してはどうなさるかという熱心な質問がございました。これに対しましては、本来この法律の趣旨から申すと支給のできない者ではあるけれども、しかしながら、その法律の趣旨をできるだけくみとることとして、賃金の割増し等の方法によつて、実質的にはこの法律に準じて相当額の給與を受けることができるように措置したいという誠意ある答弁がこれに対してございました。

次に特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案について、おもな点を一点だけ御報告申し上げます。

この法律案において、内閣総理大臣などの高給の俸給者については大幅な増額をしておるじやないか、しかるに進駐軍の労務者についてはそういう扱いをしておらないのはどういうわけかという質問がございました。これに対して政府からは、進駐軍労務者に対する支給条件並びに支給方法については、規定によつて特別調達庁の長官と大蔵大臣との間で協議をして支給することになつてゐるから、その協議の際にでき得る限り善処するという、これまた誠意のある答弁がございました。このほか詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

本日質疑を終了いたしましたので、この両法律案を一括して議題とし討論に入りましたが、藤枝泉介君より自由党を代表してこの両法案に賛成の意を表明せられ、平川委員は国民民主党を代表せられ、成田委員は日本社会党を代表せられ、加藤君は日本共産党を代表せられ、岡田君は労働者農民党を代表せられまして、それ／＼これに對して反対の意向を表明せられました。

続いて採決に入つたのでありますが、起立多数をもつてこの両法律案はそれ／＼可決すべきものと議決せられた次第でございます。この段御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院人事委員長報告(十二月九日)

○木下源吾君 只今議題となりました国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案の人事委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の提案の理由並びに内容について簡単に申し上げます。本案は、我が国における従来からの生活慣習よりする年末の生計費増大に鑑みて、国家公務員に対しても古くから年末賞與を支給するのが例でありましたが、終戦後従来の賞與制度の廃止に伴い、今まで年末手当に關しては、いづれもその年度限りの臨時の措置によつてのみ行われて来たのでありますが、これらの手当をあらかじめ予算に組むところの恒久的な制度にいたそうとするのが本案の提案理由であります。

その内容は、第一に、支給範囲を一般職及び特別職の国家公務員とし、第二に、その支給額を給与月額半分の半々分を最高として、その年中における在職期間に応じて差を付けることとし、その支給日を毎年十二月十五日を原則としてゐることあります。

本委員会いたしましたは、十二月五日提案理由を聴取した後、審議に入つたことになつておるのでありますが、少しく詳しくこの本案審査の状況について申し上げたいと思つてあります。実はこの年末給与の法案と給与法の一部改正の法律案とが本委員会に付託された重要な法案でありまして、先ず委員会といたしましては、あらかじめこの法案の重要性に鑑みて委員会を開いて懇談をいたしまして、各党の代表諸君と懇談したのであります。その結果、年末給与は半ヶ月分としてあるけれども、これは一ヶ月分やるのが至当である。(議長注意せい)と呼ぶ者あり)又……(賛成するから早くやれよ)と呼ぶ者あり)一方の給与法の一部改正法律案の号俸調整は甚だ不まじめな内容を持つておるのであつて、この二つの点だけはどう

しても政府の提案は受け入れられない。これだけはどうしても一ヶ月分やらにやいかん。一方は号俸調整というような、既得権を侵すという、何ら号俸調整を認めた時代の條件が變つておらないのに、これを予算の都合です、既得権を切下げて、(委員長報告か演説か)と呼ぶ者あり)そうして労働者を困らせるといふことはいけぬのだ。(分つた／＼)と呼ぶ者あり、拍手)そこで(委員長報告をやらよ)と呼ぶ者あり)委員会といたしましたはね。(笑声)自由党の諸君もまじえた全会一致の委員会です、これだけはどうかしてやりた、こういう話がまとまつたんです。(笑声、拍手)そこで、その外にも意見がありました、本案に直接關係がありませんから言ひませんが、(もつと大きい声を出せよ)「やかましい」「黙れ」と呼ぶ者あり)先ず(不まじめだ)「馬鹿」「何だ」と呼ぶ者あり)この総司令部に参りまして、各代表が行つて、公務員課の課長さんにその要旨に申入れてですね。(それが社会党か)うるさいぞ」「黙つて聞け」「何を言つてやがる」と呼ぶ者あり)よくシャーパーンさんから御意見を聞き、且つ我々ですね。(ゆつくりやれ)と呼ぶ者あり)我々の意のあるところを申出て、そうして、そういうようにするために御協力を願おうということで、(大したものだ)「ゆつくりやれよ」「それが社会党の代表か」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 静粛に願ひます。

「よく見ろ／＼」「気を落ち着けてやれ」「メガネをふいて」「社会党大したものだ」「それが本質か」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律

○木下源吾君(続) 本月の六日、前日から会見を申込んでお願いしておりましたところが、幸いにシャーパーンさんに許可を得た。私も社会党の森崎委員、(大したものだ)社会党は「と呼ぶ者あり)国民民主党の紅露委員、自由党の加藤理事及び私と専門員を同伴いたしました、シャーパーンさんに御面会いたしました。あらかじめ文書にいたしました用意しておつた案を提示いたしました。ところがシャーパーン氏の言わることには、個人としてはですね、この案は政府案より優れていると思つ、こういうようにまあ言われたので、私共は非常に喜んだ。そうしてどうかこのことの実現することに御協力と御盡力を御願ひいたしたいとお願ひしました。理由といたしましては、各委員諸君からこも／＼その理由を開陳いたしました。内容の主なる点を申し上げますと、先ず第一に、朝鮮のあの問題以来、著しく物価が騰貴しておる、そのために公務員の生活は(明日の朝までやれ、ぼつ／＼)と呼ぶ者あり)非常に苦しく……(社会党の責任だよ)社会党の本性を發揮したな」「何を言つてんの」「何を言うか」「騒いでいるのが自由党の本性だ」「不まじめな社会党の本性を發揮したな」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 静粛に願ひます。静粛に。

「明日までやれ」「酔つばらつてこて／＼言ふな」「まじめにやれ」と呼ぶ者あり)

○木下源吾君(続) 第二には……(議長の権限を行使しろ)「不まじめな社会党の本性を發揮したな」と呼ぶ者あり)第二には、地方税法の改正によりまして、(議長々々々、酔つばらいをつまみ出せ)「誰が酔

つばらつてゐる「貴様だ」と呼ぶ者あり九月、十月、十一月の地方税は、極端に公務員の生活の状態を困窮に陥れておる。「分つた分つた」と呼ぶ者あり、拍手）殊に国鉄においては、「委員長うまいぞ」と呼ぶ者あり）第二次裁定が一部実施せらるることにおいて、一カ月分に該当する給與が支給されるということが確定したのである。「分つた／＼」と呼ぶ者あり、拍手）このような諸種の理由で、公務員のこの年末におけるところの経済状態は誠に窮乏に類しておるといふことを各委員からこも／＼訴えたのであります。「その通り」「使命達成」と呼ぶ者あり」ところがシャープン氏は、「謹聴謹聴」と呼ぶ者あり）よく分つた、だが併しながら、「委員長の権限」「もつと長くやれ」「ゆつくりゆつくり」と呼ぶ者あり）だが併しながらです、予算に関することは当課においての範囲外である、自分は「醜態を暴露した」「酔っぱらい黙れ」と呼ぶ者あり）諸君の意見を聞いて「社会党の醜態を暴露した」「うるさいぞ」「うるさいぞ、同じことばかり言いやがつて」と呼ぶ者あり）予算の關係の方面に「委員長報告だよ」と呼ぶ者あり）取り次ぎをしてやるから、数字を揃えて持つて来たらよからう、こういうお話でありましたので、我々は歸つて参りまして直ぐさまそれ／＼機関を動員いたしましたので、その計数を揃えて専門員をしてお届けいたしましたところ、「社会党の本性暴露」と呼ぶ者あり）続いて予算課長の「（もつとやれと呼ぶ者あり）リード氏から我々の会見の申入れを受諾せられまして、翌七日に予算課長にお目にかかることができましたのであります。（笑声、「謹聴々々」）しつかりやれ」「頑張れよ」「議長々々」と呼ぶ者あり）ここでは私共は

（「流すか」と呼ぶ者あり）曾て政府が一カ月分の予算を（「ゆつくりやれ、ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり）組んでやるということが伝えられておつたのであります。が、「終れ終れ」と呼ぶ者あり）何らかの都合でこれは半月分に削られた、「結論結論」「議長」と呼ぶ者あり）こういうことについてお尋ねいたしましたところが、「（「頑張れ」と呼ぶ者あり）日本政府のやつたことである、（笑声）こういうことが明瞭になりました。（拍手、笑声、「議長々々」「何を言つてるんだ」と呼ぶ者あり）均衡予算は（拍手）潰すことはできないが、この予算の關係で（「しつかりやれ」と呼ぶ者あり）内閣において、若し政府において考慮するというような、（分つた分つた）「謹聴々々」「大事なことだよ」と呼ぶ者あり）再検討するに吝かではない、（「しつかりしつかり」「よし／＼分つた」と呼ぶ者あり、拍手）ただOKを與えるかどうかということは（「しつかりしつかり」と呼ぶ者あり）それは言明の限りではないけれどもということを言われました。（「大事なことだよ」「ゆつくりゆつくり」「しつかりやれ」と呼ぶ者あり）私共この七日のリード予算課長の会見には（「その通り」「降りろ」「降りろ」「御苦労」と呼ぶ者あり）社会党の（「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり）森崎委員、国民民主党の紅露委員、（「しつかりやれ」と呼ぶ者あり）労働者農民党の千葉委員、私とで、午前十時二十五分から（笑声）午後一時十分までの間、熱心です、この年末給與を実現さして、一ヶ月分に増額して貰ふことの懇請を続けて歸つて参つたのであります。（「分りました」「よし分つた」「大事なことだ」「まだ分らない」「どうだそうだ」「頑張れ」「しつかりやれ」と呼ぶ者あり、拍手、「議長どう

するのだ」「取締をやれ」「頑張れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）そのことを本委員会は、この年末給與を（「やれ／＼」「どうぞどうぞ」と呼ぶ者あり）政府の半ヶ月分を一ヶ月分にするために……）議長、やかましく聞いて聞えない」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尙武君） 静粛に願います。

○木下源吾君（統） 誠意を以てまじめに本委員会は努力して参つたといふことを御報告申し上げます。（議長、どうした）「何を言うか」と呼ぶ者あり）委員会の、国会内における委員会においては、これ又委員の諸君は、この一カ月分に増額するために、本当に（「そうだが」「ロボット委員長」と呼ぶ者あり）全精魂をこめて（「そうだ」と呼ぶ者あり）活動せられたものであります。（「大事な場所だ」と呼ぶ者あり）本日のごとき（「降りるな」と呼ぶ者あり）土曜日にも拘わらずです……（「落ち着け」「降りちやいけな」「降りろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手）

○議長（佐藤尙武君） 静粛に願います。

○木下源吾君（統） やはり司令部に参りまして最後の懇請を続けたのであります。（議場騒然）

○議長（佐藤尙武君） 御静粛に願います。（「委員、委員長」と呼ぶ者あり）御静粛に願います。（「社会党の委員長残れ」「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○木下源吾君（統） 時間がございませぬから……（議長、静かに願います）と呼ぶ者あり）そういう熱心に本委員会が最後まで審議を続けて来ましたが、只今の最終の委員会におきましては、自由

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律

党の議員の動議によつて、ろく／＼質疑も討論もせずに省略するの動議が出されました。（「それはいかんね」と呼ぶ者あり）その結果、討論の内容について申上げるものはございませぬ。ただ省略の動議によつて、一気呵成に緑風会の委員諸君の賛成によつてこれが決せられたのでございませぬ。ただこの際、附加えて置きたいことは、この採決の瞬間において……（発言する者多し）

○議長（佐藤尙武君） 静粛に願います。

○木下源吾君（統） この挙に反対する諸君は憤然退場いたしました、反対の意を表したといふこととございませぬ。（「終り」「もつとやれ」「まだ分らん」と呼ぶ者あり）かかる経緯を経まして、委員会においては多数を以て可決したのでございまして、（笑声）私の委員長報告をこれを以て終了させて頂きます。（拍手）

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律

一、提案理由（十一月三十日）

（裁判所法の一部を改正する法律の提案理由を一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（十二月六日）

（裁判所法の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（十二月八日）

（裁判所法の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載）

◎日本輸出銀行法 (昭和二五、一一、一五、法二六八)

一、提案理由(十二月八日)

(中小企業信用保険特別会計法の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月八日)

○夏堀源三郎君 たいま議題となりました日本輸出銀行法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国経済の自立を達成するための捷徑が、特に米国の対日援助も近い将来において大幅な減額を見るような情勢にあることを考えますとき、貿易、特に輸出の進捗をはかることにあることは、いまさら言うまでもないところであり、しかるところ、わが国の主要取引国である東南アジア地域においては、それらの経済復興ないしは産業開発計画の進捗に応じて、設備、機械のごとき建設もしくは開発資材に対する需要が現実起つておるのでありますが、これら諸地域は、現在すでに米国その他の先進諸国よりの対外援助を受けてはおりますものの、一般的にドルの不足に悩んでおり、これら資材の輸入も必ずしも意のごとく進捗しない状況にあるといわれております。

このような需要に応じ、その必要とされる設備施設を供給するばかりでなく、わが国の進んだ技術をも提供することによつてこれら

諸地域の経済開発に協力することは、将来におけるわが国の輸出市場を永続的に確保し得ることとなり、まさに双方の希望を利益に合致するものといふことができるのであります。ただ、これらプラント設備等の資本財は、一件の金額が巨額に上り、その支拂いを一時に行ふことはきわめて困難な状況にありますのみならず、これらプラント設備の国内における生産にはかなり長期間を要するのでありまして、これを船積み出荷するまでの生産金融が、ぜひともこれに伴うことが必要となつて来たのであります。さらにプラント設備の輸出のための金融は、商品の生産から船積みを経て相手国に着荷すえつてを了し、最終的な代金決済を受けるまでには相当の長期間にわたることを覚悟せねばなりません。この種金融は、諸般の情勢からしまして、市中銀行その他の金融機関にのみ期待することは困難かつ不適當と考えられますので、ここに政府出資による独立の金融機関を設置し、この種金融を行わしめることとしたのであります。政府からの出資は、本年度一般会計より二十五億円、見返資金特別会計より二十五億円、合計五十億円、明年度一般会計より五十億円、見返資金特別会計より五十億円、計百億円、本年度及び明年度を合せまして合計百五十億円を予定しております。

本銀行の業務は、国内輸出業者または輸出品製造業者に対する貸付または手形の割引ばかりでなく、外国の政府、地方公共団体、輸入業者等に対しても行い得ることとなつておりますが、その業務の重点は、さしあたり国内業務に置かれるものと考えられております。

なお本銀行の能率的な運営の実効を期するため、役職員の任免及び

地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面におきまして、できる限り無用の拘束を少くするように規定が設けられておるのであります。

以上が、この法案の提出の理由及び内容の概要であります。

この法案は、昨七日、本委員会に付託せられ、本日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、慎重審査をいたしまして、討論採決に入りまして、西村委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、内藤委員は国民民主党を代表して、希望を述べて賛成の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して、強い要望を述べて賛成の意を表せられ、米原委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(十二月九日)

○小串清一君 只今議題となりました日本輸出銀行法案の大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本案は、これまで我が国の輸出貿易、特に設備及び技術の輸出を阻害していた一要因である金融面における隘路を緩和するために、新たに政府の出資による独立の金融機関を設置いたそうとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、本銀行の資本金は百五十億円で

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

ありまして、本年度一般会計より二十五億円、見返資金特別会計より同じく二十五億円、明年度一般会計より五十億円、見返資金特別会計より五十億円、計百五十億円を出資することになつております。又、本銀行の役職員の任免及び地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面につきましては、能率的な運営を図るようになつております。その業務の重点は、国内の輸出業者又は輸出品製造業者に対する貸付又は手形の割引に置かれておるのであります。また、外国の政府、地方公共団体、輸入業者等に対しまして、同様な業務を行ひ得ることとなつておるのであります。

さて委員会の審議に当りましては委員各位より御熱心な質疑と政府より懇切周到なる答弁がありました。詳細は速記録によつて御了承を願います。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、油井賢太郎委員より賛成意見が述べられまして、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎国立学校設置法等の一部を改正する法律案

(昭和二五、一一、一六、法二六九)(衆)

一、提案理由(十二月五日)

○内藤友明君 たいま議題となりました国立学校設置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

まず皆様に御了承いただきたいことは、私どもがこの案を提出いたしましたのは、現在運輸省直轄の商船学校が富山、三重、山口、広島、愛媛の五県にありますので、この五県出身の者が、地元の県庁及び町村当事者と、数回にわたりまして、この商船学校問題に關しまして協議、懇談を重ねました。その結果地元の強い希望によりまして、この法律案を立案いたしました次第であります。そういったしまして關係方面とも交渉いたしましたして、提案の運びになつたのであります。そういう關係上提案者となつた次第でありますので、何とぞ御了承いただきたいと思つております。

御承知の通り新しい憲法によりまして教育の基本が確立いたしました、この精神に基きまして六・三・三・四制の新学制がしかれ、すでに実施されておるのであります。船員教育につきましても、昭和二十一年八月、運輸省内に船員教育委員会が設けられまして審議いたしました結果、従来の高等商船学校は商船大学に、商船学校は商船高等学校に、それ／＼転換することの方針がきまりました。これによりまして、去る四月に従来の高等商船学校が商船大学に切りかえられ、文部省に移りました。しかし商船学校は、いままなお学校教育法第九十八條のいわゆる従前の規定による学校として経営されているのであります。ところが今年の夏、アメリカから第二次教育使節団が来朝されました、種々調査研究の結果、九月二十二日にマツカサー元帥に提出されました報告書に、現在他省によつて実行されている教育機構は、すべからずこれを文部省に移管すべきであるといつておるのであります。この法律案は、以上の趣旨に基きま

して、運輸省の直轄しております学校教育法第九十八條によります五つの商船学校を、運輸省設置法の規定から除き、新たに学校教育法第一條による商船高等学校といたしまして、これを国立学校設置法に規定いたし、文部省の所管にかえようとするものであります。かような趣旨によるものであります。法律案の内容に不備な点があるかと思つたので、委員会におかせられまして十分御審議くだされ、恐縮であります。なるべく早目に御決定願ひ、ぜひともこの臨時国会中に何とか成立せしめたい念願でありますので、よろしく願ひ申し上げます。

なお商船学校等のことにつきましては、文部、運輸両当局の關係から、並びに同僚の提出者からもそれ／＼御質疑に答えると思つてあります。よろしく願ひ申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(十二月六日)

○岡延右エ門君 たいま議題となりました国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、文部委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は内藤友明君外三十六名の議員提出にかかるものであります。その目的とするところは、現在運輸省の直轄になつて五つの商船学校を、学校教育法に基く国立の商船高等学校として文部省の所管に移そうとするものであります。先般アメリカ第二次教育使節団のマツカサー元帥に提出された報告書の中にも「現在、他省

によつて実行されている教育機構にすべからずこれを文部省に移管すべきである」と示されてあります通り、元來新教育の体系は学校教育法の原則によるべきであります。先般旧制高等商船学校は商船大学として文部省の所管に切りかえられましたが、商船学校のみは依然として旧來のままに取残されておつたのであります。しかもこれら五つの商船学校につきましては、当初文部省所管であつたのであります。戦時中、海軍省の要請に基き、その補助機関としての船員の養成のために逋信省所管に切りかえられたもので、教育本來の建前よりいたしましても当然学校教育の体系の中に復帰するべきものであります。以上が本法案提出の趣旨であります。

本案は、去る十二月一日文部委員会に付託になつたものであります。昨五日提案理由の説明を聴取した後、ただちに質疑に入り、本日まで二日間におたり、各委員よりきわめて熱心なる質疑があり、提案者及び文部、運輸両当局より適切なる答弁がございましたが、その詳細は会議録により御承知願ひたいと存じます。

かくて、本法案に対する質疑を終局し、討論を省略して、ただちに採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院文部委員長報告(十二月九日)

○堀越儀郎君 只今上程されました国立学校設置法等の一部を改正する法律案について文部委員会における審議の経過並びにその結果

を御報告申し上げます。

提案の理由とするところは、従来の高等商船学校はすでに商船大学に切替えられ、運輸省から文部省に移管されたのであります。右にならつて、いわゆる従前の規定による学校として運輸省所管に属しておる商船学校を文部省所管に移し、新入学生より学校教育法に基く高等学校としたのであります。当委員会におきましては、運輸委員会の代表者及び海員組合関係者その他の意見をも聴取いたします等、慎重審議の結果、運輸省の定員に關する事項、即ち第二條の一部を修正すると共に、四点の強い要望を附しまして全員一致可決いたしました。その趣旨及び要点とするところは次の通りであります。

学校教育法に基く商船高等学校といたしました場合には、その修業年限と教育内容から見、卒業者が従来の商船学校卒業者に與えられていた甲種二等航海士及び甲種二等機関士の海技免状を得ることとは困難であると認められる。従つて商船高等學校設置に伴ひ、政府は左の事項について万全の措置をとるべきである。

一、新制高等學校としての商船高等學校の教程のみでは不足する専門教育と海上実習を補うための技術教育の制度を確立し、商船高等學校の卒業者が引續いてその課程を修めることにより、甲種二級の海技免状を取得するに必要な受驗資格と実力とを得るよう措置すること。

二、商船高等學校卒業者が右の課程を修めるため経済負担の重加されることがないように措置すること。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律

三、現商船学校に在学中の生徒及び実習生がこの学制改革によつて不利な条件をもたらされることのないように措置すること。

四、現職の教員は、現商船学校の生徒が卒業するまではそのまま継続して在職できるし、将来商船高等学校となつてからも引き続きその身分を保障されるよう措置すること。

尚、右の切実なる要望については、文部省関係政府委員からその趣旨に副うよう万全の努力をする旨の確約をいたしましたし、運輸省関係政府委員も又文部当局と十分な協力をする旨の答弁がございましたから、特に附言いたしまして報告いたします。(拍手)

◎特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正

する法律 (昭和二五、一一、一六、法二七〇)

一、提案理由(十二月二日)

○横尾内務大臣 たいいま議題となりました特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

特別鉦害復旧臨時措置法は第七回国会において成立をし、去る五月十一日公布、翌十二日から施行されておりますが、今回改正を必要といたしますのは次の二点についてであります。

第一は、特別鉦害復旧公社の廃止に関するものであります。現行法におきましては、鉦業者等から納付金等を徴収し、これをプールした上で、主務大臣が認可する復旧工事の施行者に対して工事費

を支拂うことを主たる業務とする機関として、特別鉦害復旧公社が設置されておりますが、同法附則第十三項の規定によりまして、本年十二月三十一日またはそれより早いときに、通商産業省にその業務を引渡さなければならぬことになっておりますので、復旧公社を廃止し、新たに特別鉦害復旧特別会計を設けて、通商産業省においてその業務を行うこととしたのでございます。

第二は、現行法第二十五條の被指定者がみずからの負担において施行する工事の規定の改正に関するものであります。御承知の通り、現行の公共事業の国及び地方公共団体の補助率のままで、認定された特別鉦害の総復旧工事費について多額の不足が生じることになりますので、政府におきましては、特別鉦害復旧に対する公共事業の補助率を特別に引上げることにより、不足分を極力補填することに方針を決定いたしました。この場合現行規定によりまして、自己復旧をし得るのは、その者の納付金の総額が、その者にかかる特別鉦害の復旧工事費の総額から、国及び地方公共団体が負担する費用等を控除した額を越える場合について認められておりますので、右の補助率引上げの措置によりまして、自己復旧者が従来予定されておりました以上に増加し、納付金によるプール財源の確保の上からは、かえつて支障を来すこととなりますので、この改正法律案におきましては、自己復旧をし得るのは、その者の納付金の総額がその者にかかる特別鉦害の復旧工事費の総額を越える場合について認めることとし、また自己復旧者となつたときは、従来の補助率によつて算出されるその者の負担額を従来通り納付せしめること

とした次第であります。

以上二つの点が今回の改正の要点であります。これに附帯しまして、この法律案におきましては附則第八項によりまして、通商産業省設置法の一部を改正いたしまして、資源庁炭政局施設部を、開闢鉦害部にするともに、福岡通商産業局には新たに鉦害部を設けまして、従来の特別鉦害に関する行政事務とあわせまして、特別会計の経理事務をも所掌することとしたほか、必要な條文及び字句の整理をいたしてございまして、

なおこの改正法律案と一体をなしている特別鉦害復旧特別会計法案につきましては、別に提案いたすこととしております。また特別鉦害の認定も本年八月以降二回にわたつて慎重に現地調査を進めまして、この改正法律施行と同時に認定の公告をするよう準備を進めておりますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院通商産業委員長報告(十二月六日)

○多武良哲三君 たいいま議題となりました特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

特別鉦害復旧臨時措置法は、第七国会において成立し、去る五月十一日公布、翌十二日から施行されておりますが、今度の改正は次の二点についてであります。

第一は特別鉦害復旧公社の廃止に関するものであります。特別鉦

害復旧公社は、鉦業者より納付金等を徴収し、これをプールした上で、主務大臣が認可する復旧工事の施行者に対して工事費を支拂うことを主たる業務とする機関であります。現行法附則第十三項の規定によりまして、本年十二月三十一日またはそれ以前の早い時期にその業務を通商産業省に引渡さねばならぬこととなっておりますので、復旧公社を廃止いたしまして、新たに特別鉦害復旧特別会計を設けて、通商産業省においてその業務を行うことといたします。

第二は、現行法第二十五條の被指定者が自己の負担において施行する工事の規定の改正に関するものでございます。すなわち、国及び地方公共団体により、公共事業の補助率を特別鉦害復旧について今回特別に引上げることとした結果、現行規定による自己復旧をなし得るものは、その者の納付金の総額が、その者にかかる特別鉦害の復旧工事費の総額から国及び地方公共団体が負担する費用等を控除した額を越える場合について認められておりますが、改正法律案におきましては、自己復旧をなし得るものは、その者の納付金の総額が、その者にかかる特別鉦害の復旧工事費の総額を越える場合について認めることとし、自己復旧者となつたときは、従来の補助率によつて算出される負担額を従来通り納付せしめることとした次第でございます。

以上二つの点が今回の改正の要点であります。これに附帯いたしまして、本法律案におきまして通商産業省設置法の一部を改正し、資源庁炭政局施設部を開闢鉦害部にするともに、福岡通商産

業局に鉦害部を設け、特別鉦害に関する行政事務とあわせて経理事務をつかさどらしめることとしたのでございます。

本法律案は、十二月二日通商産業委員会に付託され、横尾通産大臣の提案理由を聴取後、ただちに質疑に入りました。その詳細は会議録に譲ります。

昨五日質疑を終り、ただちに討論・採決の結果、満場一致をもって本法案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院通商産業委員長報告(十二月八日)

(鉦業法の委員長報告と一括して掲載)

◎特別鉦害復旧特別会計法

(昭和二五、一一、一六、法二七二)

一、提案理由(十二月二日)

○西川政府委員 たいま議題となりました特別鉦害復旧特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

従来特別鉦害に関する納付金の徴収及び復旧工事の費用の負担のための支出等の経理は、特別鉦害復旧臨時措置法に規定する特別鉦害復旧公社において行うこととなつていたのでありますが、別途提出いたしました御審議を願つております通り、今回同法の一部を改

正して、特別鉦害復旧公社を廃し、国においてその業務を引継ぐこととなつたのに伴い、これに関する政府の経理を明確にするため、特別鉦害復旧特別会計を設置することとしたのであります。本会計は特別鉦害復旧臨時措置法に規定する納付金、受益者負担金、寄付その他付属雑収入をもつて歳入とし、同法の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金、その他の諸費をもつて歳出といたします。なお本法案は、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な事項をあわせ規定いたしております。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月六日)

(食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月八日)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎米国対日援助物資等処理特別会計法の

一部を改正する法律

(昭和二五、一一、一八、法二七二)

一、提案理由(十二月六日)

(食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月七日)

(食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月九日)

(郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する

法律 (昭和二五、一一、一八、法二七三)

一、提案理由(十二月七日)

○佐藤(一)政府委員 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案 米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律

提出の理由を、御説明申し上げます。

従来輸入食糧につきましては、価格差補給金による価格調整は、すべて貿易特別会計において行われており、従いまして食糧管理特別会計といたしましては、国内生産者価格に相当する価格をもつて、貿易特別会計から買い入れて来たのでありますが、昭和二十五年度におきましては、米国対日援助物資として輸入される分については、米国対日援助物資等処理特別会計において価格調整をし、貿易特別会計及び新たに開始されました民間貿易により輸入される分については、いずれも食糧管理特別会計が輸入原価によつて買入れ、この会計において一般会計から価格差補給金の繰入れを受けて、価格調整をすることとなつたのに伴ひまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、一般会計から繰入金をすることができるといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月七日)

(食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月九日)

食糧管理特別会計法の一部を改正する 五七